

令和6年第7回定例会

# 鋸南町議会会議録

令和6年12月16日 開会

令和6年12月20日 閉会

鋸南町議会



## 令和 6 年第 7 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

|          |                                                            |
|----------|------------------------------------------------------------|
| 議案第 1 号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度鋸南町一般会計補正予算（第 3 号）について）           |
| 議案第 2 号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度鋸南病院事業会計補正予算（第 2 号）について）          |
| 議案第 3 号  | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 議案第 4 号  | 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 議案第 5 号  | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 議案第 6 号  | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                          |
| 議案第 7 号  | 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定                        |
| 議案第 8 号  | 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について |
| 議案第 9 号  | 南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について                                  |
| 議案第 10 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                           |
| 議案第 11 号 | 令和 6 年度鋸南町一般会計補正予算（第 4 号）について                              |
| 議案第 12 号 | 令和 6 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について                        |
| 議案第 13 号 | 令和 6 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について                          |
| 議案第 14 号 | 令和 6 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について                            |

## 令和 6 年第 7 回 鋸南町議会定例会会議録目次

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 招集告示 .....                                   | 1  |
| 第 1 号（12 月 16 日）                             |    |
| 議事日程 .....                                   | 2  |
| 本日の会議に付した事件 .....                            | 2  |
| 出席議員 .....                                   | 2  |
| 欠席議員 .....                                   | 2  |
| 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ... | 2  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 .....                     | 2  |
| 開会の宣言 .....                                  | 3  |
| 会議録署名議員の指名 .....                             | 3  |
| 会期の決定 .....                                  | 3  |
| 諸般の報告 .....                                  | 4  |
| 町長から提案理由の説明、諸般の報告 .....                      | 5  |
| 一般質問 .....                                   | 9  |
| 柴本 健二 議員 .....                               | 9  |
| 篠宮 真樹 議員 .....                               | 15 |
| 中村 基 議員 .....                                | 25 |
| 竹田 和明 議員 .....                               | 40 |
| 散会の宣言 .....                                  | 56 |

第2号（12月18日）

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| 議事日程 .....                               | 57  |
| 本日の会議に付した事件 .....                        | 57  |
| 出席議員 .....                               | 57  |
| 欠席議員 .....                               | 57  |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ... | 57  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 .....                 | 57  |
| 開議の宣言 .....                              | 58  |
| 議事日程の報告.....                             | 58  |
| 一般質問 .....                               | 58  |
| 東    愛乃  議員 .....                        | 58  |
| 早川  正也  議員 .....                         | 70  |
| 大塚    昇  議員 .....                        | 89  |
| 笹生  あすか 議員 .....                         | 93  |
| 散会の宣言 .....                              | 108 |

### 第3号（12月20日）

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| 議事日程 .....                               | 109 |
| 本日の会議に付した事件 .....                        | 110 |
| 出席議員 .....                               | 110 |
| 欠席議員 .....                               | 110 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ... | 110 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 .....                 | 110 |
| 開議の宣言 .....                              | 111 |
| 議事日程の報告 .....                            | 111 |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....                | 111 |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....               | 112 |
| 議案第3号から議案第7号の上程、説明.....                  | 113 |
| 議案第3号の質疑、討論、採決 .....                     | 117 |
| 議案第4号の質疑、討論、採決 .....                     | 117 |
| 議案第5号の質疑、討論、採決 .....                     | 118 |
| 議案第6号の質疑、討論、採決 .....                     | 118 |
| 議案第7号の質疑、討論、採決 .....                     | 118 |
| 議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....               | 119 |
| 議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....               | 120 |
| 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....              | 121 |
| 議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....              | 122 |
| 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....              | 128 |
| 議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....              | 129 |
| 議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....              | 131 |
| 閉会の宣言 .....                              | 132 |

鋸南町告示第 1 0 1 号

令和 6 年第 7 回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

鋸南町長      白   石      治   和

- 1   期   日      令和 6 年 1 2 月 1 6 日   午前 1 0 時
- 2   場   所      鋸南町役場議場

令和6年第7回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和6年12月16日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 一般質問（4名）  
4番 柴 本 健 二 議員  
2番 篠 宮 真 樹 議員  
3番 中 村 基 議員  
8番 竹 田 和 明 議員

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- |      |     |     |    |      |     |       |    |
|------|-----|-----|----|------|-----|-------|----|
| 1 番  | 東   | 愛 乃 | 議員 | 2 番  | 篠 宮 | 真 樹   | 議員 |
| 3 番  | 中 村 | 基   | 議員 | 4 番  | 柴 本 | 健 二   | 議員 |
| 5 番  | 秋 山 | 柳 三 | 議員 | 6 番  | 笹 生 | あ す か | 議員 |
| 7 番  | 早 川 | 正 也 | 議員 | 8 番  | 竹 田 | 和 明   | 議員 |
| 9 番  | 大 塚 | 昇   | 議員 | 10 番 | 青 木 | 悦 子   | 議員 |
| 11 番 | 緒 方 | 猛   | 議員 | 12 番 | 鈴 木 | 辰 也   | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- |        |     |     |           |     |       |
|--------|-----|-----|-----------|-----|-------|
| 町 長    | 白 石 | 治 和 | 副 町 長     | 内 田 | 正 司   |
| 教 育 長  | 富 永 | 安 男 | 総務企画課長    | 吉 田 | 修 一   |
| 税務住民課長 | 菊 間 | 寛 之 | 保健福祉課長    | 対 馬 | 尚 子   |
| 地域振興課長 | 重 田 | 正 行 | 教 育 課 長   | 安 田 | 隆 博   |
| 建設水道課長 | 齋 藤 | 正 樹 | 会 計 管 理 者 | 笹 生 | い つ 子 |
| 総務管理室長 | 今 井 | 勝 啓 | 監 査 委 員   | 増 田 | 光 俊   |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

- 事 務 局 長 加 藤 芳 博 書 記 曾 田 敦 子



…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

### ◎開会の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、令和6年第7回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（青木悦子）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、笹生あすか議員、11番、緒方猛議員の両名を指名いたします。

### ◎会期の決定

#### ○議長（青木悦子）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る12月6日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 鈴木辰也委員長。はい、鈴木委員長。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

#### ○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る12月6日午前10時から開催した議会運営委員会における、令和6年第7回鋸南町議会定例会の会期及び日程等の協議についてご報告いたします。

今定例会の会議は本日から２０日までの５日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案１４件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、４名の一般質問を行い、散会といたします。明日１７日は議案調査のため休会とします。１８日は午前１０時から会議を開き、４名の一般質問を行い、散会とします。１９日は議案調査のため休会とします。最終日２０日は午前１０時から会議を開き、議案の調査となりますが、議案第１号から議案第１４号について上程の上、説明、質疑、討論、採決までお願いをいたします。

一般質問であります、一般質問一覧表のとおり、今定例会には、柴本健二議員、篠宮真樹議員、中村基議員、竹田和明議員、東愛乃議員、早川正也議員、大塚昇議員、笹生あすか議員、８名から通告がなされております。

先ほど申し上げたように、本日は柴本健二議員、篠宮真樹議員、中村基議員、竹田和明議員４名の一般質問を行います。１８日は東愛乃議員、早川正也議員、大塚昇議員、笹生あすか議員４名の一般質問を行います。

一般質問の時間は答弁時間を含め６０分以内とします。１回目の質問時間は１５分以内といたします。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないものといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

ただ今の議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から２０日までの５日間とし、一般質問については、通告のあった議員が８名、質問の時間は６０分以内とし、１回目の質問時間は、１５分以内、再質問は一問一答方式で、回数は定めないとのこととあります。

お諮りいたします。ただ今申し上げたとおり決定することに、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から２０日までの５日間と決定いたしました。

### ◎諸般の報告

#### ○議長（青木悦子）

日程第３、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職、氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された2件の陳情書を参考までに配布しました。

以上で議長としての報告を終わります。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和6年第7回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝申し上げます。

本定例会に町長としてご提案申し上げます議案は、専決処分の承認が2件、一部事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議が2件、人事案件1件、一般会計及び国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計の各補正予算、合わせて14議案でございます。それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度鋸南町一般会計補正予算第3号についてでございますが、令和6年10月27日に執行された衆議院議員総選挙に掛る経費について、令和6年10月9日に専決処分を行いましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度鋸南病院事業会計補正予算第2号についてでございますが、重要な資産の取得のため、令和6年10月28日に専決処分を行いましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第3号は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、千葉県人事委員会の勧告に準じまして、特定任期付職員の給料表について号給に応じて月額を引上げ、期末手当の支給割合を年間で0.05月引き上げる改正であります。

議案第4号は、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第1号会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給割合を千葉県の引き上に準じ、年間で0.1月引き上げる改正であります。

議案第5号は、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、町特別職の期末手当の支給割合を、年間で0.1月引き上げる改正でございます。

議案第6号は、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、千葉県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員給料表については、平均3.3%の引き上げ、期末手当と勤勉手当を合わせた支給割合を、年間0.1月引き上げる改正でございます。また、令和7年4月1日からの地域手当の新設、扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、所要の改正を行うものであります。再任用職員については期末手当と勤勉手当を合わせた支給割合を、年間0.05月引き上げる改正でございます。

議案第7号は、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、第2号会計年度任用職員の給料表について、一般職の給料表と同様に、千葉県の引き上げに準じ、1級及び2級の月額を引上げる改正でございます。

議案第8号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございますが、総合事務組合を組織をする地方公共団体である布施学校組合が解散することにより、組合を組織をする地方公共団体が減少をすることから、総合事務組合規約中の組合を組織をする地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る団体に関する規定について、所要の改正が必要なことから、関係地方公共団体と協議をするにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第9号は、南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議についてでございますが、南房総広域水道企業団と九十九里地域水道企業団の2つの水道用水供給事業体と県営水道の統合に伴い、県企業局が事務を承継し、それぞれの企業団は解散となることから、南房総広域水道企業団規約に解散について追加の改正が必要なことから、関係地方公共団体と協議するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第10号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、令和7年3月31日をもちまして、人権擁護委員1名の方が任期満了となりますが、引き続き、人権擁護委員候補者として法務大臣へ推薦するにあたり、議会の意見を聞くため、推薦議案として提出するものでございます。

議案第11号は、令和6年度鋸南町一般会計補正予算第4号についてでございますが、8,725万4千円を追加をし、補正後の総額を、47億7,196万円にしようとするものでございます。

始めに、歳出の主なものをご説明申し上げます。

各費目にわたる人件費につきましては、千葉県人事委員会の勧告に基づき一般職及び会計年度任用職員の期末勤勉手当や、月例給の引き上げ等により、総額で1,822万円の増額をするものでございます。民生費では、障害福祉サービス費2,900万円、

子ども医療費扶助 230万2千円、農林水産振興費では、地域おこし協力隊事業 173万円、教育費では給食センターボイラ交換事業 2,068万円。

次に歳入であります。増額補正の主なものは、国庫支出金 1,450万円、県支出金 725万円、諸収入、過年度収入 68万4千円でございます。歳入歳出調整後、不足分の 6,482万円を財政調整基金から繰り入れることといたしました。

今補正後の財政調整基金の残高は、18億9,396万6千円となる見込みでございます。また、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費、債務負担行為の補正をお願いいたします。

議案第12号は、令和6年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてでございますが、9千円を追加をし、補正後の総額を10億4,900万1千円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、歳出では、償還金 9千円、歳入では、国庫支出金 43万5千円、諸収入 9千円の増額のほか、繰入金 43万5千円の減額でございます。

議案第13号は、令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第2号についてでございますが、18万5千円を減額し、補正後の総額を16億970万8千円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、歳出では、基金積立金が 5万1千円の増額、地域支援事業費 23万6千円の減額。歳入では、支払基金交付金 2万7千円の増額、国庫支出金 10万6千円、県支出金 5万3千円、繰入金 5万3千円の減額でございます。

議案第14号は、令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算第2号についてでございますが、児童手当の拡充や補償費の増により収益的収入では、17万円を追加をし、補正後の総額を5億1,358万4千円に、収益的支出では、千葉県人事委員会の勧告に基づき、人件費の増額により、195万7千円を追加をし、補正後の総額を4億9,667万1千円にしようとするものでございます。また、収益的収入及び支出の補正のほか、債務負担行為の条文追加をお願いするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

この際諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災訓練についてご報告を申し上げます。

去る11月10日、日曜日に町内全域を対象に鋸南町総合防災訓練を実施いたしました。訓練は、屋内でのシェイクアウト訓練のあと、声を掛け合いながらの避難訓練、自衛隊による倒壊建物からの救出訓練の展示を実施いたしました。住民の皆様をはじめ、消防団、安房消防、自衛隊の関係者にご協力をいただき、有意義な訓練を実施することができました。今後も、防災体制の向上に繋げていきたいと思っております。

次に、町内一斉清掃についてご報告申し上げます。

去る12月1日、日曜日に行われました一斉清掃であります。可燃ゴミやビン・缶等を含めまして、約8トンのゴミが収集されました。ご協力をいただきました関係者の

方々、町民の皆様に感謝申し上げます。今後も、この事業を通して、官民一体となつての環境美化に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、年末から年始にかけての観光行事につきまして、ご報告とご案内を申し上げます。

例年開催をしております、辰野町特産品フェアについては、去る12月7日、土曜日の保田小開校記念祭の際に、辰野町物産展として開催させて頂きました。リンゴをはじめとする辰野町の魅力ある特産品を求めて、多くの皆様が訪れ盛況に終了しました。

次に花まつりですが、第一章の水仙まつりが12月7日から2月2日までの期間、第二章の頼朝桜まつりが2月8日から3月9日までの期間、最終章の桜まつりは3月15日から4月6日までを期間として行われます。

佐久間ダムにて、水仙や桜の開花状況に合わせ、花のライトアップを予定しており、水仙まつりイベントのすいせんマルシェは、1月12日、日曜日に保健福祉総合センター駐車場で行われる予定でございます。また、頼朝桜まつり期間中には、JR主催により頼朝桜ハイキングが予定をされております。早春の花観光に、多くの観光客が、当町を訪れることを期待しております。

次に、消防団出初式についてご案内申し上げます。

1月11日、土曜日、午前10時から、岩井袋野球場を会場に行います。新年における消防団の晴れ姿を是非、ご覧いただきたいと思ひます。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

初めに、新春マラソン記録会についてご案内申し上げます。1月12日、日曜日、午前10時から鋸南中学校を会場に行います。例年どおり、1キロ・2キロ・3キロ・4キロの各コースを設定いたします。皆様のご参加をお待ちしています。

次に、鋸南町20歳を祝う会についてご案内申し上げます。1月12日、日曜日、午後2時から中央公民館を会場に行います。20歳となった方を対象とし、20歳を祝う会を開催いたします。なお、今回は、60名の皆様が対象となります。

次に、菱川師宣記念館の特別展「歌川スリー」についてご案内申し上げます。1月4日から3月16日まで江戸浮世絵を彩る歌川派の三巨匠、国芳、豊国、広重らの作品を多数紹介します。この機会に、ぜひご来館ください。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。以上であります。

私が提案理由の説明の中で抜けていたところがございますので、訂正をさせていただきます。

提案理由の説明の最初の1ページ目の今定例会に町長としてご提案します議案は、専決処分承認が2件、条例の一部改正5件が抜けていたそうです。よろしくお願いいたします。訂正させていただきます。以上であります。

## ○議長（青木悦子）

町長からの提案理由の説明並びに報告がありました。

報告事項ではありますが、何か確認したい点がありましたら挙手願ひます。

〔発言なし〕

**○議長（青木悦子）**

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了致します。

**◎一般質問**

**◎４番 柴本 健二**

**○議長（青木悦子）**

日程第４、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、８名から通告がなされておりますが、本日は４名まで順次質問を許します。

柴本健二議員の質問を許します。質問席へ移動してください。

〔４番 柴本健二 質問席につく〕

**○議長（青木悦子）**

４番、柴本健二議員。

〔ベルが鳴る〕

**○４番（柴本健二）**

１回目の質問を行います。３件質問します。

１、遊休農地について、農業者の高齢化や後継者不足が進み、ここ何年かの間、耕作条件の悪い農地のみならず、比較的条件の良い平坦な農地において適正に管理されず、放置された遊休農地が目につくようになってきました。これらの農地をこのまま放置し、何の対策も取らないとなると、周辺農地への雑草や病害虫による被害や産業廃棄物の不法投棄、更には野生動物の活動の範囲を広げ、一層の鳥獣被害を招く恐れがあります。

今、私は竜島地区で日々農業に従事しています。竜島地区はほぼ平坦な農地で、概ね２５ヘクタールと聞いていますが、少しずつであります、遊休農地が発生しています。竜島地区の現在の農業従事者は約３０名で、そのうち７０歳以上が２０名、残りの１０名も５０歳以上と、若い後継者は１人もいないのが現状です。

そこで質問します。①当町の農業従事者は何名いますか。②当町の遊休農地の状況はどうか。③遊休農地を増やさない対策をどのようにお考えですか。

二つ目としまして、農業の地域計画について。令和６年１０月に農地の利用意向等を把握するための地域農業の将来に関するアンケートに関し、地域農業の将来像を描く地域計画の策定を推進することは、とても興味深いと思われませんが、詳細について質問します。①令和７年３月末まで１０区画の地域ごとの話し合いを通じて、地域計画を個人情報に配慮し、統計処理して策定するとありますが、期間が短く、期日までに完了するのかという懸念があります。策定スケジュールはいかがか。②農業経営の展望、拡大縮小、離農について１０年にわたり調査されていますが、農業従事者の高齢化を考慮する

と、身体の不調、鳥獣被害など環境の悪化により、展望通りになりにくいと考えますが、いかがか。

3、地域おこし協力隊について。地域おこし協力隊は、過疎や高齢化が進む当町において、地域の活性化にとっても有意義と思われるが、次のことを質問します。①当町の隊員の受け入れは何年から行い、現在何名の方が従事しているのか。また、今後の見込みはいかがか。②隊員の任期終了後の当町への定住・定着率はどうか。また、町が期待している効果が達成されているか。③隊員向けの研修会の実施、相談窓口の開設等の町のサポート体制は充実しているか、以上です。

#### ○議長（青木悦子）

柴本健二議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

#### ○町長（白石治和）

柴本健二議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の遊休農地についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、当町の農業従事者の人数についてでございますが、農業従事者は、高齢化や担い手不足等の要因により、減少傾向となっており、当町だけではなく、全国的な課題となっております。また、国では、農林業の生産構造や就業構造、農村地域における土地資源など、農山村の基本構造の実態と変化を的確に捉えまして、きめ細かな農林行政を推進するため、5年ごとに農林業センサスを実施をしております。

2020年に実施した調査では、当町の農業従事者数は373名で、2015年に実施をした調査から、5年間で116名減少しております。また、従事者のうち65歳以上が302名、割合は、約81%と非常に高くなっております。今後も減少傾向や高齢化が継続していくものと認識をしております。

ご質問の2点目の当町の遊休農地の状況はどうかについてでございますが、農業委員会では、毎年1回、町内の農地利用の状況について調査を行い、調査の結果、遊休農地や、耕作者不在となる恐れのある農地の所有者に対しては、農地の利用意向を調査し、確認することとされています。

令和5年度に実施した調査では、約630ヘクタールの農地のうち、遊休農地と判定された農地は62ヘクタールで、約10%を占めております。なお、この調査による遊休農地とは、農地として復元可能な土地とされており、長期間放置され、農地として復元不可能な土地については、農地法上、非農地として取り扱うこととなり、約185ヘクタールが該当をいたします。

ご質問の3点目の遊休農地を増やさないための対策についてでございますが、現状では、鋸南町農業の担い手の中心となっていた団塊の世代の離農や、鳥獣被害等により、遊休農地は今後も拡大傾向にあると認識しておりますが、可能な限り拡大を抑制をする立場で対応して参りたいと思います。

具体的には、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用して、地域全体で農地保全の取り組みに対する支援や、鳥獣被害等を防止するため、防護柵の設置に対



する補助等に加え、農業振興分野の地域おこし協力隊の委嘱、就農相談や農業法人の受入等、持続的に農地を活用するための、新たな担い手の育成確保にも引き続き取り組んで参りたいと思います。

2 件目の農業の地域計画についてお答えをいたします。

ご質問の 1 点目の地域計画策定のスケジュールについてでございますが、今後の農業を取り巻く環境は、高齢化や人口減少の本格化により、ますます厳しくなり、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されることから、農地の集約化の取り組みを加速することが、喫緊の課題となっております。

このため国では、従来、地域農業の将来の在り方として策定されていた人・農地プランを、地域計画として法定化し、地域での話し合いにより、10 年後の農地利用の姿を明確化することとされました。

町では、令和 5 年度から町内を 10 地区に分け、地域計画策定の取り組みを開始し、中佐久間区を重点サポート地区として、安房農業事務所から指導をいただきながら、令和 6 年 4 月に地域計画を策定したところであります。現在、残りの 9 地区について、アンケート調査を実施し、年内を目途に結果の集計を行っております。その後、令和 7 年 1 月から 2 月にかけて、順次地域ごとに協議の場を設け、目標地図を作成することとなります。令和 6 年度末までに、町内 10 地区全ての策定に向け、取り組みを進めて参ります。

ご質問の 2 点目の状況の変化等による地域計画の見直しについてでございますが、地域計画は、策定するだけでなく、その実現に向けて実行することが重要となって参ります。市町村は、目標地図の進捗状況を確認し、農地の集約化や、農地中間管理機構の活用方法、新規就農者の確保等が進んでいない場合には、検証を行うことで、目標地図の完成度を高め、各地域では、地域計画に定めた方針に基づき取組の具体化に向け協議を行っていくこととなります。

この地域計画の実行に当たっては、市町村、農業委員会、土地改良区などの関係者が連携をしながら、地域一体となって取り組むことが必要となります。また、地域における将来の目標や、高齢化による離農や新規参入等により目標地図に位置付けられた者の変更等が生じた場合には、必要に応じて各地域で協議の場を設け、都度計画を変更していくこととなります。こうした協議を実施することで、より実効性の高い地域計画となるよう取り組みを進めて参ります。

3 件目の地域おこし協力隊についてお答えをいたします。

ご質問の 1 点目、当町の隊員の受け入れは何年から行い、現在、何名の方が従事しているのか。また、今後の見込みはいかがかについてでございますが、当町での地域おこし協力隊員の受け入れについてであります。平成 29 年 11 月から隊員の受け入れを行い、有害鳥獣対策で 4 名、農業振興で 4 名、移住定住や観光分野で 3 名、情報発信で 1 名、計 12 名の隊員を受け入れて参りました。現在は、有害鳥獣対策で 2 名、農業振興で 3 名、移住定住 1 名、情報発信 1 名の計 7 名の隊員がそれぞれの分野で活動しております。また今後の採用の見込みであります。先日の議員全員協議会でもご説明をさ

せていただきましたが、有害鳥獣対策の隊員1名が、令和7年11月末に任期満了を迎えるため、1名の委嘱を検討しているところでございますが、町が抱える課題解決のため、様々な分野の隊員採用について積極的に取り組んで参ります。

ご質問の2点目の隊員の任期終了後の当町への定住率はどうかについてでございますが、地域おこし協力隊の任期は最長3年間で、この任期を満了された隊員全員が町内に定住しております。100%の定住率となっております。この数値は、総務省が公表している令和5年度の全国定住率64.9%、千葉県60.9%を大きく上回っております。また、有害鳥獣駆除や農業振興などの隊員は、退任後も、地域の担い手として、活動を続けており、他の隊員についても起業や観光協会に勤務するなど、町内での活動を行っております。

このように、隊員の受け入れ目的の一つである担い手不足を補い、町に定住していただくことは達成されておりますので、今後も引き続き、必要とされる分野の隊員を積極的に採用していきたいと考えております。

ご質問の3点目、隊員向けの研修会の実施・相談窓口の開設等の当町のサポート体制は充実しているのかについてでございますが、現在活動している隊員につきましては、週1回、活動状況の報告書を提出される際に、現状の確認や課題等の聞き取りなど、隊員とのコミュニケーションを図っております。

また、隊員の活動に関する相談窓口として、国では地域おこし協力隊サポートデスクも開設しております。このほか、国や県などで実施されている協力隊を対象とした研修会が開催されておりますので、各隊員に情報提供し、参加をしていただいております。

また、千葉県では、県内で活動する地域おこし協力隊の活動支援や定着促進に向け、広域的な視点に立った隊員・市町村を支援する取組を行うとともに、隊員間・市町村間の連携・ネットワークを構築するため、令和6年1月に千葉県地域おこし協力隊ネットワークを設置しており、現在、4名の現役隊員がこのネットワークに登録しております。

このように様々な機関で相談窓口等を開設しておりまして、隊員へのサポート体制は充実していると認識しておりますが、今後の活動が円滑に実施できるよう、引き続き支援をして参ります。

以上で、柴本健二議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく願いをいたします。

**○議長（青木悦子）**

柴本健二議員、再質問はありますか。はい、柴本健二議員。

**○4番（柴本健二）**

農業委員会が令和5年度に実施した調査で、長期間放置され、農地として復元不可能な土地が約185ヘクタール該当とのことですが、この農地法上の非農地に対する対応はどうですか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

お答えいたします。町長答弁でも申し上げたとおり、農業委員会では農地法の規定に基づき、毎年、農地の利用状況調査を実施しております。調査の結果、農地が山林化しているなど、復元が難しい場合や周囲の状況から、農地として復元をしても継続利用が困難と見込まれる場合には、再生利用が困難な農地として非農地判断を行うこととされております。

農業委員会では、再生利用が困難と判断された農地の利用については、農地台帳にその旨を記載し、非農地として管理をしております。これは地権者より農地等に関する相談があった際に、現状を説明する際の記録資料や地目変更登記の可否を判断する基礎資料として活用をしております。

非農地と判断された農地については、原則、農地以外の地目に変更することとなりますが、地目変更登記については所有者が行うこととされていることから、現在はこのような対応をしており、また近隣市につきましても同様の対応となっております。以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。柴本議員。

**○4番（柴本健二）**

遊休農地拡大抑制対策として、有効であると思われる中山間地域直接支払制度、多面的機能支払交付金、防護柵の設置に対する補助金の実態はどうですか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

お答えいたします。議員ご指摘のとおり、地域で農地を守ることや鳥獣被害から農地を守る対策は、農地を確保する上で大変重要な施策であると認識をしております。

まず、中山間地域直接支払制度は、農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地を維持・管理するための協定を締結し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額が交付される補助金となります。

現在は第5期対策として、令和2年度から6年度の5年間を期間とし、活動が行われております。鋸南町では、13集落が農業生産活動等として、耕作放棄の発生防止や水路、農道等の泥上げや、草刈り等を実施していただいております。63万7,688平方メートルの農用地が維持・管理をされております。この活動に対し、年間1,116万2,570円を補助金として交付をしております。

次に多面的機能支払交付金ですが、こちらは農業・農村の有する多面的機能の維持等を図るため、地域の共同活動に対し支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するための取り組みを行う活動組織に対し、交付される補助金となります。

鋸南町では、鋸南町土地改良区や対象地区の構成員、育成会の一部地区等が参加をする鋸南土地改良資源保全会が実施主体として活動をしております。

交付金の算定対象となる農用地は、農振農用区域内の農地で、町内9地区が指定されており、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持や部分補修など、地域資源の保全管理のための活動を行っていただいております。この活動により、80万8,325平方メートルの農用地が維持管理をされており、306万3,550円が交付をされておりしております。

次に、防護柵の設置に対する補助でございますが、町では、農作物被害及び住宅地に被害を及ぼす有害獣の侵入を防止し、農業経営の維持安定、良好な生活環境を維持するため、防護柵の設置に対し、一定の基準を設け補助を行っております。

令和5年度の実績では、電気柵9,620メートル、物理柵196メートルの設置に対し、54万5,500円の補助金を交付しております。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問はありますか。はい。柴本議員。

**○4番（柴本健二）**

農地中間管理機構いわゆる農地バンクの活用とありますが、耕作予定がない農地を貸したい、又は借りたいという相談件数の実情はどうですか。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

お答えいたします。農地の処分や貸借に関する相談につきましては、年により増減はございますが、概ね年間10件程度となっております。理由は様々ございますが、高齢化等により耕作ができなくなり、農地の維持管理が困難となる場合が一番多くなっております。

一方、農地の取得や貸借に関する相談は年間5件程度となっており、新規就農希望者や転入者の相談が多くなっております。この相談を受けた際には、主に地元の農業委員さんや農地利用最適化推進委員の方が、貸し手や借り手の確保を行いますが、現状は金銭面ですとか、地理的な条件が合わないなどの理由により、売買や貸借に至らないケースがほとんどとなっております。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問ありますか。はい。柴本議員。

**○4番（柴本健二）**

地域おこし協力隊の隊員の採用は、町がホームページ等で募集し、希望者が申込書を提出することになると思いますが、採用に至る選考方法は、どのようなものがありますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

地域おこし協力隊全般をですね、取りまとめしておりますのが総務企画課になっておりますので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

議員ご指摘の地域おこし協力隊の採用にあたっては、町ホームページに掲載する他、移住交流推進機構の日本移住・交流ナビ J O I N や千葉県移住・二地域居住ポータルサイトのちばらしい暮らしなどにも掲載して募集を行う次第でございます。

応募があった時にはですね、第一次選考といたしまして、提出いただいた書類を元にですね、選考を行いまして、その後、第2次選考として面接を実施し、志望動機、協力性、適応性、表現力など総合的に判断して採用を決めている次第でございます。以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、再質問ありますか。柴本議員。

**○4番（柴本健二）**

以上で一般質問を終わりにします。

**○議長（青木悦子）**

以上で柴本健二議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。再開は午後1時30分までといたします。

…………… 休憩 ・ 午前10時53分 ……………  
…………… 再開 ・ 午後 1時30分 ……………

**◎一般質問**

**◎2番 篠宮 真樹**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて会議を再開します。篠宮真樹議員の質問を許します。

〔2番 篠宮真樹 質問席につく〕

**○議長（青木悦子）**

2番、篠宮真樹議員。

〔ベルが鳴る〕

**○2番（篠宮真樹）**

私は海を活用した観光施策について質問したいと思います。

鋸南町には美しい自然が残る海岸線が広がっており、夏の海水浴や釣り、サップなどのマリンスポーツやレジャーを楽しむには最適な場所だと思います。毎年夏の海水浴シーズンに鋸南町に訪れる海水浴客も、約2万人くらいとなっています。しかし、かつては夏になれば海岸や商店街に人があふれかえっていて、すごい賑わいだったと聞きます。それが今ではお盆休み期間中も、商店街は夜の8時を過ぎれば、歩いている人もほとんどいない状況になってしまっています。

そこで、海水浴客の減少や砂浜の減少、海のレジャーについて質問したいと思います。

1、全盛期と比べると、夏の海水浴客の減少が著しいが、現状はどのように考え、今後の施策に考えはあるか。

2、保田第一海岸をはじめ、砂浜が消滅しつつあるが、どのように考えているか。

3、最近千葉県内の漁港が漁業者と釣り人のトラブルなどから釣り禁止となった漁港が増えている。鋸南町の漁港での現状はどうか、また町としての対策は考えているか。

以上質問したいと思います。

#### ○議長（青木悦子）

篠宮真樹議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

#### ○町長（白石治和）

篠宮真樹議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の海を活用した観光施策についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、全盛期と比べると夏の海水浴客の減少が著しいが、現状をどのように考え、今後の施策に考えはあるか、についてでございますが、鋸南町は、長い海岸線を有し、特に保田海岸は、房州海水浴発祥の地として古くから知られ、過去には地元の方はもちろん、県内外からもたくさんの方たちが海水浴を楽しみに訪れておりました。

千葉県で実施をされている観光客入込調査によると、鋸南町への入込数は、昭和46年では、約59万7千人、そのうち海水浴客は約54万8千人で、91.7%を占め、千葉県内全体での海水浴客数も、昭和46年の数値が最高となっております。令和4年の調査では、約147万2千人の入込のうち、海水浴客は約1万9千人で、割合は1.3%まで低下をしております。

要因としては、高速道路網等が整備され、様々な観光地へのアクセス利便性が高まったことや、インターネットの普及等により、誰もが必要な情報を容易に取得できるようになったことから、レジャーの形態も多様化され、夏の代表的なレジャーが海水浴から変化をしていることと推測されます。

町では、海岸線一体については、富士山や美しい夕陽が望める貴重な観光資源の一つとして捉えており、きれいな海岸線を維持をするために、千葉県海岸漂着物地域対策推進事業補助金を活用をしまして、海岸線の景観美化に努めております。また、海水浴場開設期間には、5か所の海水浴場にライフセーバーを配置をしているほか、海水浴場監視員2名による巡回を実施をし、安心・安全な海水浴を楽しんでいただけるよう、取り組んでいるところです。

今後も、さらに多くのお客様が訪れ、楽しんでいただけるような環境づくりや、施設の整備等を行って参りたいと考えております。

ご質問の2点目の、保田第一海岸をはじめ、砂浜が消滅しつつあるが、どのように考えているか、についてでございますが、町内の各海岸の砂浜が、温暖化の影響や海流の変化等により年々減少していることは認識をしております。一部の海水浴場では岩礁や

小さな玉石も確認をされており、夏の海水浴場開設中は、海水浴を楽しむお客様がケガをしないように、注意喚起の看板を設置をしているところであります。

砂浜の減少は、全国的にも大きな問題となっておりまして、容易に解決できる課題ではございませんが、町管理の海岸について対策を検討するとともに、千葉県管理の海岸につきましては、現状をお伝えし、対策を要望して参りたいと考えております。

ご質問の３点目の、最近、千葉県内の漁港が漁業者と釣り人とのトラブルなどから釣り禁止となった漁港が増えているが鋸南町の港はどうか。また、町として対策は考えているか、についてでございますが、一般的に、漁港は公共の施設であり、町としては、全面的な釣りの禁止はしておりませんが、県内の各漁港では、立ち入り禁止や釣り客に対して一定のルールを設けている漁港もございます。

町内の勝山・保田の両漁協では、漁業の妨げになる場所や資源保護のために、漁港区域内の一部で立ち入り禁止等の措置を講じておりますが、現状大きなトラブル等は発生しておりません。町としましては、現状の対策を維持しながら、釣りに関する問い合わせの際には、一部制限区域があることなどを説明しているところでです。

今後も、各漁協と情報共有しながら、必要な情報を発信してまいります。

以上で、篠宮真樹議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（青木悦子）

篠宮真樹議員、再質問はありますか。はい、篠宮議員。

#### ○２番（篠宮真樹）

先ほどの１件目の答弁の中で、千葉県の入込調査では昭和４６年に約５９万７千人、うち海水浴客が５４万８千人で、９１．７％。それが令和４年度の調査では１４７万人のうち、海水浴客が１万９千人、割合が１．３％まで低下しておりますとありますが、アクセスの利便性が高まったことや、レジャーの多様化などで海水浴離れをしているとは思いますが、一方では江ノ島や湘南エリア、そちらでは毎年やっぱり１００万人くらいの海水浴客があるわけですから、鋸南にも湘南に負けないような魅力があれば、鋸南の海にも海水浴のお客さんが訪れると思いますので、まずはこの入込数の１．３％っていうのはすごく低い数字だと思うので、まずはこの１．３％という目標の数字を上げるという、この数字の設定を町の方で知ってもらいたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

#### ○地域振興課長（重田正行）

先ほど町長答弁にありましたように、アクセスの利便性の向上、それからインターネットの普及により、必要な情報が誰でも容易に取得できるようになったことから、夏の代表的なレジャーが多様化し、海水浴から変化しているということで答弁をさせていただきました。割合の１．３％ということですけども、これは町の方ですね、様々な観光施設がございまして、今、１４７万２千人という入込みがございます。海水浴客もで

すね、私どもとしてもライフセーバーを配置し、安心・安全な海水浴場を提供すること、それから海水浴場の監視官のパトロールによりまして、誰もが安心して海水浴を楽しんでいるような環境作りに努めております。

今までの対策が足りないというご指摘は謙虚に受け止めまして、これから観光協会等もですね、連携をしながら海水浴客に楽しみに来ていただけるお客様を増やす方策をですね、様々な関係機関と連携して考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○議長（青木悦子）**

はい、篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

一応100万人くらいの、やっぱり海水浴客が関東エリアにあるってことですから、そのうちの5万人でも10万人でも1万人でもこっちに来てもらえれば良いという話ですから、ぜひともその辺を一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

次にですね、千葉県海岸漂着物地域対策推進事業補助金と先ほどの答弁でありましたけども、それはどのような事業なのかをお答えください。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

昨年6月ですね、定例会で東議員から質問のありました件の答弁と重複する部分がありますが、本事業につきましては、千葉県海岸漂着物対策地域計画で定めます海岸漂着物の対策をですね、重点的に推進する区域、いわゆる重点区域におきまして、市町村等が実施します海岸漂着物地域対策推進事業、具体的にはですね、海岸漂着物の回収処理にかかる事業となります。なおですね、本町の漁港施設を除くほぼ全ての海岸がこの重点区域となっております。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。はい。篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

漁港を除くほとんどの海岸線が対象ということでしたが、その漂着物処理以外にもこの補助金は使えるのでしょうか。例えば海岸の景観を良くするような樹木等の植栽とかですね、そういうことにはそのお金ってのは使えるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

この補助事業では、先ほどの海岸漂着物の回収処理に係る事業とですね、海洋ごみの発生抑制対策に係る事業が対象とされております。議員が今おっしゃられたような件はですね、対象外となります。

**○議長（青木悦子）**

はい、篠宮議員。



## ○2番（篠宮真樹）

対象外ということなのですが、保田中央海岸はですね、プール跡地の所にですね、カイヅカイブキがそのままの状況、ボサボサな状況で、駐車場には植栽などが無く、何となくあそこは殺風景な感じがすると思われるんですね。その辺りどう思いますか。

## ○議長（青木悦子）

建設水道課長。

## ○建設水道課長（齋藤正樹）

プールのところのカイヅカイブキ、だいぶ伸びてですね、後ろに家を構える方の景観等も損なわれているという部分がありますんで、そちらについてはですね、部分的な伐採等を考えているところと、あと駐車場の部分ですね、以前海岸に水銀燈がありましてそちらの方を撤去したそのあとのところが、今土の状態ですかね、そのままになっていると思います。そこはですね、危険な部分もあるし、舗装で埋めるのか、また植栽でですね、そうやって綺麗にするのか、そのところはちょっと考えていたところで、また今後もですね、そのところを進めていければと思います。

## ○議長（青木悦子）

はい、町長。

## ○町長（白石治和）

今篠宮議員おっしゃっている海岸線ですね、景観という部分ですかね。中央海岸は特にそうなんですけど、あそこ一時ですね、ちゃんと植栽してあったんですよ。シュロの木が植栽してありまして、結局潮風で全部枯れてしまったもんですから、今でも四角い形でですね、残ってるんですけど、そこに植栽してもなかなか着生しないっていうんですかね、非常に潮風の影響で非常に難しい部分ございますので。あそこにですね、石といいますかね、少し庭石のようなものをですね、あそこに置いてあったんですよ。そしたらいつの間にかそれが無くなってしまったもんですから、ああいうことになっていきますけども。いずれにしても、何かやっぱり方法があれば、検討していければなと思います。

またごみの関係なんですけど、我々の町の観光資源の中でですね、今ですね、やっぱり海岸線を綺麗にしていくということが非常に重要なことかなと思ってまして。隣の岩井海岸をですね、見ていただくとわかるんですけど、常に重機で綺麗に掃除してるんですよ。やっぱり掃除をすることによって、一年中ある程度の綺麗さを維持できているような状況がございますので、これは財政的なこともあるわけではありますが、財政が少し許せばですね、常にですね、海岸を常に綺麗にしていくということが、非常に大切な資源の維持、そしてまた資源に磨きをかけるっていうようなことで、重要なことではないのかな、そんなことも思います。それはやっぱりそれをやるってことになればお金がかかるわけですから、トイレの清掃なんかもそうなんですけど、持ってるものは綺麗にしておくっていうことは重要なことだと思いますし、ある意味ではですね、検討していかなければならないということだと思います。せっかく宿泊施設等が海岸線にできているもんですから、宿泊された方はですね、朝起きてごみだらけの海岸を見てですね、

汚ねえなっていう思いをですね、持っていただくよりも綺麗にしていた方がよりベストだと思いますので。ただし海岸線がいくつかにわかれているものですから、清掃する効率も非常に悪いんですよ。その辺も踏まえながらですね、できればですね、綺麗に海岸線を維持するということは重要なことかなと思ってますので、またぜひ議員にもですね、ご理解をいただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

はい、篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

海岸の清掃美化、通年を通してっていうのは非常に大事だと思うんですけども、景観っていうのもすごく大事だと思うんですね、海岸から見たこの景色っていうのが。袖ヶ浦市には最近、千葉フォルニアと呼ばれているところがあるんですけども、そこはご存知でしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

直接行ったことはないですけども、写真等で見たことはあります。

**○議長（青木悦子）**

はい、篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

千葉フォルニアというのが最近話題で、SNSにすごく載っているんですけども、そこはただ単に海岸線に椰子の木が100本ぐらい植わっているだけ。行ってみると綺麗な所ではないし、ただ椰子の木が100本植わっているだけなのに、そこに大量の人が押し寄せて、交通渋滞が起きたりトラックの前を横切ったり、すごく危険な状況が増えたためにですね、椰子の木にわざと駐車禁止という大きな垂れ幕をつけて、景観を悪くしている、そういうこともあるんですね。ですので、やっぱり砂浜から見た景色とか、そういうことが非常に大事だと思いますから、やっぱりさっき言ったような植栽等も一生懸命頑張って欲しいと思っております。

次の2点目の質問の答弁の中で、町内の砂浜が減少していることは認識しているとのことでしたが、砂浜の減少により海水浴客の安全が確保できないような状況になった場合、海水浴場というのは閉鎖というふうな形になってしまうのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

先ほど町長答弁の中でもございましたが、一部の海岸では、遊泳区域内に岩礁や小さな玉石等も確認をされております。町では海水浴場開設前に、各海水浴場の状況を確認し、海岸内での砂の敷き均しや清掃等を実施しまして、安全安心な海水浴場の環境を提供できるよう対策を講じております。しかし今後の状況の変化によっては、現状が保て

なくなる可能性もございます。海水浴場に訪れるお客様の安全安心な環境を確保できないと判断した場合には、海水浴場の閉鎖も含め対応を考えて参ります。

**○議長（青木悦子）**

はい。篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

そのような状況というのは本当に避けていただきたいんですが、砂浜の減少を防ぐための具体的な対策というのは、どのようなことが考えられるでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

砂浜の減少の要因は様々あると思いますが、温暖化による海水面の上昇が一番の要因であると認識をしております。現状では容易に解決できる問題ではないと考えております。千葉県では九十九里浜を対象とした九十九里浜侵食対策計画を策定し、対策に取り組んでおりますが、内房地域では、現在具体的な対策は検討されていないとのことでした。

先ほどのご質問で答弁したとおり、砂の敷き均し等によりまして、現状維持できるような対策を引き続き行い、それから近隣市、それから千葉県とも情報共有を行いながら、効果的な対策を検討して参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい。篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

砂浜が減少してしまってますね、防災や安全を確保するために、よく海の中に消波ブロックというものを入れてしまうところが結構いろいろあると思うんですけども、鋸南のこの海にですね、ああいうものができてしまうと、保田中央海岸はCMに使ったり、雑誌に使ったりって、そういうこともきつとなくなってしまうと思うんですね。非常に景観が悪くなると思うので、その前にですね、もうそうなる段階の前に、早い段階で千葉県の方にいろいろと対策をして欲しいということを伝えて欲しいんですが、その辺はどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

そのように千葉県と連携してですね、対策を講じるように取り組んで参ります。

**○議長（青木悦子）**

はい、篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

ぜひともよろしくお願いします。

3点目の質問の答弁ですね、町内の漁港の一部は立ち入り禁止の所もありますが、釣り禁止ではないと。そして大きなトラブルも特別発生していないということですが、

外房にある大きな勝浦港は釣り禁止になってしまいました。ああいう漁港っていうのはですね、足場もいいし、家族連れ、初心者の人たちが釣りをするには本当に安心してできる場所だと思うんですよね。そういう場所がどんどんどんどん少なくなってきています、現状。やっぱり他の漁港が釣り禁止になってしまえば、足場の良い釣りがしやすい所を求めて、釣りをする人はやってくるわけですから、おそらく鋸南町の漁港にもそういう人たちがどんどん押し寄せてくると思うんです。またその時に釣り人がどんどん増えた場合、そういう場合の対策っていうのは何か考えていますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

やはり漁港はですね、漁業者の生活を守ることが第一にございます。保田漁港内、勝山漁港区域内でも釣りをしている方がいらっしゃいますが、漁業者のですね、船の出入りの阻害要因になったりとかですね、糸とかそういうのが船外機とかに巻きついてしまって、船を出す上で支障があるというようなこともございます。そうした場合にはですね、漁業者を守るという観点から、立ち入り禁止区域、それから釣りの禁止区域等をですね、拡大していく考えもあると思いますけども、漁協の方でもですね、極力そういったことにならないようにルールを守って欲しいということでですね、各漁協の方も釣りのお客様たちには広報等をしておる状況でございます。そういった状況にならないようにですね、漁協の方も努力していますので、町の方は現状の対策を維持しながら見守っていきたいというふうに考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

やはり全国でもいろいろな釣り人と業者とのトラブルがすごく増えているということで、2023年に西伊豆の田子漁港という所ですね、海釣りGOというアプリを使ったサービスが始まったのですが、そういうことはご存知でしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

はい、存じ上げております。

**○議長（青木悦子）**

はい、篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

その西伊豆の田子漁港という所がですね、やっぱり釣り人と漁業者とのトラブル、そのトラブルというのが、釣り人が釣りをしている時に漁船が港に戻ってきました、その時に普通の経験者だったら、釣り糸を巻き上げて船を通しやすくするんですけども、その人はどうも釣り糸を上げないで、そしてその今言われたようなスクリューに釣り糸が絡まって、竿とリールを持っていかれてしまったと。そしたらその釣り人が漁業者に対

して、釣竿とリールを弁償してください、それがきっかけで港は釣り禁止になってしまったということなんですね。それを解決するのに海釣りGOというアプリを使ったサービスを始めたということなんです、アプリというのがですね、スマートフォンを使って釣り場の予約と駐車場の予約ができる。1時間300円の料金を徴収する、1人、子供は無料です。駐車場は1時間100円。それが組合の方に入るらしいですね、その管理している所。そのお金で今度、漁港管理しているところの人が巡回スタッフを雇って、きちんとルールを設けて、その巡回するスタッフさんが釣りを教えながら港も掃除をしているという。結構具体的に言うと、トラブルも今のところ発生していなくて、すごく港が綺麗になって釣り人も増えましたと。その事例を受けて、その隣にある仁科港という港もアプリを導入したということなんですね。結構釣り人に対して、良いアプリということで、まだ全国的にはあまり広がってなく、千葉県でも多分導入しているところはないと思うんですけども、ぜひ鋸南町でもそういうことを取り入れて欲しいんですが、その辺いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

ご提案ありがとうございます。各漁協とですね、今ご提案いただいたような内容を各漁協とですね、情報を共有して取り入れることでどういうメリットがあるのか、そういったこともですね、漁港管理者とか指定管理者等と協議しながらですね、導入するかどうか判断していきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

はい、篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

今ソフトのことを言ったんですけど、次ハードの部分で言いたいんですけども、市原市には海釣り公園というのがあるのはご存知でしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

はい、存じ上げております。

**○議長（青木悦子）**

はい、篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

市原市の養老川の河口付近にですね、岸から沖に向かって120メートル、海岸線と平行に300メートルの釣り桟橋になっていてですね、その上から釣り糸を垂らして釣りが楽しめるという施設なんです、行ってみるとですね、正直言えば鋸南町の景観なんてとんでもない雲泥の差の所で、京葉工業地帯のど真ん中にあるような、周りは煙突だらけ、そういう所にでもですね、多い年で6万9千人、約7万人の釣り客、来場者があるということなんですね。ぜひですね、そういう海釣り公園みたいなものをですね、

鋸南町に作っていただければ、ああいう景観が良くないところでも7万人来るわけですから、あそこは入場者数も300人という制限を設けてますから、もし鋸南町にそういうところがあればですね、おそらく結構人気の場所になると思うんですね。ぜひともそういう海釣り公園というか、そういうものがあつたらいいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

各漁協さんで管理してる漁港区域についてはですね、用途が定まっておりますので、そこに今から海釣り公園ということはちょっとなかなか難しいかなと考えております。漁港区域外でですね、そういうものを作る可能性としてはあると思いますが、建設費、それからニーズとですね、費用対効果等考えましてですね、慎重に検討する必要があると思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、篠宮議員。

**○2番（篠宮真樹）**

そうですね。やっぱりお金のかかることですから、なかなかやっぱり難しい問題だとは思いますが、中央公民館あたりなんかできたら最高なんじゃないかなと私は思います。

それから最近漁港を活用した水産庁の海業という取り組みをよく耳にするんですが、それはどのようなものか教えていただきたいんですけども。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

海業とはですね、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業となっております。漁村の人口減少や高齢化等、地域の活力が低下する中で、地域資源を最大限に活用した海業を根づかせることで、地域の所得と雇用の機会の確保を目指すものです。

水産庁では漁港や周辺の漁業地域において、海業振興に取り組む方へ向けた総合相談窓口を開設し、海業への取り組みを推奨しております。

具体的には民間事業者等が地域水産業の消費の増進や交流促進等の計画を策定し、漁港管理者の認定を受けることにより取り組みが可能となります。代表的な事例としては、漁港での水産物の販売、それから料理の提供、漁業体験等がございます。

町内では保田漁港でですね、保田漁業協同組合が今海業が注目される前から、漁港用地を有効活用しまして、水産物の付加価値向上や直接販売等、収益向上への取り組みを行いまして、地元の魚を活用した魚食普及食堂ばんやをオープンし、以降、温泉宿泊施設や観光定置網などの事業を積極的に展開をして参りました。

この取り組みにより令和５年度では、約２９万人が来訪し、ばんやの売り上げは５億７千万を売り上げており、地元水産物の利用拡大とともに雇用の増加が図られ、地域水産業の活性化に大きく寄与していると考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、篠宮議員。

**○２番（篠宮真樹）**

やはり海業が始まる前にばんやさんも既に始めていたということで、鋸南町、先取りしてるなと思うんですけども、この海業っていろいろな支援が受けられるようなので、このような支援事業を使って、海の力を活用してですね、鋸南町にどんどん海水浴とか釣りに来る人、どんどん町に来ていただいでですね、それが家族連れとか、そういう人が来てもらえればですね、やっぱり鋸南町の良さをどんどん知ってもらえると思うんですね。何しろとにかく鋸南町に来ていただかないと始まらないわけですから、先ほど言ったように、通年を通して海岸を綺麗にする、景観を良くする。町にはですね、もうちょっと海の方に力を入れて欲しいと思っております。私の質問は以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

以上で篠宮真樹議員の質問を終了します。ここで暫時休憩します。再開は２時１５分といたします。

…………… 休憩 ・ 午後 ２時０４分 ……………  
…………… 再開 ・ 午後 ２時１５分 ……………

**◎一般質問**

**◎３番 中村 基**

**○議長（青木悦子）**

はい。それでは休憩を解いて会議を再開します。中村基議員の質問を許します。

〔３番 中村基 質問席につく〕

**○議長（青木悦子）**

３番、中村基議員。

〔ベルが鳴る〕

**○３番（中村基）**

私からは３点の質問をいたします。

河川の氾濫防止対策実施に向けて。令和６年６月２８日、集中豪雨による佐久間川氾濫に端を発して、９月議会で鋸南町全二級河川を対象に、７つの氾濫防止策を提案しま

した。その結果、町行政の速やかな対応で安房土木事務所による現場視察となり、主要な提案の実行に向け、大筋で合意が得られました。

では次に、町行政は今後、県に具体的にどう動いていただくようリードをサポートするか、その際の急所と課題は何か、そして私達住民が成すべきことは何かについての見解をお伺いします。

2点目、地域公共交通について。高齢化に伴う歩行能力の低下と免許返納が進む中、高齢者の外出手段確保の為、令和5年度後半より、従来の循環バスを併用して1年間オンデマンド制の実験導入を行いました。ここから見えてきた課題も踏まえて、当町での目指すべき交通体系のあり方及び今速やかに充実させるべきサービスレベルは何か、お伺いします。

3点目、笑楽の湯の運営について。開業より26年、町内外の来場者数も月2千人に上り、演習にきた自衛隊の方々にも愛用され、インターネットの口コミ上ではシーズンを通した竹林、小川のせせらぎや、春には満開の桜を開放感のある窓から眺めて入浴できる隠れ家的な温泉との評価をいただいております、私も大好きな温泉です。以降、家族風呂新設や施設内の改修にも取り組み、集客数の拡大と地域雇用の確保、地元住民へのコミュニケーションの場の提供と、町外客のみならず、町民にとっても有用な施設となっています。一方、厳しい収支であることも事実で、当施設のあり方と方向性をどのように考え経営していけますか。また、今回営業時間延長の実験を行おうとする背景と、その進め方についても併せてお伺いします。

#### ○議長（青木悦子）

中村基議員の質問について、町長から答弁をお願いします。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

#### ○町長（白石治和）

中村基議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の河川の氾濫防止対策実施に向けてについてお答えをいたします。

先般の9月定例会にて、河川の氾濫防止対策について提案をいただきました件は、10月に河川管理者であります安房土木事務所に要望をして参りました。その席において伝えました内容については、十分にご理解をいただいたところであります。ただ、全体量が大きいことから複数年度での実施になること、それでも部分的には、早期の実施について前向きな返事をいただきました旨は、担当課を通じて中村議員にもお伝えされていることと思います。なお、去る11月には、安房土木事務所、町、議員の3者による現地確認を実施をしており、安房土木事務所としては、要望実施のために動き出しているところでございます。

ご質問の今後の町行政の動きと、住民がなすべきことは何かについてでございますが、町としては、事業の円滑な実施にあたり、必要となる進入路や作業ヤード等の確保について、安房土木事務所と協力をして進めていくこととなります。また、実施範囲が広範囲にわたることから、単年度で解決をすることが難しいこと、他市を含めた安房土木事務所管内の予算の範囲内で実施をされているため、管理者の判断に委ねられている



実情がございますので、安房土木事務所と連絡等を密にしていくことが必要でございます。住民の皆さまには、なすべきこと、というものではありませんが、事業の実施にあたりまして、用地の協力等をお願いすることもございますので、その際には、ご協力をお願いをしたいと存じます。

2 件目の地域公共交通についてお答えをいたします。

住民からの要望が多かった、地域公共交通の充実を図る施策の 1 つとして、近隣市等で取り組みが始まっていた A I オンデマンド交通を実証運行という形で、令和 5 年 10 月から令和 6 年 9 月末まで行って参りました。

実証運行の結果、様々な課題が抽出をされ、循環バスの運用も含めた、地域公共交通の課題解決に向けて動き始めております。実証運行中ではございましたが、令和 6 年 8 月に第 1 回の地域公共交通会議を、これまでの委員さんに加えまして、新たに商工会長、観光協会長、民生委員児童委員会長に参画を頂き、新たな視点からご意見を頂くよう体制を築くとともに、町執行部としても、保健福祉課及び地域振興課も会議に出席するように体制を刷新し、開催をいたしました。

会議では、利用者数の推移、曜日別利用状況、アンケート結果の説明を行い、各委員より共通乗降場所の課題、登録の仕方など、様々な視点からご意見をいただきました。

また、国土交通省の交通空白地解消のための施策や、日本版ライドシェア、運転手不足対策などのご説明を行い、共通認識を図りました。その後、9 月末に第 2 回の地域公共交通会議を今後の地域公共交通の方針について議題として開催をいたしました。会議では、国の推進する自家用有償旅客運送について説明を行いました。これは、運転手不足解消のために 2 種免許を要しないドライバーによる公共交通として新たな広がりを見せている施策でございます。

また、実証運行での課題が一定程度の解決が図れる施策としての側面もございます。各委員からは、説明に対する質疑、意見のほか、タクシー利用助成の提案や、社会福祉協議会の行っている福祉有償運送の現状についての意見交換もなされました。なお、欠席委員の事前ヒアリングでは、自家用有償運送は時期尚早であり、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を表す鋸南町地域公共交通計画を策定をし、国の補助金などを有効利用すべきではないか。更には、本格運行を急ぐより実証運行の結果を受け止め、住民のニーズがどこにあるのか、住民のコミュニティでの解決は期待できないかなど、ある程度の時間をかけて検討すべきではないか、など、様々な意見が交わされたところであります。いずれにいたしましても、全国的に旅客事業者の撤退が相次ぎ、交通空白地域の広がりを見せている中、喫緊の課題であることは、十分認識しております。

地域公共交通会議での意見を基に、現状の交通体系は維持しつつ、各地の事例や国の動向を注視しながら、持続可能な公共交通体系の構築に向けて取り組んでいきたいと考えております。

3 件目の笑楽の湯の運営についてお答えいたします。

ご質問の当施設のあり方と方向性をどのように考え経営していくかについてでございますが、笑楽の湯の利用者につきましては、昨年の 5 月、新型コロナウイルス感染症が

5類となったことに伴い、利用制限が解除され従来どおりの運営状況に戻ったことで、コロナ前の利用者数に回復しつつございます。令和6年2月から3月にかけての水仙・桜など花観光の時期には、利用者が月に2千人を超え、令和5年度においては2万2千人を超える利用実績となりました。今後も町内・町外ともに、利用者の増加を図るべく広く周知を図り、各種イベント等と連携をし、年間を通して安定した集客を図って参りたいと考えております。

また、運営の収支につきましては、財源となる笑楽の湯の使用料また施設等に係る使用料では、老人福祉センター全体の運営費が賄えていない状況であると認識をしておりますが、老人福祉センターは、健診結果の説明会や介護保険活動、老人クラブ等、各種団体による集会などでも施設を使用しており、コミュニティの場として、また町民の福祉の向上を目的とした施設としての役割も果たしております。今後も福祉施設としての位置づけを確保しながら、運営して参りたいと考えております。

次に今回の営業時間延長の実験を行おうとする背景と進め方についてであります、令和7年1月から3月までの3か月間、浴室利用時間について、平日10時から15時30分までの受付を、土日祝日と同様に10時から18時30分までとし、3時間の延長をしようとするものでございます。

背景といたしましては、以前から直接、時間延長に関するご要望を頂いていること、本年5月から6月にかけて、笑楽の湯の利用者に対しアンケートを実施したところ、時間延長を希望される意見が複数あったことなどから、どの程度の利用があるのかを検証するため、試験的に3か月間の時間延長を実施することといたしました。

笑楽の湯の運営にあたり、利用される皆様のご要望や利便性を満たすことは必要なことであると認識をしておりますが、時間延長を実施するにあたり、追加経費の発生や従事する職員の配置が懸念をされるところであります。

町といたしましては、今回の実証結果をもとに、老人センター笑楽の湯の運営方法について、慎重に検討して参る所存でございます。今後も満足度の高い福祉施設として、ご利用していただけるよう、努力して参りたいと考えております。

以上で、中村基議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

中村基議員、再質問ありますか。はい、中村議員。

#### ○3番（中村基）

最初に河川からです。来期より河川清掃を実施するにあたり、住民の協力は不可欠となりますが、事前の啓蒙活動が必要と考えております。区長会伝達だけでは不十分で、住んでおられる方々の意識が河川清掃に向かうように、どのような方法を考えておられますか。住民が「これがあるからできない」ということを払拭する、そういう説明が必要かと考えます。

#### ○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

前回の9月の定例会の一般質問で、周知についてはですね、来年4月の行政委員会の会議の場において依頼する予定ということでお答えさせていただきました。

それですね、河川の清掃についてはですね、強制ではなくてですね、あくまでもお願いベースとなります。実施の有無につきましては、区長さん、また、若しくは区の役員さんを含めた中で協議していただいた中で、判断していただくこととなります。

また作業内容につきましてもですね、河川の下流・中流・上流で異なることと思います。ゴミ拾いのケース、草刈り、あるいは竹の伐採等、各区ごとですね、事情も違うと思います。そういったことを含めまして、個別にですね、ご相談をいただくことで対応していきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

そうですね。そのようにきめ細かい対応をしていただけると助かります。

次にですね、水位計の設置についてはどこを提案されておりますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

11月の視察の時にですね、安房土木事務所の方とお話させていただいた中ではですね、中佐久間区の大橋、それと赤伏橋、旧下川橋の3ヶ所の方を要望させていただきまして、その中でも、なかなか一気に三つ要望出したところで全部つくかということと難しいところでありまして、町としての優先順位としてはですね、赤伏橋を上位にということで今要望してあるところです。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

おそらく赤伏橋に設置していただければ、前後の大橋と、それから旧下川橋がおそらくカバーできると思いますので、それで大丈夫だと思います。

次にですね、現在、瀬戸口の県道沿い約300メートル、勝山から佐久間に向かってですね、その左側の河川に接した個人のストックヤードの管理・改善について。ここはですね、今、川側は河川に掛かっている竹、雑木がですね、垂直の壁の状態になっておいて、河川にオーバーハングしております。そのため、川幅を狭めている、そして一部が崩落しております。もしこの地域がですね、一部崩落から誘発されて崩落が全面的に広がっていった時に、佐久間川のその位置から中流域は全て、上佐久間はですね、おそらく越水してしまいます。このところをですね、今回、赤伏橋、県の協力いただきまして、赤伏橋の竹の伐採が行われる予定かと思われますが、それに続いて、なるべく時間をかけずにですね、この地域の改善をお願いしたいと願う次第であります。

また、この場所は獣害が多く発生しておりまして、多くの住民から持ち主に対して改善要請の文書が今作成されております。このようなことからですね、今後、行政に相談のあった場合、対応・協力をお願いしたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

先にまず伐採の要望のところについてはですね、安房土木事務所も、河川の危険区域の方はですね、一緒に視察しております。その中で状況等を把握しておりますので、その点についてはですね、改めてこちらの方を先にできるかどうかってことをですね、改めて要望をさせていただきたいと思います。

あと、次の獣害の方の関係なんですけども、敷地内は結構、草木、木も生い茂っていることは把握しております。こちらについてはですね、はみ出しているものが道路や歩道等にかかっているものがあれば、環境整備の通知の方を出させていただくことになります。そういうことがなくてですね、敷地内で獣害が発生しているということであればですね、今現在管理がちょっと届いてないもので、獣が住みついていて、他のですね、耕作をしている畑とか、そういったところでですね、被害をもたらしているのではないかとということでお知らせすることで所有者の方にはですね、ご連絡の方をさせていただければと思います。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

では、よろしくお願いいたします。

次の質問です。公共交通について。予約制乗合ワゴンをですね、循環バスと併用してわかったこと、また課題は何でしょうか。お願いします。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

町長答弁にもございましたが、地域公共交通の充実を図る施策の一つとして、A I オンデマンド交通の実証実験を1年間実施して参りました。A I オンデマンド交通を求める利用者が一定程度あり、運行を実施する中で、利用者・未利用者からのニーズ等が把握できたことでございます。また、利用者の97%から、今後も利用したいという回答がございました。また、未利用者の方へのアンケートにおきましても、町が運行する移動手段として、将来必要となると60%の方が「予約制乗合ワゴン」というご回答をいただいた次第でございます。

地域公共交通の充実を図る上で、A I オンデマンド交通の可能性を実感したところでございます。また、今まで町では循環バスをメインに地域公共交通を進めて参りましたが、地域公共交通会議を通じまして、様々な分野から意見をいただいたことによりまし

て、町では見えなかった現状と課題が見えてきたことも大きな収穫ではないかと感じている次第でございます。一方で、A I オンデマンド交通の実証運行をしていく中で、運行時間、予約方法、運行区域、車両についての様々なご意見をいただいておりますので、再開するとなった場合はどのように調整し、整理するか、また、運行にかかる経費など財政面でも課題が残っていると感じている次第でございます。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

それを踏まえた中で、では予約制乗合ワゴンを今回1年間で終わらせたと、この判断基準及び理由についてお伺いします。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

A I オンデマンド交通につきましては、実証運行運転ということで、交わした際にですね、同規模自治体などを参考に、1日5人を目標として取り組んで参りました。いろいろな場所に行きまして、周知を行ってきた他、町報等で広報して参りましたが、利用者につきましては最終的に3.8人と、目標まで達する見込みが立たなくなったことから、継続をやめた次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

そうしますとね、5人が4人ですよ。1人足りなかったのもこの制度をやめた。これって本当にいいのかなってちょっと私は思うんですね。私ね、本当はどれだけの需要があったのかということ、いろいろ考えて調べてみました。それはタクシーさんのご理解をいただいてね、タクシーさんの日報をお借りしました。1千件を分析してみました。それを町内から町内、町内から町外、町外から町内、この三つに分けました。そのうち、町内から町内が、いわゆるデマンドと同じ領域だと思うんですね。それを見ますとですね、実は町内から町内は1日10件だった。ということはね、デマンドは4件です。5件が4件でも4件だった。つまり10件と4件を足して14件が、実は今、鋸南町でデマンドを導入した時の、そのニーズに求めていた総数だったというふうに思うんです、私、ということに気がつきました。ですからね、これを5人が1人足りなかったから辞めるというのは少し違うんじゃないかなって思うんですね。それで、お話の中には出ませんでしたけれども、元々これスタートしたときに、半年、そして1年の期限付きの実験だったというのがあると思います。おそらくそれがベースにあると思うんですね。でもね、まず、ちょっといろいろ言っちゃってあれですけども、まず総体は実は14だったということ、私達は早く捕まえなきゃいけなかった。この反省が一つあるんです。で、もう一つは、これが実験だったっていう、この考え方は良いのかどうかです。これをお伺いするんですね。これをお伺いしますよ。というのは行政はね、これ

を導入した時は、移動に困っている私達の為に新しい制度を入れてくれたんだって、利用者は思っていると思うんです。実験であっても。1年経って、新たな制度として、やはりこれは定着してきたよと。だってインフラですから、私達の生活基盤ですから、69人の生活様式、そして意識を変える、それだけの力を持ってるわけです。このことについて、どう考えますかってことをお伺いしたいんですね。いわゆる新商品の実験で、ある地域で販売して、売れなかったから辞めるっていうのとは、これは意味が違うと思うんです。その点について考え方をお願いします。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

このA I オンデマンドの実証実験を始める前にですね、タクシー業者と打ち合わせしました。その際にはタクシー業者の方から、現状維持のままA I オンデマンドをぜひやってもらいたいというようなお話もいただいております。しかしながらですね、タクシー業者の方の状況が変わりまして、今、台数が増えまして、大変充実しているというふうなお話も聞いております。そういうような情勢が変化もある中で、今、全国的にですね、公共交通につきましては、課題となっている地域が多くなっております。運転手の働き方改革等もございまして、いろんな課題が出てきて、廃線になっているところもございまして、いろいろな新しい取り組みを進めているところもございまして、その中でA I オンデマンドを実証した中で、ある程度は出ましたが、実際それが最大の地域公共交通の充実を図るものかということ、総合的に判断した結果の中でですね、今回は実証実験ということで1年で停止した次第でございます。今後ですね、公共交通のあり方を考える中でですね、1年間の実証実験の結果を参考に、新たな交通施策の取り組みを進めて参りたいと考えた次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

わかりました。

次の質問ですが、これから行くことをですね、現在と将来に分けてお伺いします。

まず、利用者に対する足の確保、69人ですね。繰り返し使われた69人の話。予約制乗り合いワゴンを利用したわけですが、この方たちにはどのような対応を考えておられますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

9月30日にですね、A I オンデマンドを辞めまして、その後ですね、町の方に、特にA I オンデマンドをもう一度やって欲しいというようなご意見は届いておりません。しかしながら、何かしらオンデマンドを使わないでですね、公共交通、若しくは自家用

運送ですね、動いてらっしゃることだと思いますので、今どのような動きをしているのかっていうのを、アンケートを実施することで今進んでおります。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

デマンドを続けて欲しいという声がない。わかりませんよ。声が聞こえるかもしれませんよ。実際69人の方が繰り返し使っていたわけですよ。今アンケートでは、私は遅いと思うんです。7月の町報、お知らせ版ですか、この段階ではね、次の対応策が決まっている。つまり、実験が終了してこれから新しいことを考える、次はどうしたらいいかって考えるんじゃないくて、少なくとも現時点でのベターの方法を導き出して、実行しているべきだって私は考えるんですけど、行政の方はどう考えですか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

議員ご指摘のとおりだと思います。本来であれば次の代替方法を考えて注視すべきものだと思いますが、今のところ、先ほども答弁しましたとおり、新たな施策についてはですね、いろいろな部分で、自家用運送や有償運送、他にも自動運転等もですね、新しい取り組みが出てくる中で、これというような町として出せるものが未だ無かったというのが現状でございます。今循環バスの方が以前と同様にですね、動いていますので、その間につきましては、循環バスのご利用をお願いしたいと考えてる次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

多分そうなんですよね。それに代わるものっていうものがすぐ出てこなかったっていうのが実態だと思います。でも、言い換えれば見つかるまでオンデマンドを続けることはできなかったのかな、なんてちょっと私思うんです。だって一番重要なことは、バス停までの歩行困難を解消することです。これが最終的に求めていた事なんだから、それが見つからないんだったら続けるべきじゃないのかなってのは、私、個人的な考え方です。そこでね、これは南房総の例なんですけれども、その前に、確かにオンデマンドは今のやり方ではコストがかかりすぎます。そして、確かに4人しか使わない、4人の収入と、今かかっているコストでは、これは合わなすぎます。ですから、それはまず反省として、オンデマンド自体は別に間違っていないと思うんです、私。この一連の考え方を振り返ってみますと。でも費用がかかりすぎたんだ。良いことは69人のニーズを引っ張り出した。素晴らしいことをやったんです。だから、その69人を次はどうやっていったらいいのかってことをすぐ考えるべきだと、辞める前に。例えばですよ、これ提案なんです、南房総で、成功事例でタクシーの補助券ってありますよね。タクシーの補助券制度がございますよね。これは65歳以上で免許がない方、そして住民税が非

課税の方、これを1回700円でですね、27回ですか、補助します。約2万円ぐらいです。1人ね。そうしますとね、南房総のこの利用率から算出しますと、鋸南町の場合ですね、私やってみましたら、約680万ぐらい、700万と考えればいいでしょう、という費用試算をしました。そこにですね、いやいや、85を過ぎたら、もうそれは非課税云々じゃなくて誰でもみんな免許ないから動けなくなっちゃうよと、いうのであれば、それを入れますと、プラス70万ぐらいです。ですから約800万ぐらいで、このニーズが満たせるかもしれない。少なくとも今実施しているオンデマンドよりもコストはかからずに済む。そういうようなことを考えました。これは今すぐどうのこうのということとはございませんが、しかし、やはり皆さんはプロですから、このオンデマンドを1年実験した中で、その中でですね、次の方法というのは、これは考えるべきだというふうに私は思います。

続いて次の質問です。5年後の狙う体系に向けてどういう動き方をされますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

今回実施いたしましたA I オンデマンド交通の実証運行を通じまして、地域公共交通を巡る課題を改めて整理しまして、9月30日に開催いたしました地域公共交通会議の中で、公共交通の利用促進、高齢者が安心して外出できる環境作り、公共交通の担い手の確保など6項目についてご報告をした次第でございます。

本庁だけではなく、公共交通を取り巻く環境は、採算悪化や事業見直し、利用者の減少、利便性の低下、廃線など、厳しくなる一方でございまして、ライドシェアや自家用運送の導入、自動運転など、国でも危機感を持って新たな方向へと変化していく段階にきていると感じております。

今後のあり方につきましては、国の動向を注視しつつ、他自治体の成功事例などを参考に、地域公共交通会議のご意見をいただきながら検討して参ります。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

よろしくお願いします。

次にですね、現在の交通手段で、今すぐに改善すべきことは何かということについて伺います。

まず町外、つまり富楽里への循環バスの乗り入れはいかがでしょうかね。これタクシーの日報を解析しますと、町内から町外、この町内町外間ですね、お互いの、行ったり来たり。これで富楽里の発着は21%を占めています。お願いします。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。



**○総務企画課長（吉田修一）**

今回のA I オンデマンド交通の実証運行に伴いまして、アンケートの要望の中でも、運行区域を町外までと、富楽里等までとのご意見もあったのは承知しております。一定程度のニーズはあると思いますが、運行にかかる費用対効果、南房総市公共交通会議との調整など様々な課題を整理する必要があると思いますので、地域公共交通会議での意見を基にですね、運行事業者と研究して参ります。

**○議長（青木悦子）**

中村議員。

**○3番（中村基）**

それはもう2、3回繰り返しているんで、スピード感を持ってやっていただきたいなと思います。

次に、循環バスの降車についてなんですがね、これも保田のスーパーマーケットを加えることできないかなと思っているんですね。これはバスのデータを分析しますと、保田駅が15%でトップ、次に中央公民館が12%、この中央公民館というのは、おそらくスーパーマーケット。だからスーパー側と協議してですね、循環バス、停留場所のですね、確保した上でできないかと。これはね、1年前に東議員の方からご高齢者の方に対する思いやり提案240歩ってやつです。これも一つ検討いただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

この件につきましては、以前東議員の時に答弁させていただきましたが、バス停の移動など試行錯誤の上、様々な経緯もあった中で、現状の位置に落ち着いたと聞いておる次第でございます。スーパーに向かうですね、交通量も多く、また運行ルートや道路形状など、運行の安全確保を図る上で課題となってくる面もあると思いますので、運行事業者、関係機関と協議していく中でですね、どこに設置することが利用者にとって有効であるかを研究して参ります。

**○議長（青木悦子）**

中村議員。

**○3番（中村基）**

ぜひお願いします。スピード感を持って。現在の課題に対応しつつ、将来の姿を描く。その逆ではないと思いますので。今の課題にしっかり対応して、そこに将来がある。将来に繋げていく考え方、うまくいけば繋げていけると、この発想をぜひ取っていただきたいなと思います。

最後に。循環バス時刻表のですね、JR駅勝山・保田、時刻との運行調整5ケース、勝山駅の上り7時27分、下り9時19分、保田駅上り・下り9時15分、上り・下り15時4分、15時13分。これいずれも出発時間の前倒しで対応可能かと思われるんですが、その点いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

循環バスの時刻表につきましては、ＪＲの各駅に停車する時間を基本にですね、調整をして参りました。平成２９年１２月、令和３年４月の改正では、ＪＲのダイヤ改正に伴いまして、循環バスの時刻表を大幅に改正している一方でですね、直近の６年３月の改正につきましては、ＪＲには大きなダイヤ改正はございませんでしたが、赤バスの５便に影響があったことから、一部ダイヤを改正している次第でございます。

議員ご提案につきましては、今後行われるＪＲのダイヤ改正に合わせまして、運行事業者と協議しながら検討して参ります。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○３番（中村基）**

よろしくお願いします。

では笑楽の湯の今後の運営についてですが、笑楽の湯を延長すると、収支でどれだけの赤字が出るかということは予めわかっておりますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

はい、お答えいたします。現時点では赤字額の許容範囲については特に定めてはおりません。笑楽の湯の収支につきましては、年間で約１千万程度の赤字が生じておりますことから、引き続き、赤字検証に取り組んで参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○３番（中村基）**

そうですか。色々いただいたデータ等を組み合わせますと、年間約プラス赤字が３００万ぐらい増えるというふうに思っているんですがね。その時にですね、先ほど答弁の中で、笑楽の湯を福祉施設と位置付けるとありました。収支的にはですね、どのくらいの赤字までを許容範囲と考えるか、それとも福祉施設なので、特に今それは考慮していないかということについてお伺いします。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

お答えいたします。町長答弁でも申し上げましたとおり、笑楽の湯、老人福祉センターは保健福祉施設でございますので、特に赤字幅といったものは考えておりません。

**○議長（青木悦子）**

中村議員。

**○3番（中村基）**

続いてですね。3ヶ月間延長するんですよね。その実験結果で、その先の期間延長もあり得るのか、その際は何をもって判断されるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

お答えいたします。今回補正予算の方もお願いしてございますが、実験結果において費用も発生するということで、延長するかどうか判断するものの材料といたしましては、実験をしている際に、お客様に対してアンケートを実施しようと考えております。それと、また利用者と経費の実績から判断して参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

わかりました。延長期間の間にお客様の声を聞くということですね。はい。延長する場合ですね、今回、諸課題が予想されますね。一つは従業員の、この3時間分の確保はどのように考えておられますか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

今回の時間延長につきましては、会計年度職員2名を配置する予定でおります。しかしながら期間がちょっと短いこともありまして、見つからない場合には、当課の職員を交代で従事することも想定しております。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

**○3番（中村基）**

ということは、今現在まだ見つかってないんですよね。これは1月からのスタートを考えておられるんですよね。見つからない場合は、職員を充てるっていうその職員というのはどういう方になりますか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

お答えいたします。笑楽の湯を担当しております職員と室長、私、3名を予定しております。

**○議長（青木悦子）**

中村議員。

**○3番（中村基）**

これは1月からの実験を前提としたことなんだろうけど、私はね、管理職は、室長や課長はマネジメントが仕事、ですから実態を知るために一時的に携わるのは構わない

けれども、それをルーティーンとして入るってことは、全体が見えなくなる可能性がある。それが怖いんです。ということが一つあります。

続いて、町外入浴者は75%ですよね。この方たちに対する延長の周知方法はどのように行いますか。今から開始して、実験中に伝わるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

はい、お答えいたします。今回の時間延長につきましては、時間の方がちょっと短いこともありますが、SNSを活用した周知を行います。また特に、町外の方にはSNSを利用したもので周知を行って参りますが、特に町民向けには、町報や区長回覧を併用しながら周知徹底を図って参ります。

**○議長（青木悦子）**

中村議員。

**○3番（中村基）**

わかりました。でね、1月からスタートするわけですが、これ夕暮れ時間の伸びる6月から9月の間でなくて、1月から3月に試験するのはなぜなのでしょう。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

町長答弁でも申し上げましたが、時間延長に関するご意見をいただいていること、また1月から3月は、花観光により町外者の利用が見込まれます。また、冬場の経費が把握できるということで、今回1月から3月を設定いたしました。

**○議長（青木悦子）**

中村議員。

**○3番（中村基）**

私はね、今回いろいろと人事異動があった中で、管理職の方々も変わられました。その中ですぐ対応を取ったということはね、先ほどデマンドの件で私はスピード感のことを申し上げましたけれど、そういう点では、スピード感という点では素晴らしい動きだったと思うんですね。だからその点については深く敬意を表します。ただ、今すぐやるのではなくて準備を整えた上で、夏季に実験するわけにはいかないのかなっていうのがやっぱり私の中にはあります。3ヶ月間という実験の期間は良いと思うんです。ただ町外者のみならずね、町内者への周知も厳しいこと、そして課題を洗い出して、入念な準備を行った方が、より現実的なんじゃないのかなというような思いであります。

次にですね、環境準備をお願いしたいんですが、前回の時もありました、看板の再塗装、それから玄関前のコンクリートの雨溜まりが起きる所ですね。それから、向かって右側の駐車場の轍の修理、この三つっていうのは緊急性があると思うんですが、その点はいつ頃を考えておられますか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

はい、お答えいたします。看板の修繕につきましては、年度内に付け替えが終わるように発注をしております。また駐車場の整備につきましても、年度内に終了するように手配を済ませたところであります。ただ、玄関前の雨溜まりにつきましては、降雨量が増えますと、どうしても排水から溢れてしまう状況、このようなことは認識しております。今後どのような改善方法が適しているのか検討して参ります。

**○議長（青木悦子）**

中村議員。

**○3番（中村基）**

ぜひお願いいたします。

最後になります。収支改善の為の提案をさせていただきます。収支改善と言えるようなそういうものではないんですが、元々これは確かに福祉施設です。町民の方々に利用されています。でもね、お風呂という、入浴事業というものをしっかりベースに持つてるわけです。だからこれはやはり、1千万の赤字ですけれども、これ以上は増やしたくない、少しでも抑えたいというやっぱり思いが強い。なぜならば、この施設がもう採算がいなくなると閉めてしまうと、財政も全体的には厳しいわけですから、そういうことが起きることを防がなきゃいけないと思ってる。だから少しでも改善しなきゃいけないと思ってるんです。そういう中でね、現在平日は貸切風呂は2つありますけど、1組以内です。一方、一般風呂はですね、平日は休日の2分の1稼働ですよ。かつ町内は町外の55%、つまり半分です。ここからですね、平日の町内客をターゲットにする。おそらくそれは保健福祉課の方も捉えられております。そこで平日の貸切風呂を辞めて、そのうちの一つを一般風呂に転用して、男女交互で回していく。そのことによって付加価値をつけて、平日の稼働率を上げる。休日は従来通り、貸切風呂はそのまま残すと。これもですね、併せて実験してみたいかと思いますが、だから、そういうことも色んな事も含めた中で、この3時間延長するのは大きな問題を実ははらんでいるんですよ。こういうことを考えるんですが、だから今慌てて1月でなくてもいいんじゃないでしょうか、ということをお願いいたします、その点いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

ご提案の方ありがとうございます。老人センター笑楽の湯の今後の適正な運営を図る為に、今回の結果と議員さんのご提案を参考にさせていただきたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、中村議員。

### ○3番（中村基）

これが最後でした。最後になります。これはね、答弁求めません。そういう中で、先ほど申し上げたように、これを今後続けてこの施設を継続してもらいたい、町民の為の施設です。立派な施設です。今、過去25年間、ここはずっと価格を据え置きしていただきました。ものすごい貢献だったと思います。一方ですね。灯油は2倍、それから電気代は1.6倍になっています。それでこのエネルギーコストは、原価に占める割合は50%です。しかし、この20年間、収支は500万改善してくれてます。だから努力してるんです。でもこれ以上はもう原価の改善できないと私は思います。また近隣です、価格はですね、同業他社の価格に比べてですね、圧倒的に笑楽は安いんですよね。これで本当に持ちこたえられるのかってことが心配なんですね。ですから、こういうことも踏まえた中で今すぐとは申しませんが、将来を見据えて、価格についてもご検討いただければと思ひまして、私の質問はこれで終わります。

### ○議長（青木悦子）

はい。以上で中村基議員の質問を終了します。ここで暫時休憩します。再開は3時20分といたします。

…………… 休憩 ・ 午後 3時08分 ……………  
…………… 再開 ・ 午後 3時20分 ……………

### ◎一般質問

#### ◎8番 竹田 和明

### ○議長（青木悦子）

はい。それでは休憩を解いて会議を再開します。竹田和明議員の質問を許します。

〔8番 竹田和明 質問席につく〕

### ○議長（青木悦子）

8番、竹田議員。

〔ベルが鳴る〕

### ○8番（竹田和明）

私から2件の質問を行います。

まず1件目、佐久間小跡地利用について。佐久間小学校が勝山小学校と統合されたのは2008年4月であり、同年3月末をもって遊休施設となりましたが、それから既に16年以上が経過しています。

同跡地は、上佐久間区の中心的な場所に位置し、面積が約9千平米あり、地域活性のための貴重な町の財産であるにも関わらず、その有効な活用がされていません。鋸南町

議会でも数名の議員からこれまで、その計画策定をいつ行うのかという趣旨の一般質問が繰り返されてきました。

そのような状況で、令和4年12月、2年前ですけれども、住民アンケートが実施され、佐久間地区住民をはじめ、鋸南町の町民はようやく計画策定が行われ、アンケート結果に基づいた跡地利用が実現すると期待したわけです。

現在アンケートが実施されて既に2年が経過したわけですが、その後の計画策定はどうなっているのか。アンケートに沿った形での青写真もまだできていないようです。

そのような状況が続いている中で、今回の質問の趣旨は、これだけ時間がかかっているにも関わらず、今だ青写真すらできていないのは、町の本気度というのはどうか。本気で検討する気があるのかないのか。アンケートを実施したことは、単なるパフォーマンスに過ぎないということなのか。それとも利活用を実現するために道筋を立てていく計画があるのか。この辺の町のスタンスについて確認したいと思います。

そこで2点質問します。1点目、アンケートを実施した成果は何か。どのようなことがわかったのか。2点目、計画はどこまで進んでいるのか、その具体的な内容はどうか、の2点です。

次に2件目ですけれども、地域の防犯対策について質問を行います。

つい一昨日、12月14日ですけれども、北九州市小倉のマクドナルドで、レジに並んでいた中学3年生の男女2人が、ナイフのようなものを持った男に刺され、男子生徒は命に別状はないものの、女子生徒は腹部を刺されて死亡したという痛ましい事件が起きました。男子生徒によると犯人は全く知らない人と話しているということです。警察によりますと、男は店に入ってすぐ犯行に及んでいて、1分足らずの間に2人を次々刺したということです。

マクドナルドといえば、館山にもありますけれども、日常誰もが立ち寄る人気のファストフード店です。主婦や子供たちが多くいる店内での凶行に驚愕するとともに、なぜそのような犯行を行ったのか、犯人の動機も全くわかりません。犯罪率の少ない当町だからこそ、防犯対策をしっかりと行い備えることが必要ではないかと考えます。

闇バイトによる犯罪が急増し、社会問題となっています。当町は、観光客など不特定多数の来訪があり、防犯システムの構築、維持、点検が必要だと考えます。また、災害時などの体制も視野に、高齢者、女性、子供など弱者を確実に守るための安全安心の町作りが急務だと考えますので、その点の町の姿勢について伺います。

そこで3点質問します。1点目、国、県、警察と町、町と行政区、また行政区における移住者と地元との連携強化と情報共有、ネットワーク化の現状はどうか。2点目、児童生徒への安全教育、学校関係者の安全管理は万全か、通学路の安全確保はできているか。3点目、防犯カメラの設置について、費用助成ができないか、この3点です。

以上、よろしくお願いします。

### ○議長（青木悦子）

竹田和明議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

## ○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の佐久間小学校の跡地利用計画についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、アンケートを実施をした成果は何か、どのようなことがわかったかについてでございますが、旧佐久間小学校の活用にあたっては、地域住民の意向を踏まえ、民間活力の導入も含めて検討したいという考えから、利活用の方向性について、また民間活力の導入について、利活用にあたってのご意見・ご要望の3点を中心に、令和4年度にアンケート調査を実施し、143件の回答が得られました。

利活用の方向性については、防災拠点施設が最も多く、続いて福祉施設、カフェ・レストラン、観光・宿泊施設、農産物加工・販売施設、スポーツ・合宿施設、企業誘致などの順となっております。少数回答ではありますが、公園、また現状維持との回答もございました。また、民間資本導入については、売却は避け賃貸することは良いとする回答は37%と最も多く、基本的に公共利用するが一部売却又は賃貸することは良いとする回答は23%、全部を売却及び賃貸してもよい及び特にこだわらないとする回答が23%、町が所有を続けるべきとする回答は15%との結果となりました。

方向性の検討の仕方については、地域の意見を聴取してほしい、外部有識者を含めた検討委員会の設置、民間事業者へのヒアリングをすべき、などに多くの回答がございました。

最後に自由意見としては、企業誘致や働く場の確保、祭礼時使用の継続を望む意見が多くありました。

ご質問の2点目、計画はどこまで進んでいるのか、具体的な内容はについてですが、跡地利用計画は現在策定されておりませんが、活用に向けての取り組みを進めております。

アンケート結果の中に、地域の意見聴取をしてほしいとのことに対し、地元区長との意見交換会を2回行い、今後の佐久間地区を担っていく若い世代として、地元消防団第2分団員との意見交換会を実施いたしました。また、民間事業者へのヒアリングについては、民間事業者に提案を頂く、サウンディング型市場調査を実施をいたしました。現地見学会には2者に参加頂きましたが、いずれも具体化にいたりませんでした。その後サウンディング調査とは別に、2事業者から問い合わせがあり、現地訪問等がなされておりますが、まだ検討段階に留まっております。

一方で、佐久間地区において、住民有志による跡地の活用方法について検討を重ね、町に提案するため準備を進めているというようなお話もお聞きしております。このような状況でございますので、検討するための素材を整えている状況であることをご理解を頂きたいと思います。

旧佐久間小学校の跡地活用については、様々な条件もございまして、計画を立てづらい環境にございますが、色々な角度からご意見を頂きながら、民間事業者等の活用事例などを参考に、総合的に判断した中で、活用方法を検討したいと考えております。

2 件目の地域の防犯対策についてお答えをいたします。



ご質問の１点目、国・県・警察と町、町と行政区、また行政区における新しく住民になられた方と地元との連携強化と情報共有、ネットワーク化の現状はについてであります。全国的に闇バイトへの応募をきっかけとした匿名・流動型犯罪グループによる強盗、侵入窃盗などの事件が相次いで発生をしており、犯人は事前に引っ越し業者や送迎を装って家の下見をしたり、犯行時にはためらうことなく暴行、監禁等の手段を用いるなど、犯行の手口はより巧妙かつ凶悪化しており、こうした被害に遭わないためには、より一層、防犯意識を高めて、防犯対策を強化をしていくことが求められております。

そのような状況の中で、国・県・町では、安全で安心なまちづくりとして「防犯まちづくりの推進」を図るため、基本方針や条例等を定めております。一人一人が防犯意識を持ち、地域住民が主体的に行うまちづくりの中で取り込まれるものとされており、本町においても、「鋸南町安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を、自らの安全は自ら守るという防犯意識の下に、町、町民及び事業者による犯罪の防止のための自主的な活動を基本として推進されなければならないとしております。

このようなことから防犯に対する啓発や地域コミュニティの活性化に力点を置き、地域の見守り体制の充実を図っております。また、本町にある交番・駐在所に配属いただいている警察職員による地域の巡回など積極的に行っているほか、警察からの要請があれば、不審者や詐欺などの犯罪を未然に防ぐための広報を行う場合もあり、犯罪抑止のため、連携を図っております。

行政区とのやりとりについては、毎月２回、管理職が回覧物を区長等のお宅へ直接持参をし、顔をつないで様々な問題の情報共有を図るほか、町内の安心安全な環境整備の推進を目的に防犯対策として、行政区が設置をするＬＥＤ防犯灯を無償貸与しております。行政区における移住者と、移住者といいますか、新しく住民になった方と、地元については、特段の対応は行っておりませんが、一般的な対応として、人口が減少しているなか、新しく住民になられた方と元々お住いの方を分けることなく、お互いに地域活動の中で協力し合うことにより、新たな地域コミュニティが生まれ、情報共有や連携強化により防犯に繋がると思います。

町といたしましても、必要に応じて、防災行政無線・防災安心メールによる広報やホームページなどから必要な情報が提供できる体制を整えて参ります。

ご質問の２点目の、児童生徒への安全教育、学校関係者の安全管理は万全か、通学路の安全確保はできているかについてであります。安全教育の推進により児童生徒は、自己防衛能力の向上、危機管理能力の育成、安心できる学習環境の形成等を学びます。知識不足や危機意識の欠如が原因による、交通事故、災害、犯罪被害に巻き込まれないよう、幅広い場面で、役立つ知識とスキルを身に付け、迅速かつ冷静に対処できる力を身につけていくものと考えております。加えて、児童生徒が長時間過ごす学校における安全管理の推進は、教育環境の基本的な要件であり、学校関係者が積極的に安全管理を行うことで、児童生徒の事故や事件の未然防止、緊急時の迅速対応の向上など、教育環境全体の質の向上につながるものと考えております。同時に、家庭や地域との連携を強

化することも重要で、更なる安全教育の効果の最大化に寄与するものと考えております。

現在、教育委員会及び学校が一体となり、県からの通知に基づき、さまざまな児童生徒への安全教育、学校関係者による安全管理に取り組んでおります。

小中学校を通じた共通事項としては、千葉国道事務所、安房土木事務所、館山警察署、学校関係団体が集まり、毎年、夏に通学路安全点検を実施し、緊急を要する箇所にあつては、現地に赴き、現場確認を行い、優先度の高い箇所から補修を行っております。そのほか、正しい歩行や自転車の乗り方などの交通安全教室、校内放送、ポスター、広報紙等による交通事故防止の啓発、定期的な避難訓練の実施とその振り返り、各種安全教育関連講演の開催、校内での死角を作らないよう空き教室の施錠の徹底、定期的な校内安全点検、学校敷地の定期的な除草作業、などを行っております。

また、以上に加え、小学校では、学校行事の見学の際は、事前申請に加え、当日のリストバンド配布による不審者の対策、職員及び学校支援ボランティアによる登下校時の見守り、人形劇や紙芝居により視覚的にわかりやすい交通安全指導なども行っております。中学校では、サイバーセキュリティへの指導、毎月第1月曜日の登校時は、保護者と教職員による定期的な交通安全指導の実施なども行っております。

今後も児童生徒たちが、社会を生きていく上で、交通事故、災害、犯罪被害等のあらゆるリスクに巻き込まれないように、学校関係者一同、児童生徒への安全教育及び学校関係者の安全管理の推進に一層取り組んで参ります。

ご質問の3点目、防犯カメラの設置について。設置場所を行政区で検討をし、その指定する場所に町が設置をすることはできないか、また個人宅に設置する場合の費用の助成を行うことにできないかについてであります。千葉県では防犯カメラや防犯カメラと一体となった防犯灯の設置について、市町村が直接設置をした場合や自治会等に助成を行った場合、費用の一部に対して補助金を交付しており、本町では、この補助制度を利用をして、通学路上3ヶ所、道の駅きょなん3ヶ所に防犯カメラを設置をしております。

補助制度を活用するには、犯罪の発生状況、通学路の有無等を勘案され、当該市町村を管轄する警察署との協議を経ており、撮影された映像のうち、公道等の画像面積が2分の1以上であることなど、各種要件がございますので、関係機関と連携をして、設置場所について、研究して参りたいと思います。

なお、千葉県の補助金では、個人宅への補助は対象とはなりません。他自治体において、実施をしている自治体があると聞いておりますので、他自治体などの先行事例を参考に、地域の状況等を踏まえ、補助制度について研究して参りたいと思います。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

竹田和明議員、再質問ありますか。はい。竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

まず1件目の佐久間小跡地利用についての1点目の質問。アンケートを実施した成果は何かという質問をいたしました。このアンケートが実施されてもう既に2年が経っているということで、この2年が経って、まだその計画の策定がされていないということなんですけれども、元々このアンケートを実施した目的というのは、どういうことなのか。このアンケートを実施することによって、獲得目標は何だったのか。その点について確認したいと思います。

住民が求めている利用計画は何かということアンケートで探って、その多数意見を基に計画を進めていこうとしたんではないかというふうに思われるんですけれども、現状まだ計画ができてないということです。質問をいたします。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

このアンケートにつきましては、令和4年度の10月の時にですね、区長さんに最終意見交換をした中で、住民の方のアンケートをやっていただきたいという要望がございましたので、それに伴いまして、町の方としても住民の意見を聞きたいということでアンケートを実施した次第でございます。

その中でですね、アンケートを実施しまして、防災拠点施設、福祉施設カフェ・レストラン等の上位の意見がございましたが、議員もご存じのとおり、一時期までは自衛隊の方が活用していたこともございましたが、いろんな事情がありまして、現在は佐久間小学校は使用しておりません。

また、ドクターヘリのランデブーポイントや佐久間地区の祭礼のために、旧校庭を使いたい等、活用していくためには様々な条件をクリアしていく必要がございますし、旧佐久間小学校はですね、佐久間地区の中心的な位置にございまして、重要な拠点となる場所と認識しておりますので、アンケート結果にはですね、多数の意見の他にも、多様な意見も含まれておりましたことから、全体の調和を図るための計画が求められ、地域全体のバランスを考慮しながら慎重な検討をしていく必要があると考えている次第でございます。以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

多数意見、同時にですね、少数意見があるっていうのも、それはアンケートを取る前からわかってたことだと思うんですよね。確かに少数意見の中には、特筆すべきというかな、なるほどというような意見は多数あると思います。そんな中でどうやって計画策定を行っていくかっていう観点に立つと、そういった少数意見だけを取り入れて計画を立てるという事はないんでしょうから、やっぱり多数意見をベースにしてですね、まずは1回青写真を作ってみて、その青写真を基にいわゆるコミュニケーション、お互いの協議の場にそれを置いて、具体的な計画作りを進めていくっていうのが本来の

流れだと思うんですよね。そういうことからすると、今回、多数意見としては、防災拠点であるとか、それから福祉施設であるとか、あとはカフェ・レストランっていう意見が上位から三つなんですけど、こういうものが出ていて、その防災拠点と言ってもですね、グラウンド全体を使うわけではなくて、例えば幼稚園のある場所、これも約2千平米ありますから、小学校の9千平米とは別に2千平米ありますんで、そちらを福祉施設にするとかですね。福祉施設にはカフェ・レストランとしてですね、今あるバーベキューハウスをカフェ・レストランとして使うっていう方法もあるんじゃないかなと思うんですよね。それと緊急時には避難ができるような、地域の住民が避難できるような、そういった避難所として体育館を耐震化してですね、ここを避難所としても使えるようなそういった方策はあると思うんですけれども、何分まだ何もないというんだと、その議論にならないと思うんですよ。そういった計画策定ができない理由というのは何なのか、そこについて質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

ご意見が多かった防災拠点につきましてはですね、一般的にですね、避難所や備蓄倉庫、救援物資の集積場、瓦礫置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその他予備施設などの防災拠点のようなものを、一般的に防災施設というようなすみ分けになっていると聞いております。

今ですね、幼稚園側の方は施設をお貸ししている状況もございますので、その辺も含めてですね、総合的に今後進めていく中でですね、そちらの方も先ほど議員のご提案ありましたけど、そのようなことができるかどうかは、検討して参りたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

今、幼稚園の施設は貸し出しているという話ですけれども、何も計画ができてすぐそれを実行に移すという話じゃないはずなんですよね。まず、たたき台の計画を作って、それを作った上で、何年後に工事が始まるということであれば、それを目途に今入ってもらっているその賃借されている方に、いつまでに出て下さいという交渉をですね、始められると思うんですけれども、何もなくてズルズルと伸びてる状態っていうのは、すごく良くないと思うんですよね。そういう事だと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

町長答弁にもございましたとおり、地域の中で跡地の活用方法についてですね、検討を重ね、合意形成を図っているという話もございましたので、その提案を受けた中でですね、明確な計画について作成に向けて努力して参りたいと考える次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

確かに町長答弁がありましたけれども、区長の意見を聞いたり、地元のそういった中心的な方の意見を聞く、あとは消防団の意見を聞くというのも確かに有効だと思うんですけども、区長って地域にもよるんですけど、任期が1年とか2年じゃないですか。今までこれ、佐久間小が廃校になってからもう16年経ってるってことは、16人の区長が今まで居たってことなんですよ。来年になればまた新しい区長が選任されるということで、毎回毎回その区長の意見を聞くというのは、これきりが無い話で、やっぱりある程度ですね、今あるその情報から、ないしは住民の希望についてわかっている中から計画っていうのは立てて、まず青写真を立てて、その後、それに対して区長なりの意見を聞く、ないしは消防など意見を聞くというやり方というのが、私は通常の計画の進め方だと思いますけれども、それが何でできないのか、そこを改めてお聞きしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

旧佐久間小学校につきましては、一番最初に取り組みを始めた時にはですね、校舎等もあったことから、その辺を活用してですね、周辺の笑楽の湯なども含めて、活性化施設のような形ができないかということで検討を進めて参りましたが、令和元年の台風によりまして、校舎等が被災し、撤去して更地になっている状況で、今白紙の状態という状況でございます。その辺も含めまして、今後どのようなものが必要かというのを検討する中で、なかなか条件等もある中で、計画策定が進んでいない状況でございます。

地元消防団との意見交換の中でもですね、私どもは区長さん方々から祭礼の時に、佐久間小学校を使えるようにというお話ございましたが、逆に消防団の一部の方からは、そんなにこだわることはないというような意見もございまして、様々な考え方があるというようなことを認識した次第でございます。

そのような状況の中でですね、あそこの地区に更地の状態のところの土地をですね、どのようにしていくかっていうのは、なかなかすぐにこういう計画っていうのができないというふうに考えている次第でございますので、地域に根付いた施設にするためには、地域からの意見、合意形成を基にですね、やっていくのが一番と考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

確かに小学校の土地については、私が聞いているのは、祭礼のために個人がそれを提供したんだと、それは祭礼のために拠出したんだから、将来に渡って、それは祭礼には使えるようにしてもらいたいという要望があったというのを聞いているんですけれ

ども、事実は確認できていませんが、そういうことだったと聞いてます。確かに抛出された時にはですね、かなり人口構造も変わってきたと思うんですよね。祭りの位置づけというのも、今とだいぶ違っていて、人口も多かったし、祭りのその盛り上がり方もですね、かなり違っていたということだと思んですけど。年間に1日だけですね、基本的には祭礼に使うのは1日だけ。それとドクターヘリの利用というのもありますけれども、これもそんなに頻繁にあるわけではないということで、そのためにですね、計画が遅れているということなんだと思いますけれども、ある程度、校庭は現状で維持してですね、それ以外の場所にそういった福祉施設であるとか、要は旧幼稚園の建物を改修して福祉施設にするとかですね、あとは旧体育館を改修して緊急避難、いわゆる避難所にするとかですね、そういった方法はあると思うので、ぜひそういった計画の策定というのは急いで進めていただきたいと思います。

2点目の質問ですけれども、この計画はどこまで進んでいるのかということなんですが、地元の区長との意見交換を2回行ったということなんですけれども、なんで2回行う必要があったのか、どのような成果が得られたのか、その点についてはいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

令和4年度にですね、10月と3月のどちらの会議も、中佐久間区長さん、上佐久間区長、奥山区長、大崩区長の4名とですね、総務企画課で旧佐久間小学校の跡地利用につきまして、地域の代表である区長さんからですね、どのように考えていらっしゃるか、ご意見を伺いたいという趣旨で意見交換をした次第でございます。

第1回目につきましては、町側から佐久間小学校の利用について資料を基にご説明しまして、区長の皆様からご意見をいただきましたが、今後の進め方につきましてご理解をいただき、町の方でも実施予定しておりましたアンケート調査をですね、実施することをお話しまして、その結果を受け、第2回の方で報告させていただいた次第でございます。

意見交換を行った中でですね、町が考えている方向性と共通認識を図られる一方でですね、地域で中核的に活動している消防団の方で意見を交換をして欲しいというような要望もございましたので、令和5年度に地元消防団との意見交換を実施した次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

そうすると、今の話だと、このアンケートは2年前に実施されましたが、区長との話というのは、この2年よりも前に1回話をして、今後の進め方でアンケートをやるということになったと。その後、そのアンケートの結果報告を2回目の区長との面談で行ったという理解でいいですか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

令和4年度の10月に1回目をやりまして、その中でアンケートを実施したいということをお話しまして、それで12月にアンケートを実施して、3月にその結果を報告したということでございます。

**○議長（青木悦子）**

竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

そうすると区長との話というのは、そのアンケートを実施するっていう話だけであって、具体的にどういう計画を作っていくかっていう話は、このアンケート後も区長とはされていないということで理解しましたが、そういうことでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

第1回目の中ですね、区長さんとも意見交換をしましたので、その中ではどういうふうな利用っていう話は、どういうものが必要かっていうのは、先ほど言ったとおりですね、祭礼の時に使いたいという意見もございましたし、グランピングがその当時流行っていらしたので、グランピング施設なんかどうかという話もございましたが、それも流行によって変わってきってしまうこともあるので、利用の案としてはちょっと厳しいんじゃないかとか、そのようなご意見もございました。その中で住民の方にアンケートをして欲しいということがありましたので、アンケートしまして、2回目の時に、アンケート結果を報告した中ですね、区長さんの方からですね、消防団の方にも意見を聞いてもらいたいという話になりましたので、令和5年度に消防団に対して意見交換を実施した次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

流れがわかりました。この消防団との意見交換を令和5年に行ったっていうことですが、けれども、この一番要望の多かった防災拠点ということについては、やはり消防団っていうのは専門家ですから、この意見というのは重要だと思うんですけども、その意見というのはどうだったんでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

地元消防第2分団との意見交換会の中では、先ほど答弁しましたとおりですね、地元の区長さんからの要望もございましたので、令和5年12月に町からは総務企画課が、

消防団員の方は15名の方が参加していただきまして、意見交換を実施した次第でございます。

町からはアンケート結果を基にですね、説明を行いまして、その後、意見交換となりましたが、ヘリポートを整備した方が残りのスペースが有効利用できるのではないかと、アンケート結果を発展させる意見がある一方でですね、先ほども答弁しましたが、祭礼での利用は何年できるかわからないため、そこまでこだわりがないとか、避難所は各地区の施設もあり、施設整備の優先度としては低いのではないかなというようなご意見もございました。アンケートの示す結果とですね、相違するような意見もあったのは事実でございます。

旧佐久間小学校の跡地利用につきましては、民間事業者の活用の可能性も含めてですね、進めて参りたいと考えている次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

はい、わかりました。あとサウンディング型市場調査には、民間事業者が2社参加して、その後、別の2事業者が現地訪問したという答弁がありましたが、そうすると合わせて4社から参加申し込みがあったと理解したんですけれども、この4社からの具体的な提案というのは何で出てこなかったのか、ないしは出てきたけれども駄目だったのか、その辺いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

サウンディング型の市場調査を実施していく中でですね、こちらの提示している条件としてですね、活用に当たっては賃借を前提としておりまして、避難所とかドクターヘリのランデブーポイント、地域行事の際の開放等をですね、条件をちょっとつけていましたので、その辺の部分がネックになったってことも考えられると思っております。また、既存施設の解体については、町の財政負担を圧縮する観点からですね、事業者の方で解体して欲しいというような要望もつけましたので、その辺の財政的な観点からですね、なかなか意見が出しづらかったということがあると思っております。

跡地利用に関するですね、採算性、土地の特性や様々な諸条件など、相手方の検討結果によりまして、具体的な結果が出てこなかったと考える次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

本件については、やはり多数意見を中心に、計画をいつまでに作るのかっていうところ。やはり地域の住民はですね、ずっと放置されてきたというか、16年経ってますんで、そういう中で、もうやっぱり町は何もやってくれないんじゃないかっていうようなね、そういう感覚を持ってる人もいる中で、一方でですね、やはりあれだけの土地があ



りますので、福祉施設っていうのが2番目に出てますけれども、福祉といっても医療と連携したような形で、時々ドクターが巡回してくれるような、そういった福祉施設であればですね、地域にとって非常に高齢者が多い中で安心できますし、なかなか病院に行くというのが、足がない地域でもありますし、あそこに福祉施設があって、医療と連携ができていて、緊急時には避難もできるというような、そういった機能がですね、できるとやはり地域の活性化にも繋がるというふうに考えておりますので、ぜひいつまでに実現するというロードマップの作成ですね、合わせて青写真の作成を、ぜひお願いしたいと思います。

次に地域の防災についてということなんですけれども、まず1点目の質問で、国や県ないしは警察と町、町と行政区などの連携についてということなんですけれども、警察であるとかですね、確かにいろいろ連携が図られているなというふうに思いました。

この庁舎にもですね、闇バイトの危険を啓発するようなポスターが貼られてますし、それは警察との連携が取れていて、小さな町であるが故にですね、そういった連携も図りやすいのかなと思っております。

そういった中で、移住者というか、新たに町民になられた方ということですが、この新たな方と地元とのですね、その連携を図るということについては、特段の対応は行っていないという答弁でしたけれども、やはり新たにですね、町民になられた方、他所から来てますんで、ネットワークはやっぱり少ないんですよ。情報量がとにかく少ない中で、この防犯とかですね、災害時の対応もそうなんですけれども、やっぱり特別な配慮が必要だと思うんですよ。お金の話をしちゃうと、住宅補助でですね、最大400万も払って1人受け入れるわけですから、一件受け入れるわけですから、それだけのコストをかけて受け入れた移住者に対してですね、そういった情報面であるとかフォローがないことによって、また外に出ていかれてしまうというようなこともあると思うので、こういった新しい人に対しての特段の対応というのを、私は行ってもらいたいと思うんですけど、そこについての考えを改めてお聞きしたいと思います。

#### ○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

#### ○総務企画課長（吉田修一）

新しくこちらにいらしてくれた方につきましては、転入時には税務住民課の方ですね、いろいろな情報を提供させていただく他ですね、当然地元に行きましたら、区に入られると思います。区のネットワークを基にですね、移住者とか、専従者とか関係なくですね、手を繋いで協力していくのが大切だと私は思っております。

その中でですね、当然地域での挨拶運動、声かけ、通学路の立ち場活動などですね、ちょっとしたコミュニケーション活動によってですね、いろいろな広がりがあると思うので、私は思っております。お子さんがいる方につきましては、小学校同士のお子さんの繋がりの基にですね、親御さんが繋がっていくとか、地元の活動に伴って繋がっていくというふうに考えておりますので、もし不安なことがあるようでしたら、ぜひですね、

役場の方にお問い合わせいただければ、丁寧にご説明したいと考える次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

そういうことだと思います。やっぱりね、本人次第というところもあって、自分から交流を図っていかないと、なかなかそういった情報も取れないんだと思いますので、その時に相談窓口としては、役場の方に相談をさせてもらうということで案内したいと思っています。

次にですね、鋸南町安全で安心なまちづくり条例についてなんですけれども、これについてですね、「町は必要な施策を実施するよう努める。防犯意識の高揚のための啓発活動、情報の提供及び知識の普及」とありますが、答弁でも防犯に対する啓発や地域コミュニティの活性化に力点を置き、地域の見守り体制の充実を図っている、とのことでしたが、具体的にどのような啓発活動を行っているのか、また地域の見守り体制の充実を図るために、具体的にどんな取り組みを行っているのか質問します。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

先ほど議員さんからもおっしゃっていただきましたが、役場には闇バイトのポスターを貼ったりとかですね、そのようなこともございますし、防犯意識の高揚等、地域の見守り体制の充実を図るためにですね、ポスターやチラシの配布、町の広報誌やホームページを通じまして、防犯対策に関する最新情報や、注意喚起を行っている次第でございます。

地域の見守り体制の充実につきましては、地域での挨拶、声かけ運動、通学路の立ち場活動など、ちょっとしたコミュニケーションや活動によって地域を見守る機会が増え、不審者を寄せ付けにくくなる他、ウォーキングとかですね、ジョギング、買い物、犬の散歩など日常生活の機会にあつてですね、その辺でも見守り活動という取り組みがされていると考えておりますので、普段の生活の中でですね、意識せずですね、自然と行われている地域見守り活動について、重要な取り組みだと考えている次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

ぜひ継続して連携を強化していただきたいと思います。

次にですね、学校関係の防犯ということなんですけれども、当町でですね、近年、児童生徒に対する既遂、未遂のですね、犯罪というのはあったのか、何件ぐらいあったのか、その点について質問いたします。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（安田隆博）**

教育課内部とですね、各小中学校の方にも確認をしましたところですね、近年そのような事案はなかったということで聞いております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

それは一番良いんですけれども、今後もないようにですね、いろいろ対策を学校側では取られているということなんですけれども、一点ですね、通学路の除草という事を、草が生えていて、視界が悪いような通学路もあると思うんですけれども、それについては対応もされているということなんですかね。

**○議長（青木悦子）**

はい、教育課長。

**○教育課長（安田隆博）**

町にはですね、独自にスクールガードリーダーという方をお願いしてございます。その方が月4回ほどですね、通学路に立っていただいて、通学路の見守りを行うとともにですね、通学路が大丈夫なのかどうかとか、そういうことも情報の方をいただくようになっております。

ご指摘いただきました雑草が生えていて危険だという情報なども、当然のことながら上がってきます。その場合、個人のご自宅という場合もありますけれども、直接うちの方が行って作業ができる場所なんであれば、私どもも直接行いますし、道路等の道路管理部署が対応が必要な場所なんであれば、横の連携を取ってご連絡しますし、直接うちの方も作業する場合がありますので、ちょっと危険な箇所がありましたらですね、現場を確認して、迅速な対応を行うように心がけております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

はい、わかりました。ぜひ継続していただきたいと思います。

あと最後というか、質問の最後なんですけど、答弁では、防犯カメラは通学路上に3ヶ所、道の駅きよなんに3ヶ所設置しているとのことでしたが、その他、例えば役場庁舎であるとか、老人福祉センターや道の駅保田小、B&G、すこやか、鋸南病院、スーパーおどや等のその防犯カメラの設置状況というのはどうなっているのでしょうか。具体的に何個ってというのはないにしても、あるかないかという程度でも構いませんので、お願いします。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

答弁にありました防犯カメラにつきまして、通学路上に3ヶ所、道の駅きょなんに3ヶ所設置しているというのは、千葉県の補助制度を活用して設置された防犯カメラの台数でございます。補助金を使っていないもので、施設管理も含めた公の施設でのカメラの設置状況につきましては、本庁が2台、海洋センターが3台、中央公民館が1台、道の駅保田小学校に28台設置されている他、幼稚園・小学校・中学校などの教育施設に10台設置されております。また民間事業者につきましても、必要に応じて設置はされていると思いますが、町の方では把握しておりません。いずれにいたしましても、防犯カメラはある程度の抑止力はあると思いますが、必ず犯罪を抑止できるものではなく、また個々の施設の立地や利用状況、財政状況によりまして防犯対策への方法は違って参ると考えておりますので、それぞれに合った防犯対策を実施していくことが肝心だと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○8番（竹田和明）**

費用対効果っていうことだと思うんですけども、そうは言ってもですね、交通の要所ですね、例えば大きな交差点であるとか、ないしは橋梁であるとか、トンネルであるとかですね。どうしても通らざるを得ないような場所というのは、カメラの設置の効果が大きいと思うんですけども、こういった場所にもう少しカメラを増やすっていうのは、町としての考えはどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

議員ご提案の交通の要所である大きな施設、大きな交差点とか、橋梁、トンネル等に防犯カメラ設置の効果が大きいと思う点につきましては、私も効果はあると思いますが、大きな交差点や橋梁、トンネルなどの交通の要所には、防犯カメラを設置するにはですね、多額の費用もかかり、維持管理に係る継続的なコストもかかってくるのが想定されます。また、交通の要所にですね、防犯カメラを設置することによりまして、通行する人々のプライバシーが侵害される可能性もございます。特に公共の場でですね、監視が過度になると、住民のプライバシーの保護に対する懸念が生じます。さらにですね、防犯カメラの映像データの管理や運用に関してですね、適切な体制を整える必要がある他、データの不正利用や漏洩のリスクを防ぐためには、厳格な管理が必要となってくると考えている次第でございます。

様々な課題が考えられる中でですね、施設ごとに管理者がいますので、設置の必要性などを考慮しつつですね、関係機関と研究して参ります。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○８番（竹田和明）**

個人宅への設置の補助ということは研究をしますということで答弁をいただいておりますが、そんなに高いものではないというか、多少補助があるとですね、個人としても設置が進んで、個人の玄関前に付けるぶんにはあまりプライバシーの問題はないと思いますので、こちらの検討というのは、前向きにやってもらえるのか、やっぱり難しいということなのか、その辺はどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

議員ご提案の個人宅への防犯カメラ等の設置につきましては、増えればですね、当然防犯対策に役に立つのではないかと、私も抑止力には繋がるとは思います、防犯対策でまずやるべきことはですね、自分の行動から自主防犯行動だと考えております。

警察庁が公表しております侵入・窃盗の侵入手口によりますと、空き巣をはじめとした侵入の窃盗の多くはですね、鍵のかかっていない箇所からの侵入が多く、次に多いのは、ガラス破りの被害が多くなっているという報告がございます。

建物に侵入する範囲ですね、５分以内に侵入することができなければ、約７割の侵入を諦めるというような報告もされておまして、出入口や窓に鍵をかける習慣、防犯性能の高い建物部品を導入して、侵入口となる窓や玄関口を物理的に強化するなど、プライバシーの保護等も関係なくですね、安価に取り組めるものでございます。

県内ではですね、防犯カメラの設置の補助を行っている自治体もございますが、どの自治体もですね、個人宅に対しての補助は行っていない状況がございますので、多分個人情報関係などの課題も含めてですね、いろいろなことが想定されますので、そのような個人宅の防犯カメラの設置の補助がある自治体があるようでしたら、研究して対応していきたいと考える次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○８番（竹田和明）**

時々防災無線で行方不明者であるとか、詐欺の電話が今来ているとか、そういった情報を流してもらって、それは非常に有効だと思いますが、そういった情報をもう少し、何て言うんすかね、流してもらいたいというような意見もあるんですけど。要するに今もやってもらっているんですけども、もう少し、なんていうんすかね、内容を広く、沢山ということだと思いますが、その辺はメールなんかでも情報を、例えば火災なんかはメールで関係者に通知したりというのはありますけれども、このメールとその防災無線との棲み分けっていうのはどのように考えているのか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

基本的にですね、防災無線の方で機械の女性が喋っている内容につきましては、連携されていて、防災メールにも反映されますし、LINEにも流れるようになっていきます。ただ防災無線を生身の状態で喋った場合は、連携されてないで、手打ちで打ち込むような形になっています。ただ、どちらかというところですね、警察の方から、先ほど言ったオレオレ詐欺とか防犯関係の情報がきまして、その情報に基づいて、私どもは防災安心メール、LINEを流している次第でございます。なかなかですね、地元で「～かもしれない」、『かも情報』で流すっていうのはなかなか難しいところがございます、やはり警察の方からですね、要請があり次第、対応している次第でございますので、引き続きその方法につきましても研究して参ります。

**○8番（竹田和明）**

以上です。

**○議長（青木悦子）**

以上で竹田和明議員の質問を終了します。竹田和明議員は議席にお戻りください。

**◎散会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日17日は議案調査のため休会とし、明後日12月18日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後 4 時 2 0 分 ……………

令和6年第7回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和6年12月18日 午前10時開議

日程第1 一般質問〔4名〕

1番 東 愛 乃 議員  
7番 早川 正也 議員  
9番 大塚 昇 議員  
6番 笹生 あすか 議員

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（11名）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 東 愛 乃 議員  | 2番 篠宮 真樹 議員  |
| 3番 中村 基 議員   | 4番 柴本 健二 議員  |
| 5番 秋山 柳三 議員  | 6番 笹生 あすか 議員 |
| 7番 早川 正也 議員  | 9番 大塚 昇 議員   |
| 10番 青木 悦子 議員 | 11番 緒方 猛 議員  |
| 12番 鈴木 辰也 議員 |              |

欠席議員（1名）

8番 竹田 和明 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 町 長 白石 治和    | 副町長 内田 正司        |
| 教 育 長 富永 安男  | 総務企画課長 吉田 修一     |
| 税務住民課長 菊間 寛之 | 保健福祉課長 対馬 尚子     |
| 地域振興課長 重田 正行 | 教 育 課 長 安田 隆博    |
| 建設水道課長 齋藤 正樹 | 会 計 管 理 者 笹生 いつ子 |
| 総務管理室長 今井 勝啓 | 監 査 委 員 増田 光俊    |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 加藤 芳博 書 記 曾田 敦子

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

議員各位にはご苦労様です。

定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、8番、竹田議員より欠席届が出ております。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

### ◎一般質問

#### ◎1番 東 愛乃

#### ○議長（青木悦子）

日程第1、一般質問を行います。東愛乃議員の質問を許します。質問席へ移動してください。

〔1番 東愛乃 質問席に着く〕

はい、1番、東愛乃議員。

〔ベルが鳴る〕

#### ○1番（東愛乃）

私からは2件質問をいたします。

まず1件目、持続可能な鋸南町への転換について。

2021年5月、農林水産省は、みどりの食料システム戦略を策定しました。みどり戦略は自然環境を守りながら、持続可能な地域作りを進める取り組みです。気候変動への対応や、資源循環型社会の構築を目指し、環境保全、地域経済の活性化、住民参加型の取り組みを柱としています。

具体的には、2050年までに化学農薬の使用量を50%低減、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、耕作面積に占める有機農業の取り組み面積の割合を25%に拡大するという数値目標を設定しています。この戦略を基盤に、町の未来を見据えた具体的な政策を進めるべきではないでしょうか。



そこで3点質問します。1、みどりの食料システム戦略への取り組み状況はどうか。2、現在、みどり戦略の実施における課題は何ですか。3、町として住民を巻き込んでいくための施策は計画されていますか。

2件目、災害時の生活用水確保について。

昨年の能登半島地震では、水の不足、とりわけ生活用水の確保が大きな課題となりました。飲料水については、比較的早期に供給が整いましたが、生活用水、手洗いやシャワー、洗濯に必要な水が不足している状況が続き、避難生活者の日常生活や衛生環境に深刻な影響を与えました。また、生活用水確保のための新しい技術や設備の導入も課題として浮かび上がりました。

本町においても同様な災害が発生した場合に備え、以下の点について、町の現状と今後の対応をお聞きます。

1、生活用水の備蓄体制。飲料水の備蓄は一定程度進んでいるかと思いますが、生活用水の確保に向けた具体的な計画はありますか。また、住民への周知や啓発活動はどのように行っているのか。2、災害時の代替水源の整備。井戸水や雨水利用、再生水システムの導入といった取り組みは進んでいるのか。3、避難所における水の利用環境の整備。避難所で利用可能な移動型浄水装置や簡易シャワー、手洗いの設備確保について、町はどのような対応を進めているのか。4、他の自治体の事例の活用。能登半島地震で用いられたウォーターボックスや、赤十字社の生活用水提供の取り組みを参考に、本町でも新技術や設備の導入を検討しているのか、以上について伺います。

#### ○議長（青木悦子）

はい、東愛乃議員の質問について、町長から答弁をお願いします。はい、白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

#### ○町長（白石治和）

それでは東愛乃議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の持続可能な鋸南町への転換についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、みどりの食料システム戦略への取り組み状況はどうかについてでございますが、国は持続可能な食料システムを構築するために、食料・農林水産業の生産力向上と、持続性の両立をイノベーションで実現をするため、みどりの食料システム戦略を令和3年5月に策定をしております。

この戦略では、2050年の目指す姿として、化学農薬使用量及び化学肥料使用量の削減に取組み、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%に拡大、農林水産業のCO2排出量ゼロ化などの実現に向けて、関係府省庁が連携した取り組みを展開することとなっております。

この戦略を推進するため、みどりの食料システム法が令和4年7月に施行され、持続的な食料システムの構築を目指す地域の取組を支援するため、新たな交付金制度や、環境への負荷を低減させるために行う活動を税制や金融面において支援する認定制度が創設をされたところであります。

この法律に基づき、千葉県及び県内市町村では、千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を令和5年3月30日に策定をし、農林漁業者が行う環境負荷低減事業活動等を促進してまいります。

安房管内においても、交付金や認定制度が活用され始めており、鋸南町・南房総市・館山市のびわ園を対象に、びわ再生協議会が実施主体となり、化学農薬散布の際に散布用ドローンを活用することで化学農薬の使用量低減を図る取り組みを始めているところでございます。

ご質問の2点目の、現在、みどりの食料システム戦略の実施における課題についてでございますが、戦略の核となる、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現するための具体的な取り組みとして期待をされるスマート技術につきましては、作業の省力化・そしてまた省人化、作業の安全性の向上、化学農薬・肥料の使用量低減など様々な効果が期待をされる一方で、初期投資や、設備導入後の維持管理にも多大なコストがかかるわけであります。

また、高い付加価値を付けやすい有機栽培においては、病害虫への抵抗力が低いため、周辺農地への被害が懸念されますので、周辺農地で耕作をする農業者の理解を得ることや、技術が確立されていないことによる収量の低下や労働時間の増加といった課題があると認識をしております。

ご質問の3点目の、町として、住民を巻き込んでいくための施策は計画されているかについてであります。1点目で答弁したとおり、令和5年3月30日に千葉県及び県内53市町村が共同で、土づくり、化学肥料及び化学農薬の使用削減の取り組みや温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動等を定めた、千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を策定をしております。

現在、町独自の具体的な計画はございませんが、町内にも有機農業に取り組む農業者がおられることも承知をしておりますので、生産者や事業者など、関係者との意見交換等を行いながら、効果的な支援策を実施をすることができるよう、取り組みを進めて参りたいと考えております。

2件目の、災害時の生活用水確保についてお答えをいたします。

ご質問の1点目の、生活用水の備蓄体制についてであります。鋸南町地域防災計画では、生活関連物資等の確保の項目で「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基に平時から災害時に必要となる物資の備蓄を推進をしております。また、災害発生直後から円滑に必要な物資等の供給を行えるよう、町でも備蓄を行っております。

議員ご指摘の生活用水については、現在、飲料水と別に備蓄は実施していません。しかしながら、飲料水として購入・備蓄をしている物のうち、消費期限がきたもので、異常のない物をそのまま、保管し、飲料ではなく生活用水として提供するように運用を考えております。このほかに、町民の皆様には、すでにご理解いただけていると思いますが、災害時には、お風呂の残り水などの活用や節水に心がけていただき、迅速な給水体制の復旧を図ることを基本に考えております。

ご質問の２点目の、災害時の代替水源の整備についてでございますが、現在、町では、防災井戸等の指定・整備は実施をしていません。県内の自治体で木更津市や富津市などは、住民の方々のご協力をいただいて、既存の使用している井戸を災害時に地域の住民の方に提供いただけるように登録制度を行っております。ホームページにおいて登録状況の一覧を公表をしております。

災害対応が長期化する傾向もありますので、断水が長期化した際の補助的な手段として、近隣自治体の取組みを参考に研究して参ります。

ご質問の３点目の、避難所における水の利用環境の整備、ご質問の４点目、他の自治体の事例の活用についてでございますが、関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

本年１月に発生をした能登半島地震に際し、本町からも職員を派遣し、支援をいたしました。派遣をされた職員からは、トレーラー型の循環型簡易シャワーや水洗トイレ等が一部の避難所等に設置をされており、また、各所に日本赤十字や日本財団等から循環型手洗い器等が多数供与、配置されていたとも聞いております。いずれも、歯磨きのように口に入れることはできないなどの制約はありましたが、断水が長期化する被災地において、衛生といった観点で被災者の生活を支える重要な設備であったのではないかと認識をしております。

一方で、提供している団体は全国レベルの大きな団体・企業であり、県や政令指定都市、中核都市といった大規模な自治体が主として提供をしており、導入・管理・運用には多大な経費を要するものではないかと推察をしております。本町の規模から申し上げて、運用のためにある程度、導入するにも、効率性の面も含めて財政的にも、難しいように感じております。

将来、技術革新や普及により低価格化が実現されたり、広域的な共同連携体制の整備があるようならば、積極的な導入を検討をしていきたいと考えておりますが、現実的には、受援体制の充実を図ることにより、ご支援、ご協力をいただくことを想定をしております。

以上で、東愛乃議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

## ○議長（青木悦子）

東愛乃議員、再質問はありますか。はい、東議員。

## ○１番（東愛乃）

まず質問１点目についての再質問です。散布用ドローンの活用で化学農薬の使用量低減を図るとあるが、なぜ低減されるのか伺います。

## ○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

## ○地域振興課長（重田正行）

お答えいたします。安房管内のビワ産地は露地栽培が中心のため、急傾斜地での薬剤散布にかかる労力負担が大きいことが課題となっております。このため、ビワ再生協議

会では、千葉県農林総合研究センターが開発した収穫期予測ソフトの活用により、収穫期を予測し、適切な時期に防除を行うことによる薬剤散布回数の低減、それから、ドローンをを用いた防除による1回当たりの散布時間の低減の検証を行ったところでございます。この取り組みの成果として、ソフトの活用によりまして、適切な時期に防除を実施したことで、従来2回行っていた薬剤散布を1回に減らしつつ、2回散布と同等の成果を得ることができ、またドローンでの防除により散布時間を現状より70%短縮することができまして、結果として薬剤の使用量低減が図られたところでございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1番（東愛乃）**

千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画の趣旨の中に、農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画等を県が認定し、その活動を税制や金融面において支援する認定制度が設立されたとあるが、どのような支援があるのか伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

お答えいたします。令和5年度からみどりの食料システム法に基づく各都道府県による農林漁業者の計画認定が本格的にスタートし、令和6年10月末時点で、46都道府県で1万8千以上の生産者や事業者が認定され、千葉県においても50の経営体が認定を受けております。

この制度は、農業者が環境負荷の低減に取り組む5年間の環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、千葉県の認定委員会において審査され、知事の認定を受けることとなります。

この認定を受けるメリットとしまして、設備投資の際の税制優遇として、青色申告を行う農業者の方は、化学肥料、化学農薬の費用低減に必要となる設備を導入した場合、特別償却により、導入当初の税負担が軽減をされます。また、日本政策金融公庫による審査が必要となりますが、同公庫の無利子融資等を活用することができることとなります。

この他一部行政手続きの簡素化や国庫補助金のサイトを受ける際、優遇されるなどの支援がございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1番（東愛乃）**

みどりの食料システム戦略の新たな認定制度、みどり認定について、町の農業者や農に関心のある人、関係各所に関わる方へ向けて、制度の説明会や勉強会などはしているのか伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

お答えいたします。先ほども答弁したとおり、みどり認定につきましては、農業者が作成した計画を県の認定審査会で審査し、最終的に千葉県の知事の認定を受けることとなります。千葉県ではみどり認定についてパンフレットを作成している他、各農業事務所のホームページにて周知を行っているところでございます。

安房農業事務所に確認したところでは、現状、みどり認定制度について説明会等は計画をされていないとのことですが、地域の農業者等から要望があれば説明を行うということでございますので、ご要望があれば私どもの方で県にお伝えをして参ります。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1番（東愛乃）**

このパンフレットを農林の所のカウンターに置いてあったのを2年前に取ってきたんですけれども、ぜひみどり認定のあのチラシとかも、ホームページを検索するとあるので、そういうのを置いていただいて周知を鋸南町でも図っていただけたらと思います。

質問2点目について、ドローンなどのスマート農業技術導入時に支援はありますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

はい、お答えいたします。ロボット、AI、IoTなどの情報通信技術を活用したスマート農業技術により、農作業の効率化、作業負担の軽減、経営管理の合理化による生産性向上の効果が期待をされております。また、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性を図るため、スマート農業技術活用促進法が10月1日から施行され、スマート農業技術の活用及びこれと併せて農産物の新たな生産方式の導入に関する計画、これ生産方式革新実施計画と申しますが、これの認定制度が創設をされたところでございます。

この認定制度を受けることにより、設備投資資金や長期運転資金などについて、日本政策金融公庫の長期、低利融資を受けられる他、税制優遇や行政手続きの簡素化などの支援を受けることができることとなります。

この他にも、スマート農業技術の導入に当たりましては、導入する機械や設備、目的などによって、様々な補助事業がございますので、まずは私どもにご相談をいただければと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1番（東愛乃）**

有機農業など無化学農薬や無化学肥料での栽培時に起こりうる課題の解決には、どのような取り組みが必要と考えますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

お答えいたします。有機農業を実践する上では、まず栽培技術が確立されていないことによる収量の低下や労働時間の増加が課題であると認識しております。この課題を一気に解決する取り組みというのは、なかなか現状では難しいと考えておりますが、千葉県でも、第3次千葉県有機農業推進計画を策定し、有機農業を推進しております。来月1月には千葉県主催で、有機農業に取り組む農業者や有機農業を始めようと考えている方などを対象に、有機農業の栽培技術や、有機JAS制度に関する講演や、有機稲作の経営事例の発表、それから有機農業関連事業に関する情報提供などの研修会が実施されます。

このような研修に参加して、聞きたいこと、それから気になること、それから参加者との情報交換などもですね、課題の解決に向けた一つの取り組みではないかと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1番（東愛乃）**

今おっしゃっていた研修会の情報っていうのは、どこを見ればわかりますか、調べられますか。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

こちら千葉県のですね、農林水産部の環境農業政策課というところで掲載してございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1番（東愛乃）**

有機農業は、病害虫への抵抗力が低いとか、技術が確立されていないことなどによる収量低下など言われていますが、それらを覆すブロフ理論はご存知ですか。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

ちょっと存じ上げておりませんので、また勉強させていただきます。

**○議長（青木悦子）**

東議員。

**○1番（東愛乃）**

ブロフ理論っていうのは、バイオロジカルファーミング、生体調和型農業といって、長年にわたり有機栽培の現場で行ってきた作物の観察及び収集したデータを科学的に論理づけた農法であって、慣行農法から有機農業に変える時に、どのくらいアミノ酸が必要で、ミネラルが必要でっていうのは、意外ともう科学的にも解明されてる部分がある

ので、結構有機農業イコール農業技術が確立されていないとか、虫が来るっていうことをずっと言われてきたわけですがけれども、意外と技術っていうのは確立されつつあるので、ぜひ転換する技術が確立されているっていうことも周知するのも、方法があると思います。

質問３点目についての再質問で、答弁の最後に、生産者や技術者など関係者との意見交換等を行いながら、効果的な支援策を実施することができるように取り組みを進めたいとの答弁ですが、近隣３市に先駆けて、鋸南町もオーガニックビレッジ宣言をしてはどうか。

オーガニックビレッジ宣言とは、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、技術者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みを進める市町村が、国のみどりの食料システム戦略推進交付金を活用して、有機農業推進計画を策定し、これを広く周知するために宣言を行うもので、千葉県では６市町が宣言し、国は２０２５年までに全国で１００市町村を目指していますが、令和６年８月３０日時点で既に全国１２９市町村が宣言しています。

２０３０年までに全国の１割以上、約２００以上の都市での宣言を目指しております。千葉県も県を挙げて推進しています。宣言することで、農的暮らしをしたい移住希望者の安定にもかかり、様々なメリットがあると考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（重田正行）**

ご提案ありがとうございます。オーガニックビレッジ宣言については、国でも有機農業産地作りとして、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取り組みを推進しており、また議員ご指摘のように、千葉県内でも６市町が宣言しており、有機農業への取り組みが広がっているものと認識をしております。

また、有機農業実施計画の策定に当たりましては、国も補助金による支援を行っており、まさに地域ぐるみでの取り組みが必要となって参ります。

この取り組みを進めるに当たりまして、現在どのぐらいの方が、どのような取り組みを行って、どのぐらいの農地が有機栽培に使用されているのか、現状、詳細部分まで私も把握をしておりませんので、まずは現状の把握を行った上で、生産者や事業者など関係者の皆様と意見交換、それから情報共有等を行いながら、ご提案いただいたような取り組みをですね、進めて参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○１番（東愛乃）**

地域の未利用有機質資源を活用し、町主導で土作りに取り組んではどうか。具体的には既に取り組んでいる生ゴミコンポストの利用をさらに促進、また、し尿汚泥の堆肥化、剪定枝や落ち葉などを堆肥化し、有機質に富んだ健康な土作りをする土作りセンタ

一を設立し、土作りにも取り組むべきだと考えるかどうか。先進的な自治体の多くでは、市町主導で土作りに取り組んでいます。

大分県臼杵市では、持続可能な農業振興、消費者への美味しく安全安心な農産物の提供のためのミネラル豊富な良質な土を人工的に生産し、安心安全で健全な農業振興を図ることを目的として、2010年8月に臼杵市土作りセンターを開設、草木類を主原料に、草木類8割、豚フン2割という比率の自然の土に近い堆肥を製造することが可能になっています。

約6ヶ月で発酵させた完熟堆肥は、うすき夢堆肥として供給し、年間1千万円を売り上げ、常にフル稼働しても足りないそうです。

家庭からの排出ゴミの6割が生ごみと剪定枝などを占めます。有機質に富んだ良質な土作りに取り組み、地域資源の環境循環が進めば、原料のほとんどを海外から輸入に依存し、価格の高騰の続く化学肥料を使用せずに済みますが、どう考えますか。

#### ○議長（青木悦子）

建設水道課長。

#### ○建設水道課長（齋藤正樹）

土作りについてですが、環境面の方からお答えさせていただきたいと思います。おっしゃられます生ゴミコンポストの利用促進につきましては、令和5年度よりですね、生ゴミ処理機等の購入補助事業を始めております。こちらについてはですね、来年度以降にも継続していく予定でありまして、ゴミの減量化とともにですね、少量の家庭菜園程度で使える土にはなるとは思いますけども、そういったものの事業のですね、啓発は引き続き行っていききたいと思います。

あと、し尿汚泥の堆肥化についてはですね、南房総市と共同で整備を進めておりました、南房総市の水処理センターが令和5年12月に完成しまして、当町では、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、南房総市に事務委託をして、令和6年の1月から運営処理の方が行われております。

水処理センターの整備に当たりましては、堆肥化設備の導入の方もですね、検討されましたけども、乾燥設備等を導入した場合の使用燃料による負荷、CO<sub>2</sub>発生の環境影響が懸念されまして、総合的に勘案して見送られましたので、現在は行われてはおりません。

なお鋸南地区環境衛生組合では、堆肥化設備を整備して、平成13年度から肥料、有機炭を作っておりましたが、製造過程ではですね、燃料、光熱水費のですね、負担が大変大きかったことをちょっと伺っております。

あと剪定枝や落ち葉などを堆肥化とのことでございますけども、昨年9月の定例会でですね、東議員からの一般質問に対する答弁とまた重複する部分がございますけれども、少量のですね、細かい枝や落ち葉であれば、敷地に均等に均しておくことで、自然分解され、堆肥化が可能であると考えられます。一方でですね、土作りのための堆肥化に取り組むにはですね、大量の木の枝や落ち葉、また設備として木の枝を細かくしてい



く数種類の破砕機やストックヤード、あと発生した堆肥をですね、定期的に使っていた  
だくこと、またできたものをですね、さばくことが必要となります。

設備投資とですね、それに見合う効果、費用対効果を考慮しますと、現在のところ困  
難であると考えられます。しかしながらですね、企業においては技術の進歩、また設備  
のですね、小型化などが進められておりますので、その情勢をですね、今後も注視して  
いきたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1番（東愛乃）**

また、大分県臼杵市や鋸南町の友好都市の辰野町も、生産土台になる土作りに取り組  
むとともに、学校との連携により、学校給食での活用や食育環境教育に取り組んでいま  
す。そんな町でもできると考えるが、地産地消給食の取り組み状況はどうか伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、教育課長。

**○教育課長（安田隆博）**

地産地消給食の取り組み状況についてはどうかというご質問に対してお答えいたしま  
す。

学校給食におきまして、地産地消を推奨することについては、地域経済、そして児童  
生徒の教育において、非常に大きな意義を持つ取り組みと考えております。地域経済の  
活性化のみならず、児童生徒が地域の新鮮な食材を食することで、地域の文化に理解を  
深め、郷土愛を育むことに繋がることと考えております。

地域食材の活用については、積極的に取り組んでいきたいと常日頃、教育部門でも思  
っております。

最近給食に使用いたしました地域食材といたしましては、町内の米農家、そして地元  
のJA安房より仕入れたお米、これをはじめといたしまして、野菜農家より仕入れた大  
根、里芋、菜花、そして水産業者から仕入れたスズキ、そして養殖業者から仕入れたウ  
ナギを活用したメニューの提供を試みたところでございます。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1番（東愛乃）**

今、全国でオーガニック給食を実現、また実現に向けた活動をする市町村が増え、広  
がりを見せているのはご存知ですか。

**○議長（青木悦子）**

はい、教育課長。

**○教育課長（安田隆博）**

存じ上げております。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1 番（東愛乃）**

ここでいうオーガニック給食とは、有機 J A S イコールではなく、有機に近い栽培方法、自然栽培、減農薬栽培など特別栽培の農産物も含まれています。鋸南町でもすぐに取り組み、既に取り組んでいると思うが、どう考えますか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（安田隆博）**

そういう提供があればですね、ぜひ取り組んでいきたいというふうに思っております。学校給食でですね、地産地消を推奨するためにはですね、このオーガニックとか、有機野菜とか、そういうものを活用した給食をするためにはですね、まずこちらの方で考えなければいけないのは、供給の安定性、そして調理現場のですね、加工の作業のしやすさとか、あと衛生や安全性の確保、そして限られた食材というコストの問題、これから実務的な課題がボトルネックになっていることも事実でございます。

最近では更に加えまして、物価高騰のあおりを受けまして、食材調達にはですね、だいぶ苦慮しているということを現場からは聞いております。

今後は地域振興課、先ほどのお話にもありましたそういう情報提供も含め、共有し、地域の中で生産されたですね、そういう安全安心な食材を、積極的に学校給食にも取り入れたいというふうに考えております。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1 番（東愛乃）**

質問 2 件目について再質問します。1 点目の答弁で、迅速な給水体制の復旧を図ることとされていますが、能登と同程度の地震が起きた場合、給水体制が整うのにどのくらい時間がかかると予測されますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

こちらは大変難しい質問なんですけども、能登半島地震ではですね、地震の規模がマグニチュード 7.6、最大震度 7 を観測しました。最大約 14 万戸のですね、断水が発生しまして、水道施設に甚大な被害を生じさせました。鋸南町においてですね、能登半島と同程度の地震が発生した場合にはですね、映像また資料等から見ますと、道路の寸断だとか、土地の隆起だとか、いろいろな面が考えられますけども、そういったところと、また被害の範囲が限定的なのか、県内広域になるかというところで、いろいろ考え方はあるんですけども、仮にですね、町内の施設が駄目になります。あとは南房総広域水道企業団からも受水しております。そちらの設備が生きていれば、そちらの方からの受水、あとですね、県内、県北地域とかですね、そういったところからの応援の協定がありますので、そちらから駆けつけていただくこと。また後はですね、国がバックアップしてですね、全国的な支援を受けるようなことで考えております。あとは町内の各排

水管等が破損した場合にはですね、まず本復旧の方は当然、年単位での時間がかかることからですね、応急での復旧を想定しております。能登半島の地震ではですね、この応急の復旧ができるまでには大体4ヶ月程度を有しておりますから、当町においてもそれぐらいの期間を見れば、そういう応急の配管の復旧ができるのかなと思います。そちらの応急の復旧についてはですね、資材等が確保されれば1から2ヶ月程度でですね、工事の方が施工できると見込んでおります。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1番（東愛乃）**

木更津市などで制度化されている災害協力井戸とは、掘削や設備、水質検査など、行政がするのではなく、既に使用し、今後も使用される予定の井戸の登録を、所有者が申請し、災害協力井戸が所在する旨の標識を当該井戸の所有者等の家屋の門、扉、塀などの近隣住民から認識しやすい場所に表示する取り組みで、本町でもすぐに取り組めると考えるが、近隣自治体の取り組みを参考に研究とは、どのくらいの期間、研究するのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

議員からご教示いただきました防災井戸登録制度の導入につきましては、町長答弁にもありましたとおり、災害時における生活用水の供給を確保する観点からも、大変重要なことだと認識しております。他自治体の状況を見ましてもですね、自治体としての大きな負担も見られないことから、要綱などを整備しまして、制度周知を行う準備を整え、登録制度の早期実現に向けて努めて参ります。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

**○1番（東愛乃）**

さくら市や白井市では、大規模な災害発生時にライフラインが寸断した場合に備え、文化センター、福祉センター、避難場所や避難所となる市内の小・中学校に、自家発電機を備えた災害井戸を設置していますが、当町でも災害井戸を備えてはどうか、伺います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

まずはですね、先ほどの登録制度を優先で考えていきたいと思っております。また町長答弁にもありましたとおり、施設を整備するとなりますと、その後の維持管理、コスト面もかかりますので、その辺も含めてまた研究して参ります。

**○議長（青木悦子）**

はい、東議員。

### ○1 番（東愛乃）

防災の日常化が災害対策の基本理念となった今、万が一に備え、防災井戸の整備、災害時協力、井戸登録の制度化、地産地消、給食の取り組みは、食育環境教育、ふるさと教育にもなるとともに、災害時の食量確保、炊き出し等、災害復旧が長期化した場合にも有効な防災の取り組みとなると思います。

繰り返しになりますが、本町でも取り組みを、スピード感を持って取り組んでいただけたらと思います。

今朝、おにぎりを実は納品してきたんですが、おにぎりを握りながら、微生物が育てた土壌を使って、無肥料・無農薬で育てたお米を、地域の方が一生懸命育てた菜花と混ぜて道の駅に出荷しました。何かこのおにぎりの中に、この町の未来の縮図があるような気がしました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

### ○議長（青木悦子）

以上で東愛乃議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。10時55分まで暫時休憩とします。

…………… 休憩 ・ 午前 10時42分 ……………  
…………… 再開 ・ 午前 10時55分 ……………

### ◎一般質問

#### ◎7 番 早川 正也

### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。早川正也議員の質問を許します。

〔7 番 早川正也 質問席につく〕

### ○議長（青木悦子）

7 番、早川正也議員。

〔ベルが鳴る〕

### ○7 番（早川 正也）

私からは防災・減災について、各地区での対策はどう考えているかの1点を質問します。

鋸南町では歴史上60年ぶりに名前のついた令和元年房総半島台風の被災から5年が経ちました。現在、都市交流施設道の駅保田小学校ギャラリーでは、鋸南見守り隊による被災5年回顧展として、写真パネルの展示が行われています。この回顧展の報道の記事の中には、当時の状況を初めて知ったという来場者もいたようです。過去のことを思い出したくない方もいると思いますが、当時の経験を基に防災・減災に取り組むことは

重要だと思います。その後、町では令和３年防災計画が改定され、これを基に防災・減災に努めてきているところだと思います。

令和６年は、元日に石川県西方沖を震源とする令和６年能登半島地震があり、関東地方でも千葉県東方沖や茨城県南部や首都圏周辺を震源とする地震も多発しています。

災害はいつどこで起きてもおかしくありません。特に東海沖や南海トラフ地震など鋸南町に大きな影響があると想定される震災は、報道のとおりです。震災以外にも、異常気象の影響か、局地的な豪雨災害、竜巻などの風による災害などに対し、常に備える必要があると考えます。

そこで次の６点について質問します。１点目、令和元年の災害を生かした対策ができているのか。２点目、町では海岸、平野、中山間、山間地区と様々な住環境があるが、それぞれについて対策があるか。３点目、総合防災訓練の結果と分析についてどうか。４点目、自主防災組織の現状とこれからのあり方についてどう考えるか。５点目、鋸南町と防災協定を結んでいる団体等の現状はどうか。６点目、鋸南町消防団の現状と今後のあり方についてどうか。以上で１回目の質問を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

早川正也議員の質問について、町長から答弁を願います。はい、白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

#### ○町長（白石治和）

早川正也議員の一般質問に答弁をいたします。

防災・減災について、各地区での対策はどう考えているかについて、お答えをいたします。

ご質問の１点目、令和元年の災害を生かした対策はできているのかについてでございますが、令和元年の台風１５号は、最大瞬間風速が４５ｍを超える猛烈な台風で、本町においても、建物や各種インフラに甚大な被害をこうむったわけであります。その際、多くの方や機関のご支援を賜りながら、復旧・復興作業を行い、現在に至っております。この経験を活かしまして、令和３年度に防災計画や業務継続計画を改定し、町の防災体制の整備を行っております。強大な自然の力の前には、人間はしばしば無力であります。脅威に対して、いかに逃れ、生き延びて、支えあいながら復旧していくかを考え、町報などを通じての情報発信、学校や町内各地で啓発活動を行い、防災訓練等を実施しております。

また、令和元年災害時の教訓を基に、生活における電気やガソリンなどの燃料確保の重要性から発電機やバッテリー等の保有拡大などの町独自での準備以外にも、数は限定されますが、自動車会社から電気自動車の支援を受けバッテリーとして使用できる態勢の整備や、経済産業省の行う中核サービスエリア整備により、町内ガソリンスタンドに非常発電機導入による給油能力の維持などを行っております。更に、迅速な連携と円滑な受援体制を目指して情報の収集・連絡要領や、現場を重視した役場職員等の運用体制等の研究・見直しを行っております。しかしながら、いまだ、質・量ともに十分な対策が

できているとは言い難く、今後も町民の皆様と話し合いながら、ご理解、ご協力のもと肅々と進めていかなければならないものと認識をしております。

ご質問の２点目の、町の様々な住環境について対策があるかについてでございますが、議員ご指摘のように、お住まいの地域の状況によりまして、被災の程度や、避難の在り方、対処の仕方は異なるものと考えております。これは、地形や地勢といった住環境や、そこに住まわれている方々、個々の生活状況や、関係性、地域としての伝統、経験などによって変わるものと考えております。

このような状況の中で、町でも把握しきれないこともあり、住民の皆様が当事者として、その特性に応じて考え、その地域において自分たちはどのように行動をし、協力し合えば助かるのかを検討していただき、それに行政が寄り添い具現化を図っていくのが良いと考えております。

そのためにも、地域での話し合いの場などに防災対策監を派遣させていただきますので、ぜひ、ご活用し、地域の実情に即した対策や防災意識・能力の向上に繋げていただければと思います。

ご質問の３点目の、総合防災訓練の結果と分析についてどうかについてであります。今年度は、１１月１０日に鋸南町総合防災訓練を実施をいたしました。１点目、２点目で答弁をさせていただいたような考えに基づき、発生の可能性が高まっており、かつ脅威度の高い、南海トラフ地震型の大規模震災の対応として、シェイクアウトから、住民間の協力による避難及び救助活動を重点に実施をいたしました。

成果としては、参加いただいた方の防災に対する意識や考え方が普及しつつあることや、役場職員等を中心に実際に近い形での行動要領のイメージアップなどができたことが良かった点と考えております。

問題点としては、実際に訓練に参加をされている方が減少しているように思われることであります。近所で声をかけあい、協力の態勢を作ることを重視をしておりますので、区指定等の避難場所への集合数は特に、報告、計上はしてはおりませんが、現場で避難状況を把握されている各区長の皆さまのイメージとして、具体的な数値が減少しているとの声があったと聞いております。これは、訓練の在り方や地域での協力や避難といったものが、まだまだ普及・理解されていないことによるものと認識をしておりますので、防災講話などで町民の皆様との対話の機会を増やしたり、訓練の広報・告知の方法について検討していきたいと考えております。

ご質問の４点目の、自主防災組織の現状とこれからの在り方についてどう考えるかについてであります。２点目で答弁いたしましたとおり、災害対策で重要な点は地域実情に即した対応力の向上が重要であると認識しており、その核になる自主防災組織は重要な組織であると考えております。

現状としては、２６行政区のうち１４地区に組織をされており、人口カバー率を計算するたびに、数値は向上しているように見えますが、実態としては、組織化されていない地域の人口減少に伴うもので、足踏み状態であると認識しています。

また、活動状況でございますが、防災訓練の際に安否確認や避難支援など検討、実施されているところもあれば、防災倉庫や備蓄整備のために組織化し、以降、それらの管理に専念しているところなど、活動内容にも温度差があるように聞いております。

以前より、他の議員さんからも、連絡協議会のような横の繋がりのある組織を立ち上げてみてはどうかとのご意見をいただいておりますが、防災訓練の反省会に併せまして、代表の方にお集まりいただくようにお声をかけさせていただきましたが、ほとんどの組織で区長が代表を兼ねており、専任の代表をいただいている組織がないことで、区長会を主体にその他参加を希望される方を受け入れる形で対応しております。

更なる組織率向上や活性化のために、町民の皆様に活動がわかりやすく身近にする観点で、防災訓練時における各地区独自訓練の推奨や、全体訓練における自主防災組織の活動場面の設定のほか、各地区で検討された事項や要望等につきましては、鋸南町地域防災計画を見直しする中で、反映・具体化等を検討していきたいと考えております。

ご質問の５点目、鋸南町と防災協定を結んでいる団体等の現状はどうかについてでございますが、現在、本町と防災に係る協定を結んでいるものは、避難施設に関する協定が６、復旧等支援に関する協定が１０、物資支援に関する協定が１３、情報収集・発信に関する協定が３、包括的な協力に関する協定が４の合計３６の団体と協定を締結しております。これらの大半は、自動継続をしているものであり、定期的な再締結等の必要が少なく、また、内容的にも包括的な協力を規定するものが多いのが現状であります。

多様化するニーズに対応するためにも、引き続き、締結先を増やしていくとともに、災害時の支援内容、協力体制や連携手段を具体化させることにより、実効性を向上させるなど、総合的な観点からの防災体制の効率・強化に結び付けていきたいと考えております。

ご質問の６点目の、鋸南町消防団の現状と今後の在り方についてどうかについてでございますが、消防団の活動は、災害時だけではなく、平時の地域の安心・安全を確保するために、地域に密着した活動を行っており、地域防災の中核的な存在として重要な役割を担っていると認識をしております。

消防団活動で重要となる本町の消防団員数は、令和６年４月１日現在、１５２人となっており、１０年前の１６８人に対して約１割が減少している状況となり、他の自治体と同様に、消防団員の成り手不足が深刻な状況であります。

消防団員を確保するため、広報誌などへの活動状況の掲載や成人式でのパンフレットの配布、勧誘チラシの各戸配布など広報活動を行っております。また、消防車の運転に必要な免許取得に際して、準中型免許取得費用の２分の１を補助するほか、安心して参加・活動できる環境の整備として、出動時の私有車事故に対する保険の加入等も行っております。

いずれにいたしましても、消防団の維持・継続や活性化においては、負担軽減と魅力化が必要と認識をしておりますので、現在、活動している団員の意見を聞きながら、今

後、重視していくべき点を把握していくことが重要でありますので、常備消防や消防委員会など関係機関からのご意見をいただき、今後の在り方について検討して参ります。

以上で、早川正也議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いいたします。

**○議長（青木悦子）**

早川正也議員、再質問はありますか。はい、早川議員。

**○7番（早川正也）**

それでは1点目の、令和元年の災害を生かした対策ができているかについてですが、令和元年の房総半島台風では、答弁のとおり、建物や道路、電気、通信、水道などに甚大な被害がありました。現在でも修復されていない町道や河川が一部残っております。

災害から5年が経ち、倒木した樹木が朽ちてきて、河川等に流出しているのが現状です。全てを取り除くのは難しいと思いますが、少しでもこれからの減災に向けて処理ができればと思います。また発災時には、町内外のボランティアが多く活躍されました。現在も活動をしている団体もあります。そこで改めて町道、河川の破損及び危険箇所の把握が必要だと思いますが、どうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

令和元年の台風では、多くの道路や河川において被害を受けたところでございます。こちらについては被害の状況に応じまして、これまでに災害復旧事業の活用や、維持補修、あるいは職員直営での復旧を行いまして、機能を回復しているものと認識しております。

河川についてはですね、私有地に面した場所等の巡回時に確認していく場所がありまして、また道路につきましては、被害を受けたものの他にですね、経年劣化による損傷があります。こちらにつきましては、区長さんを通じて、地元住民の方からの要望としていただいたものにつきましてはですね、維持、補修あるいは直営で緊急性に応じて対応しているところでございます。

朽ちた倒木等がですね、道路に支障があるケースについてはですね、速やかに対応させていただくとともにですね、河川に流出するケースについては、河川の流れの支障となるものについては、緊急性を勘案の上、対応を検討しております。ただし、その多くが民有地に残っていることでありまして、こちらに踏み込んで除去することは、私有地のためですね、難しい面もございます。

道路の危険箇所につきましては、定期的なパトロールと日常の通行等でですね、その状況等はいろいろ把握することができます。ただ河川につきましては、全体を把握することがなかなか難しい状況であります。そういった状況を確認された住民の方からの声が届いた際にはですね、その状況を速やかに確認して把握に努めましてですね、今後その後の対応に努めて参りたいと思います。



**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川正也）**

情報の収集はなかなか難しいところがあると思うんですけども、軽微な令和元年の台風の道路被害であっても、その後の雨だとか、そういったものでは、被害が拡大して、先日私の耳に入ってきたのは、車のパンクが生じてしまったということもございます。町に言っているという話を聞いていますので、まずそういったところは早急に直していただきたいのと、河川に対してはやっぱり徐々にですね、木がやっぱり倒れてきてしまいますので、見つけるのはちょっと難しいかもしれませんが、情報提供を呼びかけるなどの努力をしていただいて、河川に落ちたりとかですね、若しくはその住民の方が自分で撤去できるものはすると思いますので、そういったものを知らせるということでも、そういう調査というのは必要かと思いますので、お願いしたいと思います。

それともう一つ、ボランティアについてですけども、現在いろんなところで災害が起きていて、ボランティアの方が多く活躍しているところです。報道なんかによると、ボランティアの団体もしっかりした組織ができていまして、安全対策や、また一部報道、メディアに対する批判等に対応して活動していると聞いています。そういったボランティアに対して、鋸南町の方ではどのように認識しているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

災害に見舞われた際は、地域で不足する人手であったり、行政でカバーしきれない多様化するニーズへの対応であったり、災害ボランティアにつきましては、災害対応における重要な要素であると認識しております。

またボランティアに関する認識も普及し、参加される方も増えていると聞いておりますが、能登半島地震への対応に見られますように、災害対応が長期化することや、複数化してきている現状から、災害ボランティアもひっ迫しているということも伺っております。

そのような現状から、町といたしましても、ボランティア団体と関係性を築きたいということで、県が実施します災害ボランティア等の会合、日本財団が開催しております災害ボランティアに関するワークショップ等に職員を派遣しまして、関係維持を図るべく努力している次第でございます。しかしながらまだまだ不足している部分は多々あると思っております。あくまでも市民のボランティア活動であるので、最終的にはボランティア同士の繋がり、関係性が重要となってくるため、そのためにもですね、町民の方々にもこのような市民活動に興味を持っていただきですね、積極的に参加していただく必要があるとも考えております。

本町にも積極的に活動されている町民の方々もいらっしゃいますので、そのような方々とも連携しつつ、市民活動の活性化を含めた総合的な活動支援をしていくことが必要と考えている次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川正也）**

そうですね。やっぱボランティアの方の話を聞きますと、もし災害が起きた時には、自分たちも被災しているんだと。他の地区からボランティアの受け入れの体制というのはもちろん必要ですけども、普段からですね、そのボランティアの方が何か鋸南町にあった時には、すぐ駆けつけるぞってぐらいの話をいただいているそうです。そういったところも町も把握していただいて、福祉協議会との連携をしてですね、いざという時には、そういった組織を十分に活かしていただきたいと思いますので、お願いします。

また房総半島台風の被害で、保田地区また一部中原地区も含めますけども、上5区では2週間に渡り停電が続いて、上水道をポンプアップしている集落では断水も長期に渡っていました。被災後、東京電力でも送電設備の維持に努めていただいているところですが、課題も多く、思うように進められていないのが現状のようです。町では電気インフラに対してどのように考えるかお聞きします。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

令和元年房総半島台風災害時には、送電設備の復旧が遅れ、町民の生活に大きな影響を与えたことは今でも記憶に残っております。しかしながら、自然災害の種類や半島、山間部などの土地の特性によりまして、アクセスが困難な地域では、復旧作業が遅れる傾向にあると認識しております。

現代社会においてですね、電気は最も基盤的なインフラと言っても過言ではないと考えております。町全体をカバーできる状況ではございませんが、防災備蓄として、発電機やバッテリーの整備を進めておりますとともに、重要施設等の給電体制を確保すべく、県や東京電力と連携しまして、非常発電装置や電気自動車による給電体制の整備を進めている次第でございます。

引き続きですね東京電力や関係機関と連携しまして、地域の安全安心を確保するため努力して参りたい次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川正也）**

そうですね。電気がなければ、本当に令和元年の時は非常に大変な思いをしました。特に防災協定を結んでいるガソリンの供給施設の会社とかは発電機が準備されており、それには対応していると私も聞いています。また現状で鋸南町、先ほど言った中原地区を含める保田の上5区の地区への給電に関しては、佐久間変電所より町道2の205号線を経由する送電設備を通してですね、約300本に送電されていると思っています。もし、町道川籠線で倒木等があり、電線の破断とかあった場合には、この時と同じよう

な災害が長期に渡って起こる可能性が非常に高いと思います。それに対して東京電力の方では、いすみ地区の方と行われました予防伐採ということをしてですね、ただ予防伐採に関しては、当然個人の土地も含まれておると思うんですけども、理由の説明等を丁寧にしていけば住民の方も納得していただいて、協力していただけるんじゃないかと思っています。

その予防伐採について、町の方の考えはどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

令和元年房総半島台風の教訓として、電線や道路、建物などのインフラの保護、台風や強風による倒木や枝折れによる停電や交通障害を防ぐ災害リスクの軽減など、影響を及ぼす可能性がある樹木等の要伐採は有効であると考えている次第でございます。しかしながら、議員からもありましたとおりですね、行政として実施するにはいくつかの問題があると考えた次第でございます。公共性の高い企業インフラではありますが、電力会社は民間の企業でございまして、その保有設備でございます。また、伐採する林野は個人所有のものが多く、樹木は個人の資産でございまして、林野を保全する責任は、その所有者にあるのが原則ということになっておりますので、公共性と公平性を総合的に判断しつつ、事業を行なわなければならないと考える次第でございます。

また、送電網の維持という観点から、点ではなく、少なくとも線又は面として考えなければいけないこともあることから、財政面も含めまして、他自治体の事例も参考に研究して参ります。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川正也）**

そうですね。危険な部分も数ヶ所だと思うんですね。それこそ、朽ちてきた倒木とか、そういったもの、電線にかかりそうなものは東電の方で常に点検して、伐採の方を行っていると思うんですけども、1、2件の協力を得られるところで実施できる部分に関して言えば、町の方でもその話をしていただいて、予防伐採、大きな話ではなく、小さなものとして捉えていただいて、少しでも危険っていうか、災害の減災に努めていただければと思いますので、考えていただければと思います。

次に町の様々な住環境について対策があるかということですけども、鋸南町ではご存知のとおり、海岸から山間地まで住環境が違います。また、これからの社会構成により、外国人労働者の増加や、インバウンドによる外国人観光客の増加も増えると思っています。発災時には、町長の答弁のように、まずは自助として命を守ることが必要です。その後の動きを考え、様々な環境のもと、災害に備えることが必要だと思います。

そこで津波対策として以前、海拔や避難経路についての表示を行うという話がありました。進捗状況をお聞きします。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

津波対策の一環としまして、主要な避難経路や避難場所の海拔を確認し、表示を行っておりますが、住民が迅速かつ安全に避難できるような目的のために実施しております。

海拔表示につきましては、今年度中の更新に向けてですね、今業者と打ち合わせをしておりますが、避難経路につきましては、どのような方法が良いか、また研究を進めていく次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

早川議員。

**○7番（早川議員）**

その時もあったかどうかちょっと不明なんですけども、その表示の中にですね、町内に住む外国人の方、表記がわからないことに対応するって言っていたような気がするので、その件に関してどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

多言語の表記だと思いますが、ちょっとその辺につきましては、打ち合わせの中でちょっとまた検討したいと考えておりますが、本町でもですね、近年、外国人の方が転入し、居住していただいていることは認識しております。議員ご指摘のとおりですね、町内に住む外国人への対応は、現在、ほとんど未対応な状況もございまして、今後の喫緊の課題だと思っております。

町内に居住している日本語の通じない可能性のある外国人の方につきましては、基本的には各事業所の従業員の方が主であると考えておりますので、雇用されている方の判断、準備で対応されていると思いますが、多言語のですね、防災マニュアルの作成や、多言語での災害情報提供の強化などを、外国人観光客への対応も含めまして、どのような方法がとれるか検討して参りたい次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

早川議員。

**○7番（早川議員）**

今、外国人の転入等ありましたので、転入する時は当然役場に来られると思いますので、そういった転入の時に渡せるようなパンフレット、そういったものがあれば、まずは一つ安心かなと思いますので、そういう対応をしていただければいいかなと思います。

今、お話がありましたけども、ここ鋸南町は観光業が盛んなんですけども、その観光客に対する災害の時の対応っていうのはどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

海水浴場が開設されている時は、海水浴場内での災害時対応マニュアルが作成されておりまして、ライフセーバーさんと情報を共有しながらですね、対応している他、独自にですね、看板等を設置するなど、災害時の避難対策は行われております。一方でですね、海水浴場の開設期間外や観光施設において、現行の地域防災計画では特にですね、観光客に特化した避難計画等は設けておりません。基本的には施設ごとの対応また町民と同様の対応をお願いすることになると考えている次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川議員）**

特にですね、目の行き届かない佐久間ダムだとか、当然今言われたような海岸線、あとは施設、保田小学校とかですね、そういったところの観光客に対しては、ある程度やっぱりマニュアルが町としてあってもいいのかなと思っています。ダムだとか人がいないところに対しては、区の方にちょっとお願いをするだとか、そうすれば自然に区の方も対応を考えるというふうに思いますので、そういった大きな対応をしていただければと考えます。

あと町がいくつか防災倉庫を整備していると思うんですけども、防災倉庫の管理は、当然町が行っていると思います。それは備蓄品が入っていて、もし災害が出た時は、その倉庫を開けて、その中のものを活用するっていうのは当然なんですけども、今は自主防災組織とか出来ていて、自主防災組織が使っている倉庫も当然、建っていると思うんですよ。その倉庫も今、先ほど答弁があったように、いざという時のためだけではなくてですね、減災防災という意識の中で、防災倉庫の中には、その地区にあった色んな物をしまっておくといいますか、道具を置いておいて、減災のために日頃から使うような、そういったシステムが必要だと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

今議員の方からご提案ありましたとおり、普段使うものにつきましては、やはり防災倉庫、自主防災組織の方でお持ちであれば、そちらの方に入れておいていただくのが一番よろしいかと思っております。

町の防災倉庫につきましては、避難所と連携してですね、整備されているところが多く、避難所において使用するものが保管されている次第でございます。

基本的には発災直後の救助活動であったり、防災準備に必要なものということで、議員おっしゃっておると思いますが、その使用するタイミングや使用方法を考えるとやっぱり地元ですね、自主防災組織の倉庫があるようであれば、そちらの方で整えていただく方が柔軟な対応ができるのではないかと考えている次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川議員）**

ちょっと自主防災組織に関して今のことも含めて、少し後でもう一度質問させていただきましても、次に防災訓練の結果と分析についてどうかということで、町長の答弁のとおり、鋸南町の防災訓練の基本的な考え方は承知しております。

今、日本各地で災害が多発している状況ではありますが、自らが被災した房総半島台風から5年が経ち、少しずつ災害から気持ちが薄れてきている方もいると思います。特に当時、幼児であった子供たちは記憶がない方もいます。

昨年、鋸南町の小・中学校では防災教育として素晴らしい発表がありました。日頃から防災に対して、町民の意識を高めるためにも、防災訓練は必要だと考えます。

そこで答弁にもあったように、参加者の減少は特に問題だと思いますけれども、それに対してどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

防災訓練の参加者が減少していることにつきましては、住民の関心の低下や、日常生活の忙しさなどがある一方ですね、地域全体の防災力を低下させ、また地域コミュニティの希薄化など大きな問題になる恐れがあると認識しております。

町長答弁にもございましたが、防災訓練の反省会の中で様々なご意見もいただいておりますので、防災訓練の重要性を再認識していただくために、今後の防災訓練のあり方や啓発活動を強化して参ります。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川議員）**

やっぱり参加者が減っているってことは、非常に意識が薄れているってことだと思います。そこでですね、やっぱり災害を想定した訓練っていうんですかね、町内の各地の被害を想定した、その場での対応の訓練が必要ではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

各地区の特性やリスクに応じた訓練を実施することは、災害時の迅速かつ適切な対応に繋がり、海沿いの地区では津波避難訓練、山間部では土砂災害対応訓練を行うことなど、実践的な訓練が必要であることは認識しております。そのために南海トラフ型の地震を想定し、訓練を実施しておりますが、町民の方の中には、南海トラフ地震イコール津波、山間部の住民は関係ないと誤解しているような住民の方もいらっしゃるというような話も聞いておりますし、地震は当然のことながら、全ての地域に該当するものでござ

ざいます。土砂災害といえ、平坦な場所に住まわれる方は自分には関係ないと思いま  
すし、浸水害といえ、川から離れた少し高い場所に住まわれる方につきましては、関  
係ないというように思われる方もいると思います。地震であれば、全町民がですね、被  
災し、その結果として倒壊で行動が阻害される危険性は、全ての人にあるということか  
ら、そのような状況と対応を求める訓練として、今まで防災訓練を実施している次第で  
ございます。

地域によってはですね、避難する必要性がないと考える方でも、地震によって救助が  
必要になる状況になることは十分に考えられ、避難よりも、声かけ、安全確認、地域の  
連携を重視しているのもそのためでございます。

地域に応じた対応要領も、今、実施している訓練が基盤となった上での措置であるこ  
とから、住民の安全と安心を確保しつつ、防災訓練の習熟度や関心度を把握しながら、  
総合的に判断していきたい次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川議員）**

意識を向上させるのは非常に難しいと思うんですけども、役場だからできること、や  
っぱり、町民に寄り添ったことを考えるのであれば、例えば今回の訓練なんかでも、例  
えば鋸東地区で言えば、鋸東のコミュニティセンターが、町指定の避難場所ではありま  
す。ただ、小保田のコミセンでも避難場所ということで、そこに集まっている方たちも  
います。そういったところに対して、やっぱり素通りしていってしまうのではなくて、  
職員の方の訓練ということであるのであれば、その途中にある小保田のコミセンに寄っ  
ていただいて、どんな状況ですかだとか、本当に実践的なものを、もし目指しているん  
であれば、そういったような町民への寄り添いというんですかね、防災訓練に対してイ  
ンパクトを与えるような、意識を持たせるような防災訓練の方を考えていただけれ  
ばいいのかなと思っています。実践的にやられていることは十分承知しておりますの  
で、よろしくお願いします。

特にですね、今、昨日の竹田議員の質問の中でもあったんですけども、鋸南町に移り  
住んできてくれる方は、昨日の答弁の中では行政区に入っているというような答弁があ  
りました。しかしながら、行政区には入っていない方が結構多いと、私は認識していま  
す。行政区に入っていない方が、もし災害に見舞われた時の対応というのは、非常に区  
の中でも困っているところが現実です。それに対してどのようにお考えでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

防災的な観点から言わせていただければ、全ての方が参加され、共助の枠組みを構築  
していきたいと考えております。自然の猛烈な脅威の前ではですね、老若男女、貧富は  
問わず、全ての人等しく危険に侵される可能性がございます。自分のことは自分で  
できるから助けは必要ない、という方がいるかもしれませんが、現在のですね、激甚化し

ている災害に対して、冷静に考えればですね、断言できる人はいないと思いますので、地域での声かけと安否確認の状況が重要となると考えております。

一般的に行政区に入らない方の大半は、人間関係や共同活動に対しての煩わしさが原因ではないかと推測されますが、訓練の声かけや共同活動を通じまして、改めて地域での協力の必要性などを認識していただく中で、行政区にご加入していただくなど、地域コミュニティの連携強化に繋がっていかねばと考えている次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川議員）**

そうですね。やっぱりこの防災を通して、地域のコミュニティ作りを作るっていうのは非常に大事だと感じています。その中でもやっぱり各行政区では、ちょっと苦勞している部分があると思いますので、役場として中に入っている部分が多分あると思いますので、ぜひ協力をしていただければと思います。

また防災訓練での自主防災組織や、消防団の方は、今回訓練を行ったと思います。その自主防災組織と防災訓練に対してはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

自主防災組織につきましては、災害初期において住民の生存者を1人でも増やすためにですね、地域の特性に応じた安否確認、情報収集や初期救助、その後、地域住民の生活の質の維持向上させるため、避難所での指導的な位置づけでの活動をお願いしたいと町は考えております。

一方で消防団につきましては、災害現場での主導的な活躍を期待しておりまして、特に火災においては、初期消火での対応が困難になった場合、住民の活動ではなく、消防団として対応する必要があると認識しております。

災害の種別などによりまして、それぞれの主たる目的が違って参りますが、重なる部分もございますので、今後の防災訓練を実施していく中で、どのような関わり方が良いか研究して参りたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

早川議員。

**○7番（早川議員）**

そうですね。消防団、自主防災、次に自主防災組織の現状とあり方についての再質問なんですけども、自主防災組織については、今答弁があったように、平時での防災減災をはじめ、地域でのコミュニケーションの確立等、意義のあるものと考えています。

しかし各地区における具体的なあり方が示されておらず、人口の多い地区での運用が主体となっていると思います。そこで自主防災組織の必要性、重要性をアピールするこ



とが必要だと考えますけども、活動とか広報、そういったもので意識を高めていってもらうことが必要だと思いますけど、どうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

地域住民の1人1人が組織的に初期消火や情報伝達、避難誘導、救出、避難所の運営等の自主的な防災活動を行うことが重要でございますが、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づきまして、自主的に結成された組織が自主防災組織であると認識しております。

自主防災組織の活動につきましては、地域の防災力や防災意識の向上、地域コミュニティの強化など様々な効果があり、また自主防災組織の必要性、重要性をアピールすることは、地域の安全安心を確保するために非常に重要なことであると考えておりますので、防災講話や各種会議、町広報誌なども活用しながら、情報発信に努めて参りたいと考える次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川議員）**

町の講話や防災対策監の派遣とかがあった時には、自主防災組織を主体として行うどうか、そういったことで自主防災組織のあり方っていいですか、重要性の方を認識していただけるような取り組みをしていただければと思います。

また機能充実ということで、その立ち上げ後、行っていると思いますけども、そういう支援等はどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

自主防災組織への立ち上げ後の支援といたしましては、設立した翌年度以降について、補助対象経費の3分の2以内で、1団体当たり年20万円を限度に、備品購入費や避難場所の整備に関する経費に対して、補助制度による財政支援を行っております。また自主防災組織の運営など課題が生じた場合、こちらの方に相談があった場合はですね、防災対策監の方が対応いたしまして、支援をしている次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川議員）**

できるだけ支援をしていただいて、有意義な組織といいますかね、そういったものにしていただきたいんですけども、以前、また他の議員からも意見がありました組織の充実や発災時を想定した協議会、先ほどこちょっと触れていると思いますけども、そういう協議会等の横の繋がり組織はやっぱ必要じゃないかと考えますけども、それに対してどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

町長答弁にもありましたとおり、一つの区を除きまして、区の役員組織が兼務することとなっておりますので、今回は、区長会が現状として、協議会と同じ役割をしていることになると思います。

区長の負担を増やして、別に協議会を立ち上げるよりもですね、まずは既存の会議の枠組みを主体にですね、自主防災組織の活動を助長するような案件を企画しまして、個々の組織の活動について、情報共有と連携強化を図るなど、取り組みを進めて参りたい次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○7番（早川議員）**

そうですね。区長さんが自主防災組織の長を務めているところは主だと思います。スムーズな、次の日に渡せるような、そういった申し送り等をしっかりしていただいて、組織の充実を図っていただければと思いますので、町からも助言といいますかね、そういったものをしていただければいいのかなと思いますので、お願いします。

また次に、鋸南町と防災協定を結んでいる団体等の現状はどうかですが、発災時は町内外を含めて様々な協力が必要です。平時から必要な防災協定を協議し、鋸南町に対して協力していただける団体等を増やせるようにすることが必要だと思います。

特に最近、携帯電話の普及に伴い、災害時の情報発信、収集は携帯が主なものです。これに関する協定について町の考えをお聞きします。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

携帯電話は災害時の情報収集や連絡手段として非常に重要な役割を果たし、災害時には迅速かつ正確な情報を提供するため、携帯電話を活用することが不可欠であると認識しております。

現在、携帯電話会社とは、令和元年房総半島台風後の移動中継車の配置等に関するような協定など、特段協定は締結しておりませんが、他の自治体などと同様にですね、エリアメール等の発信に関しては協力体制をとっている次第でございます。災害時の供給体制についてどのような方法がとれるのか関係機関と研究して参ります。

**○議長（青木悦子）**

早川議員。

**○7番（早川議員）**

その協定、ちょっと初めて聞いたので、すいません。そういったものがあるのであれば、やっぱり広く広報していただければいいのかなと。また令和元年の時には、こちらの方に中継車が来ていただいて、いろんな対応をしていただいたと思っています。ただ

範囲がだいぶ狭いようなことも聞いておりますので、主要な部分、すこやかの方にも発注したのかな、そういったような災害時に備えた協定って必要だと思いますので、これから協議の方をお願いしたいと思います。

それと災害時の応援協定を結んでいる足立区の方の、新しく鋸南自然の家の改修工事が令和7年度から3年間行われることと私は聞いております。その間の発災時の施設の利用等はどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

足立区所有の鋸南自然の家は、避難所及び避難場所として使用させていただいております。しかしながらですね、議員ご指摘のとおり、改修工事を実施する際の安全確保を図るため、工事期間中については、原則施設への立ち入りを禁止したい意向があるという話を伺っております。

避難所としましては、鋸南中学校などの他の施設を活用していただくことを検討していただければと思っておりますが、今後ですね、足立区と協議する中で、災害時の敷地内の一時的立ち入りの可否などを、再度詳しくですね、協議しまして、その対応について周知をしていきたいと考えている次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

早川議員。

**○7番（早川議員）**

施設の利用はできないにしても、例えばその下の駐車場までだとか、津波の発生時には、少しでも逃げるところは、みんな必要だと思うんです。そういう時に、先ほどの案内標識の表示のこともありましたけども、なるべく住民に知っておいていただけることが重要じゃないかなと思います。

この改修工事に対しても、多分ほとんどの方が知らないんじゃないかなと思います。そういった危機感を持てと言ったら大きな話になっちゃいますけども、でもそういったところを気にしてですね、周知の方をお願いしたいと思います。

それと鋸南町消防団の現状と今後のあり方についてですが、消防団の重要性は皆さんの認識のとおりです。しかし、少子化、人口減少などにより、町長答弁のとおり、団員の数は減少しています。昭和34年から続く鋸南町消防団の歴史上最大の懸念事項とも言ってもいいんじゃないでしょうか。各分団が受け持つ感覚、地域は発団以来変わっておらず、団員数は当時の半数にも満たない分団もあります。働き方が変わってきた現在では、消防団の負担も多くなっており、入団を拒む方も多いと思います。消防団員不足は国全体の問題ではありますが、町としての考えを聞きたいと思います。町長答弁でもありましたが、広報以外に募集に対する考えはどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

全国の消防団員は、ピーク時の１９５４年に２０２万人いたものですね、今年４月時点で７４万人となりまして、少子高齢化など減少に歯止めが全国的にかからない状況にあるという報告を受けております。本町でも減少が著しく、新入団員の確保は喫緊の課題であると認識している次第でございます。

能登半島地震後、避難誘導や消火活動を担う消防団員の重要性が再認識され、他の自治体では、ポンプ車の運転免許、ドローン操縦資格など、７種類の報酬費用を補助する制度を始めたところや、代金を投入するとですね、音声で消防団への応募を呼びかける自動販売機の設置など様々な取り組みによりまして、新入団員確保に向けて取り組みが始まっていると聞いております。

本町におきましてもですね、消防団、消防委員、関係機関と連携しながらですね、広報していくことはもとより、その他の募集方法についても、どのような方法が有効であるか検討して参りたい次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○７番（早川議員）**

先ほど最初の方で喋りましたけども、昨年ですね、鋸南小学校・中学校で、子供たちによる、そういう防災教育の発表がありました。非常に素晴らしいものだったと思います。未来の鋸南町を背負っていただく子供たちにですね、昔は消防団って言いますか、消防士っていうものに憧れを持って、職につきたいという子供たちもいたと思うんですね。やっぱり子供たちに鋸南町を知っていただいて、憧れを持って、未来は消防団に入って、この制服を着て、こんなことをやってみたい。そのぐらいの気持ちを持っていただくようにもですね、子供たちに対してのそういうアピールも必要じゃないかなと思いますので、そういった部分でも検討していただければと思います。

また消防団員の負担軽減について対策等があるかどうかお聞きします。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

先日行われました消防委員会の中でも話題となりましたが、新聞記事の悩み相談の、他の自治体の消防団員の関係の記事が掲載されておりまして、消防団員活動がですね、大きな負担になって、その方は病気になってしまったという記事があったと、いうようなお話が話題になりました。

本町の消防団におきましては、訓練や式典などの実施方法の変更や、操法大会への参加の取り辞めなどを、平時の負担軽減に向けて見直しを行っている次第でございます。

引き続きですね、関係機関と協議しながらですね、消防団員の負担軽減に向けて努力して参りたい次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

早川議員。

### ○7番（早川議員）

やっぱり人数が減った中で、いろいろな消防団員は、日頃の点検等を行っています。特に消火栓の点検だとかいうのも消防団員の役目だと思っているんですけども、実際にその時間を、やっぱり消防団員が、それはある意味負担になると思うんですけども、そういったものを、水道の事業者だとか、そういったものに点検を依頼するだとか、そういった色々な考え方によって、違うところに分かれて、消防団の負担の軽減というのは考えられるんじゃないかなと思います。そういったところをちょっと考えていただきたい。ただ消火栓の点検を依頼してしまうと、消防団員のいつものね、消火栓の位置だとか、構造だとか、そういったものの意識は低下しちゃうと思うんですね。ただ、自分が消防団員の時にはマニュアルがあって、それはアナログのマニュアルで、どこに消火栓が付いているっていうのは、紙でね、そういったものを示してくれる先輩がいました。今の時代ですから、地図アプリに落として、消火栓はここにあると、この火事があった時には、この消火栓を使うんだというような、デジタル的な、それもDXの方に含まれてくると思うんですけども、そういった知恵を絞って、団員の負担軽減、またこれだけの組織だったら、鋸南町消防団に入りたいなと思う意欲を持たせるような、そんなようなものを、やっぱり考えていくべきじゃないかなと思いますので、お願いしたいと思っています。

また自主防災組織というのは、消防団が昔からあったんですけども、後からできたものだとも認識していますけども、同じ防災という観点では、同じ仕事をするものだと思います。自主防災組織と消防の関係について、ちょっと曖昧な部分があると思います。その点について質問します。

### ○議長（青木悦子）

総務企画課長。

### ○総務企画課長（吉田修一）

先ほど答弁がちょっと入りましたが、自主防災組織については、災害初期において、住民の生存者を1人でも増やすため、地域の特性に応じて安否確認、情報収集、初期救助、その後、地域住民の生活の質の向上のため、避難所等での主導的な位置づけの活動をお願いしたいと考えております。

一方でですね、消防団においては、災害現場での主導的な活躍を期待しております。特に火災現場等の初期消火での対応が困難だった場合につきましては、住民の活動ではなく、消防団として対応する必要があると認識しております。

災害の種別などにもよりまして、それぞれが主とする目的が変わって参りますので、どのような関わり方が良いのかっていうのは、また今後検討して参りたい次第でございます。

### ○議長（青木悦子）

早川議員。

### ○7番（早川議員）

災害の時に道路が通行困難だとか、そこに消防団員が駆けつけられない状況の時に、やっぱり自主防災組織ってのは非常に大きな役割を果たすと思います。またその中には消防経験者、分団経験者の方もいらっしゃると思います。ただ、ある程度の許可といえますか、そういったものがなければ、消火栓を開けて水を出すことは、ためらう方もやっぱり中にいらっしゃるんですよね。ある程度、自主防災組織であれば、消火栓を開口して、水を出して初期消火にあたってもいいよとか、そういったような範囲をやっぱり決めていただければ、住民の方も、そういった防災に対して協力できるんじゃないかなと思いますので、そういった考え方もちょっと考えていただければなと思っています。

それと消防団の組織ですね。先ほど最初に言いましたとおり、消防団は34年ですね、発団依頼、管轄するエリアだとか、そういったものに変わりがございません。それについて町の考え方をお聞きします。

### ○議長（青木悦子）

総務企画課長。

### ○総務企画課長（吉田修一）

鋸南町の消防団につきましては、昭和34年10月に、21分団630名の構成により発足いたしました。その後2回の統合を経まして、昭和50年4月には、部制を引き、4分団282名に、昭和56年4月に部制を解きまして、4分団219名の構成となりまして、現在の体制となったというふうに聞いております。

町長答弁にもありましたとおり、団員数は現在、令和6年4月1日現在でございますが、152名ということで、大幅な減少を見せております。

今後の消防団組織の管轄する範囲や分団の配置、車両についての考え方については、鋸南町消防団を構成する分団ごとに、団員の構成や特徴、歴史など様々な条件が違いますので、消防団、消防委員、関係機関の意見を尊重しまして、消防団員の負担軽減、消防団が継続していけるように柔軟に対応していきたいと考えている次第でございます。

### ○議長（青木悦子）

はい、早川議員。

### ○7番（早川議員）

そうですね。みんな消防団、一生懸命、地域を守ろうとしてやっているんですけども、自分も経験上、30何年間、消防に携わってきています。特に保田地区では、地域の地理上、大きな車も配備されており、先ほど町長答弁にあったように、車の運転ができない消防団員もいます。そういった車の配置だとか、そういったところも含めてですね、例えばですけども、他の分団でもその車を運転できるだとか、そういった交流を持ちながら、将来に向けてそういった組織作り、分団の考え方、そういったものを考えていただければ。例えば大型の免許を持っている方が、3分団の前を通過して、4分団に行かなくちゃいけない状況にあったとします。そういった時には、3分団の方に出向いて、運転手がいなければ、4分団の大型免許を持っているので、この車、運転できるよとか、そういったような、何か柔軟性を持って分団を考えていかないと、これから人数

が減ってきた中で、消防のあり方っていうのは大変になるんじゃないかなと思いますので、色んな事を言いましたけども、これは減災、町の町民の為でもありますので、十分に考えていただいて、これからの町の防災減災に対して、町の方で考えていただければと思いますので、お願いします。以上で質問を終わります。

**○議長（青木悦子）**

以上で早川正也議員の質問を終了します。ここで暫時休憩とします。再開は午後１時３０分とします。

…………… 休憩・ 午前 １１時５５分 ……………  
…………… 再開・ 午後 １時３０分 ……………

**◎一般質問**

**◎９番 大塚 昇**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて会議を再開します。大塚昇議員の質問を許します。

〔９番 大塚 昇 質問席につく〕

**○議長（青木悦子）**

はい。９番、大塚昇議員。

〔ベルが鳴る〕

**○９番（大塚昇）**

質問件数１件。行旅病人への対応及び行旅死亡人等の火葬・埋葬に関して。

最近、行旅死亡人等の火葬・埋葬に苦慮している自治体が多いということが、新聞等で報道されている。死亡者の身元が分からない又は身元が分かっても引取り手がなない遺体は、死亡地の市町村が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法並びに条例施行規則・墓地埋葬法・生活保護法に基づき、火葬・埋葬する規定であるが、当町行政の取扱いの現状について質問する。１、行旅病人への救護・留置救護の対応について。最近の状況は。２、最近の行旅死亡人等について。病院や警察から連絡を受けて、火葬までに日数を要する現状及び身元引受人の搜索に期間を要したケース等の現状はどうか。３、当該遺骨の埋葬納骨を行う墓地のお寺は、どの様に選定されているのか、また実施状況はどうか。４、外国人の行旅死亡人等があった実績はあるか、またその場合の対応は。５、生活保護法に基づく制度は国・県の所管であるが、当町の葬祭扶助を利用したケースの状況とその基準支給額はどの程度か。６、今後の推移予測と現状システムで想定される課題は何か。以上、一回目の質問を終わります。

**○議長（青木悦子）**

大塚昇議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

○町長（白石治和）

大塚昇議員の一般質問に答弁をいたします。行旅病人への対応及び行旅死亡人等の火葬・埋葬についてお答えをいたします。

ご質問の１点目は、行旅病人への救護・留置救護の対応について、最近の状況はについてでございますが、行旅病人及び行旅死亡人の取扱いについては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法により、市町村が取扱う事務とされております。行旅病人の救護や・行旅死亡人等が発生した場合には、速やかな対応が求められる業務でございます。

最近では、行旅病人への救護・留置救護の取扱いは発生しておりません。

ご質問の２点目の、最近の行旅死亡人等について、火葬までに日数を要する現状及び身元引受人の捜索に期間を要したケース等の現状はどうかについてであります。本年度は、１０月に入り、２件の取り扱いをいたしました。

１件は、身元不明のご遺体が警察から引き渡され、もう１件は、身元が判明をしておりますが、亡くなった後の引取り手がないケースでありました。まさに、議員が言われた双方のケースでございます。警察から連絡を受け、引渡し日が知らされた時には、火葬迄の日数は、火葬場の予約状況にもよりますが、１～２日程度となっております。また、身元引受人の捜索についてであります。亡くなられた状況によっては、DNA鑑定が必要なケースもあり、鑑定に数か月を要するケースも発生しています。

行旅死亡人となる場合は、生前、ご家族と疎遠になっている方が多く、身元判明が遅れる要因の１つであると考えております。

ご質問の３点目、当該遺骨の埋葬納骨を行う墓地の寺は、どのように選定されているのか、また実施状況はどうかについてであります。町は平成２５年８月に妙本寺さんに納骨堂を設置をいたしました。身元が判明し、先祖代々の墓地を有する方の場合、個別の墓地等への納骨、身元が判明しない・引き取り手のないケース等の場合には、妙本寺さんで一旦安置をしております。安置から５年程度は保管をし、その後は、合葬という形で、町の納骨堂へ埋葬をしております。

ご質問の４点目の、外国人の行旅死亡人等があった実績はあるか、またその場合の対応はについてでございます。現在のところ、外国の方の対応実績はない状況であります。所持品等から国籍が明らかな場合には、その所属国領事に通知の上、引取等の協力を求めることとなります。

ご質問の５点目の、生活保護法に基づく制度は国・県の所管であるが、当町の葬祭扶助を利用したケースの状況とその基準支給額はどの程度かについてであります。生活保護の方が亡くなられ、引き取り手がないケースが令和４年度に１件発生し、葬儀に係る費用のうち、ご本人の手持ち金での不足額３万７，３４０円を町の扶助費として支出をしております。また、県の葬祭扶助として、生活保護の世帯が、自身のご家族の葬儀を行った場合の基準額は、１８万８，１００円となっております。

ご質問の６点目の、今後の推移予測と現状システムで想定される課題は何かについてであります。令和元年度以降の状況であります。１年に２～３件程度、扱いをして



おります。突発的なものでございますので、推移予測は難しいものでありますが、ご自分の亡くなられた後の整理を、生前に民間の業者へ依頼する方もおられると聞いております。

全国的に、親族との関係が希薄となっている状況が伺え、今後は、身元の判明まで更に時間を要するケースや、引き取り手の判明しないケースが増えることが課題となると考えております。

以上で、大塚昇議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

大塚昇議員、再質問はありますか。はい、大塚議員。

**○9番（大塚昇）**

1点目、行旅病人への対応状況については、最近は発生していない。一般的に国民皆保険の関係もあり、それぞれに、どこでも病院へ行くことができ、受診できることだと思います。続いて2点目、火葬までに日数を要する現状と身元引受人の搜索の期間について。火葬を行ってから身元引受人の搜索では、状況により数ヶ月を要するケースも発生しているとあるが、法取扱規則では、行旅死亡人ある時は、その状況、相貌、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したのち、その死体の埋葬又は火葬を為すべしとなっているが、その記録は警察と行政と両方で共有しているのですか。また、その記録保存については、取扱い規定があるかどうか分かりませんが、記録保存期間はどのようになっていますか。なお、身元が分からない場合、本人の認識に必要な事項を公署の掲示場に告示し、かつ官報若しくは新聞紙に広告すべしとなっているが、実情はどうですか。以上

**○議長（青木悦子）**

はい、保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

ご質問にお答えいたします。死亡人の状況等を記録した文書でございますが、警察署から通知されますので、双方で情報の共有をしております。また通知書の保管期間につきましては、身元が判明するまでの間保管し、その後は町の規定に基づき保管をしております。死亡人の状況等の告示につきましては、随時処理をしております。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。はい、大塚議員。

**○9番（大塚昇）**

3点目、当該遺骨の埋葬納骨を行う墓地のお寺の選定と実施状況について。当町では火葬委託、のちに引き渡しを受け、5年間妙本寺にて保管し、その後は妙本寺に設置した納骨堂に合葬する、前回は令和元年に実施しており、次回は令和8年度に合葬実施予定で、現時点で5件の合葬を予定しているようです。有り難いことですが、この妙本寺で実施している委細や理由や歴史があれば、分かっている範囲で述べてください。以上。

**○議長（青木悦子）**

はい、保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

お答えいたします。妙本寺さんの方で取り扱うこととなった理由や歴史等については把握はしておりません。

**○議長（青木悦子）**

はい、大塚議員。

**○9番（大塚昇）**

わかりました。4点目、外国人の実績と対応について。規則では、外国人である場合は、必要に応じ、その所属国領事に対し、引取り等通知書により引取り等についての協力を求めるものとする、となっており、現在まで該当なしとのこと。

外国人によっては、宗教風俗により、火葬を非常に忌み嫌う人たちがいますので、外国人遺体の保管、火葬には注意と確認が必要となる場合があることを述べておきます。

続いて5点目、生活保護法に基づく制度について。生活保護法の葬祭扶助の基準支給額は、18万8,100円とのことですが、基準の範囲としては、医師の死亡診断書や警察の司法解剖報告書等の検案、死体の運搬、火葬または埋葬、納骨、その他葬祭のために必要なものと理解していいですか。以上。

**○議長（青木悦子）**

はい、保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

お答えいたします。議員のおっしゃるとおりで、死亡診断書の発行費用や遺体搬送費用他、ドライアイスや安置料など葬祭に必要な費用と定められております。

**○議長（青木悦子）**

はい、大塚議員。

**○9番（大塚昇）**

6点目、今後の推移と課題について。質問でなく所見ですが、年に2～3件程度の取扱いをしているが、親族との関係が希薄となっている状況が伺え、今後は、身元の判明まで更に時間を要するケースや、引き取り手の判明しないケースが増えることが課題となってくると考えておりますとのこと。

新聞・テレビ等の報道では、行旅死亡人等の遺体保管が長期間になるなど、火葬、遺骨の安置保管、埋葬に非常に苦慮している自治体が多いとのことでしたが、当町の実情が分かりました。ありがとうございます。

新聞の報道ですが、11月にあった報道ですと、総務省で初めて行った調査によると、2018年4月から21年10月、3年半で約10万6千人、行旅死亡人という言葉でなくて無縁遺体という言葉で新聞では載っていました。それと、新聞社のアンケートで、22年度までの5年間で3割増加しているとの報道があります。

世の中には、非常に器用な人や何でも出来る人がおりますが、人が死んだ後、自分で自分の遺体を片付けることは出来ないので、火葬埋葬は、誰かにやってもらわないとならないわけです。

これら行旅死亡人等の問題は、人間社会での宗教観や風俗風習が変わっていく中で、法律の趣旨目的に沿ってやって行くことだと思えます。以上で私の質問を終わります。

**○議長（青木悦子）**

はい。以上で大塚昇議員の質問を終了します。ここで暫時休憩します。再開は2時といたします。

…………… 休憩 ・ 午後 1時47分 ……………  
…………… 再開 ・ 午後 2時00分 ……………

**◎一般質問**

**◎6番 笹生 あすか**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて会議を再開します。笹生あすか議員の質問を許します。

〔6番 笹生 あすか 質問席につく〕

**○議長（青木悦子）**

6番、笹生あすか議員。

〔ベルが鳴る〕

**○6番（笹生あすか）**

私からは介護難民問題について、災害対策についての2件の質問をします。

1件目、介護難民問題についてです。介護難民とは、介護が必要な人が適切なサービスを受けられない状況にある人を言います。2025年には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題が起こると言われ、町も第9期介護保険事業計画の中にもあるように、以前から介護予防に力を入れるなど対策を続けてきています。しかしながら、2024年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が2%以上引き下げられるなどが影響し、11月1日までに倒産した介護事業所は、全国で過去最多となっています。

訪問介護基本報酬とは、介護事業者が利用者に対して訪問介護サービスを提供した際に、その対価として介護事業者を支払われるサービス費用、これが介護報酬というもので、そのうち加算や減算をしない基本部分のことを指します。その国家公務員の地域手当と連動して地域加算がありまして、同じ仕事をしていても、地域により収益が異なります。また車移動の必要な山間地の方が地域単価が低く、しかもガソリン代などの費

用はかかります。移動時間は収入にならないため、1軒1軒訪問する訪問介護は、1日に対応できる件数が少なく、よって収益も少ないのです。

千葉県内の訪問介護事業所へのアンケートでも、約6割弱が、収益が悪化したと回答しています。そこで4点質問します。1、介護難民問題について、町はどう考えるか。2、町内の介護事業者の現状を町はどう認識し、どう考えているか。3、医療と介護の連携は不可欠だ。鋸南病院で地域包括ケア病床の運営を開始したが、経緯と現状はどうか。4、介護支援専門員、ケアマネージャーと言われる人たちの処遇改善や訪問介護事業所への給付金など、町独自の支援が必要と考えるがどうか。

続いて2件目、災害対策についてです。今定例会では、東愛乃議員、早川正也議員も質問されていますので、重複しないように質問したいと思います。

能登半島の地震から1年が経とうとして、本年8月には、鋸南町もエリア内になった南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されました。また2019年の台風災害から丸5年が経ち、今年も全国各地で様々な災害が起こっています。

猛暑の中、避難所にエアコンが設置整備されていない問題が改めて浮かび上がっています。石破首相は、所信表明の中で、スフィア基準を取り入れて、日本も避難所の改善などを取り組んでいくということを明言されています。千葉市では、学校体育館に冷暖房整備をする動きが進んでいます。

そこで3点質問します。1、鋸南町地域防災計画見直しの進捗状況はどうか。2、耐震シェルターについて、町はどう認識しているか。3、学校体育館の断熱性能の現状はどうか。また、冷暖房設備の整備が必要と考えるがどうか。以上、1回目の質問は終わります。

#### ○議長（青木悦子）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁を願います。はい、白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

#### ○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の介護難民問題についてお答えをいたします。ご質問の1点目、介護難民問題について、町はどう考えるかについてであります。まず、介護難民の定義でございますが、介護が必要な状態であるにも関わらず、適切な介護サービスを受けられない高齢者や障害をお持ちの方との認識をしております。全国的な高齢化や介護人材の不足、特別養護老人ホームなどの施設の定員不足等が介護難民の増加する原因とされておりますが、介護難民は、適切な介護支援を受けられなかった結果、介護度が上がったり、疾患が悪化したりする恐れがあり、早急な対応が求められるものと承知をしております。

議員の言われる2025年問題であります。令和6年度から8年度の町の介護保険計画の人口推計では、本年度は65歳以上人口のピークを越えましたが、75歳以上人口は、令和8年度頃まで増加をし、その後減少傾向が予想されております。その中で、要介護の認定率は、令和4年度から令和5年度で1%程度の上昇となっております。新

規の介護の相談にあっては、現段階では、各事業所のご協力により、ケアプラン作成の受け入れ先がなく、介護サービスが受けられないといった状況は発生しておりません。

今後、さらに厳しい状況は予想されますが、介護事業所、医療機関、その他関係機関との連携を図り、要介護の状態となり得る方をその状態となる前に食い止めるべく、引き続き予防事業に力を入れて参りたいと考えております。

ご質問の２点目の、町内の介護事業所の現状を町はどう認識し、どう考えているかについてでございますが、現在、町には８介護事業所、２施設がありますが、介護職員の人員不足により、居宅介護部門やデイサービス部門の休止が続き、厳しい状況となっていると認識をしております。これは、鋸南町のみならず、全国的な問題として取り上げられており、国としての懸案事項となっていることから、更なる報酬改定等の国の施策が必要と考えております。

ご質問の３点目の、医療と介護の連携は不可欠であり、鋸南病院で地域包括ケア病床の運営を開始したが、経緯と現状はどうかについてでございますが、地域包括ケア病床について、ご説明いたします。

入院時に提供する医療内容については、従前と大きな変更はございませんが、急性期からの継続をした治療の過程において、定められた入院期間を活用をし、医師・看護師・理学療法士・相談員等により、患者の運動機能や日常生活機能の向上に努めながら、在宅復帰に向けた支援に重点をおくための病床であります。

鋸南病院は、本年１１月１日より許可をうけ、急性期一般病床３２床のうち２４床を、地域包括ケア病床として運用しております。転換の経緯につきましては、看護師等の補充が不十分である中、新型コロナウイルス感染症の流行による入院の制限も重なり、入院患者数が減少したことから、令和５年度では大幅な減収となりました。指定管理者であります鋸南きさらぎ会では、財団の運営状況、また医療制度改正により、地域の医療体制が、在宅医療等へ移行することに伴い、鋸南病院は、地域を支える医療機関としての役目がありますことから、医療コンサルタントと検討を行った結果、現在の許可基準から大きく変更せずに移行できる地域包括ケア病床に一部を転換をし、経営改善に取り組むとの報告を受けたところでございます。

現在の稼働状況といたしましては、１１月末現在の延べ入院患者数は６１８名、１日平均入院患者数は２０．６名、病床稼働率につきましては、８５．８％となっております。

今後も、地域の医療ニーズに対応していくため、指定管理者であります鋸南きさらぎ会と情報の共有、連携強化に努めて参りたいと考えております。

ご質問の４点目の、介護支援専門員の処遇改善や、訪問介護事業所への給付金など、町独自の支援が必要と考えるがどうかについてでございますが、ケアプランの作成について、昨年度まで居宅事業所の業務を圧迫をしていた要支援の方の予防プラン作成について、今年度から、新規に対象となった方については、町でプラン作成を行っております。報酬単価としては、安価である予防プランの作成を町が請け負うことで、比較的報

酬単価の高い、要介護の方のプラン作成を事業所に担って頂くことで、若干ではありますが、事業所の負担軽減を図れるよう業務を整理しているところでございます。

また、現在、国の検討会で次期介護報酬改定に向けて、協議が開始されているところですが、介護支援専門員の人材不足や高齢化につきましては、全国的な懸案事項となっており、それを含めて、国の本格的な協議がされていると認識をしております。

町としては、国の動向を注視しつつ、今後の検討事項と致したいと考えております。

2件目の災害対策についてお答えをいたします。ご質問の1点目、鋸南町地域防災計画見直しの進捗状況はどうかについてでございますが、新たな自然災害として、暴風による家屋等の倒壊、長期間の大規模停電や、それらに伴う断水等に対する防災対策の強化が令和元年の台風災害後の課題となり、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識をし、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を、防災対策の基本理念として、令和3年度に大幅改定を行っております。また、令和4年度から防災対策監を採用をし、約3年間が経過をいたしました。防災訓練や防災講話等を通じて、町内各地での状況等を把握して参りました。その内容等を含めて、今後、地域防災計画の見直し修正に向けて、準備を進めていきたいと考えておりますが、予算を伴うことでございますので、計画見直しについては、総合的に判断をして、決定をして参ります。

ご質問の2点目の、耐震シェルターについて、町はどう認識をしているかについてでございますが、耐震シェルターは、地震等に際し、建物が倒壊しても、生存のための空間を確保するため、家屋内に設置をする設備と認識しております。建物全体の耐震化に比べ、一部分のみにしか安全が確保できませんが、建物全体を耐震リフォームするより安価にできるメリットはあり、発災時における対応が困難となる寝室や、要配慮者の恒常的におられるスペースに設置することが有効であると伺っております。

しかしながら、比較的重量のある設備となるので、場合によっては、基礎や床材を含めた補強等が必要になり、建物全体のリフォームが必要となる場合もあると伺っております。個々の生活環境などによりまして、災害時における必要性や重要度が違ってくると考えておりますので、他自治体の事例などを参考に研究をして参ります。

ご質問の3点目、学校体育館の断熱性能の現状はどうか、また冷暖房設備の整備が必要と考えるかどうかについてでございますが、初めに、小中学校の体育館の断熱性能についてでございますが、現状、空調設置の計画は想定はしておりませんでしたので、同施設の断熱性能に関し、詳細な情報を持ち合わせておりません。よって、正確な数値等はお示しできないのが現状であります。ただ、一般的に、小中学校の体育館の断熱性能は、あまり高くないことが多いと聞いています。

そもそも体育館の設計は、主な用途がスポーツ活動や集会を目的としているため、断熱性能よりも広い空間性、耐久性、自然換気の確保に重点が置かれることが多いからとのことであります。また、構造等は、鉄筋コンクリートや軽量鉄骨が多く使用されたり、天井や壁の断熱材の使用が限定的であったり、体育館には大きな開口部やガラス

窓等も多いことから、熱が出入りしやすく、断熱性能は高くないことが推測をされます。

続いて、冷暖房設備の必要性についてであります。現時点で適切な判断は難しいと考えています。冷暖房設備を整備することで、児童生徒の熱中症のリスク軽減、学習・運動効率の向上、多目的利用の促進のほか、特に防災機能の強化として、災害時の避難所として利用される際に、空調設備があることで、避難者の健康維持や快適性向上に寄与するなどのメリットがある一方で、空調設備の導入には、多額の設置費用がかかります。体育館は、広い空間のため、家庭用エアコンよりも強力な業務用空調が必要で、その費用は数千万円規模と推測がされます。体育館の構造上の特性から断熱性を確保するため、空調機器の設備費用とは別に大規模な改修工事が必要なケースも多いと聞いております。その上、体育館のような天井が高く、開放的な構造では、冷暖房効果を均一にするのも難しく、単純に空調機器を設置すれば解決する問題でもないようでございます。また、使用時の電気代が高額になる上、定期的な機器のメンテナンス費用もかさむことで、毎年のランニングコストの増加も考慮する必要があると思います。

全国の公立小中学校体育館における空調設備の設置率についてですが、最新の統計では、令和6年9月時点で約19%程度に留まっています。この割合は地域によって大きく異なり、例えば、東京都では比較的高い設置率を示している一方で、地方では大きな遅れが見られます。この低い設置率の背景には、設置に伴う初期費用や維持費の負担、老朽化した建物への対応などの課題が指摘されております。

小中学校の体育館に空調設備導入するか否かの判断は、地域の実情、利用目的、その優先順位に依存するものと思っております。本課題は、快適性の向上という単純なものではなく、教育環境の改善や防災機能強化といった明確な目的が存在しますので、総合的な費用対効果の観点から可能であれば、空調の設置を考える必要があると思っております。その一方で、町は、将来多額の財政負担を伴う事業も控えておりますので、大型扇風機やスポットクーラーなどの代替案を含めた柔軟な対応も視野に、今後、適切な判断を行っていきたいと考えております。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員、再質問はありますか。はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

それでは、1件目の再質問をします。答弁の中で、介護が必要な人が受けられないという介護難民は、当町には今のところいないということで安心したところなんです、現在、介護認定は、要介護5から要支援1まで、各段階それぞれ何名、何%いらっしゃるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

12月現在の認定状況をお答えいたします。要支援者1が25名、3.4%。要支援2が46名、6.3%。要介護1が145名、19.9%。要介護2が170名、23.4%。要介護3が168名、23.1%。要介護4が112名、15.4%。要介護5が62名、8.5%。合計で728名でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

今、町内には728名の介護が必要な方がいらっしゃるということなんですが、その要支援認定を受けていない当町のチェックリストって言われるものの対象者というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

同じく12月現在でお答えいたします。チェックリストの事業対象者といたしまして、認定者は78名でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

鋸南町は、今まで介護予防事業をすごく取り組んできて、先行事例として、他の自治体からも注目があって、今も介護予防に力入れている町だよねって言われることが多いんですね。その中で、様々な取り組みをされていますが、各事業の状況、例えばサロンなどあると思うんですが、どのような事業があり、参加者数などは、どのようになっているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

鋸南町の介護予防事業は本年度から開始しましたミニデイサービス、こちらは町内の2事業所で実施しております。35名ほどの参加がございます。また地域で開催している介護予防教室は16ヶ所あり、1教室あたりで10名から15名程度の参加がございます。また、社会福祉協議会が支援を行っている交流サロン、こちらは19ヶ所で15名程度の参加がございます。なお1人が複数の事業に参加している場合もあります。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

私も何ヶ所か見学行かせていただいたことがあるんですけども、まだチェックリストの対象の方、まだ要支援とか要介護を受けていない方が、すごく楽しいということ



を聞いていますし、認知症の予防のカフェとかも、すごく行かれている方楽しいって声が聞かれているので、ぜひ今後も取り組んでいただきたいと思います。

答弁の中に、町内の介護事業所は8介護事業所、2施設があるということですが、具体的にはどのような施設なのでしょう。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

お答えいたします。鋸南町の8事業所、申し上げます。すけっと介護センター、鋸南町社会福祉協議会、ケアセンターさざなみ、ケアセンターさざなみ大六、ここら介護相談室、デイホームのこのこ、ヤックス鋸南、あかりケアサービスの8事業所でございます。2つの施設につきましては、特別養護老人ホーム鋸南苑とグループホーム和季でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

この2点目の答弁の中でですね、更なる報酬改定等の国の施策が必要って考えているという答弁が町長からありましたけれども、この町から国への要望などはされているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

お答えいたします。介護分野におきましては、市町村から直接国の方に要望する機会がございません。しかしながら、国や県から発信される情報を細やかに聴取し、常に動向を伺うことが重要であると考え、情報収集に努めております。

**○議長（青木悦子）**

はい、白石町長。

**○町長（白石治和）**

直接ですね、国の方に私の方からですね、あまり言う機会ないんでありますが、一つこれは大きな課題だと私自身が思っていることはですね、これやっぱり自治体別にですね、介護保険制度をですね、やるべきではないと思っております。これどうしてかっていうと、我々の町は、人口そんなに大きくないわけでありまして、我々のところにはですね、ある意味ではやっぱり若い人たちが少ないんですよ。我々のところで生まれた方がある程度大きくなれば、都会へ出ていくと。ということは、若い力がここにはなかなかですね、生まれてこないといえますかね。若い人が都会へ出ています。そういうところで、自分の町だけで介護保険制度をですね、やっていくことそのものが、果たしてそれでいいのかなっていう感じはしています。国民健康保険もですね、今は千葉県が一つになってやっていますから、私が言っていることはですね、もう介護保険制度もですね、そろそろ県なり、そういうような大きい括りでやっていくことが必要ではないかという

ことをですね、言わしていただいておりますので、これから、もう少し声を大にしてですね、介護保険制度はですね、千葉県一つでやっていただくことが、これはベターだろうというようなことを、発信をしていくつもりでおりますので、そうでないとやっぱり、若い人たちが、どうしても少ないところについてはですね、介護保険、当然、料金高くなるわけですから、その辺を平準化していくという意味ではですね、やっぱり人口、年齢構成がですね、平準化しているところにですね、やっぱりある程度負担をしてもらうということも必要ではないのかなと、そんなことを思っていますので、ぜひまた議員の皆様もですね、どうかでその話を発信していくと非常に助かると思います。当然もう国民健康保険は千葉県一つでやっているわけですから、介護保険も一つにしておかしいという話じゃないと思うんですね。そういうことで発信はさせていただくつもりでおります。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

私も前の一般質問とか、常日頃から町長と同じ考えで、本当に町単独の事業としては大変厳しい介護保険事業だと思っているので、また次の議会でも請願が出るかなと思うんですけども、国への要望、県の要望も、私も続けていきたいと思っています。

やはり鋸南病院の地域包括ケア病床っていうことは、地域医療、在宅介護、地域医療をしていく上で、大変重要な病床だと思っています。その中で、地域包括ケア病床に配置されているリハビリスタッフは何名いらっしゃるのでしょうか。また、以前から鋸南病院には理学療法士、PTさんしかいらっしゃらないということだったんですけども、変わらず理学療法士の方だけなのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

お答えいたします。地域包括ケア病床のリハビリスタッフ、理学療法士3名で対応しております。以前と変わりませんが、そのうちの1人が、地域包括ケア病床の専従として1人配置されております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

専従の方がいるっていうことで、ちょっと安心なんですけれども、やはり入院したからと言って、筋力低下したりだとか、寝たきりになってしまうということは絶対に、特に地域包括ケア病床でそういうことがあっては絶対ならないと思うので、ぜひリハビリに重点を置いていただきたいと思うんですが、入院患者さんへのリハビリは1単位20分かと思うんですが、何単位ぐらい行っているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

入院患者さんへのリハビリの実施単位ということですが、理学療法士1人が行うリハビリ治療20分を1単位としまして、1日3単位から6単位を行っております。以上です。

**○議長（青木悦子）**

笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

3単位から6単位ということは、1時間から120分ということだから、かなり、できればすごくいいと思うんですが、基本1人の専属ということなので、他の通院のリハビリの方もいらっしゃると思うんで、ぜひ、鋸南病院の方でリハビリのスタッフを増やしてほしいなというふうに思っています。

医療コンサルタントと契約されているという答弁ありましたが、その契約期間というのはどのぐらいなのでしょう。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

医療コンサルタントの契約の期間についてお答えいたします。契約期間につきましては、本年6月からを準備期間として、その後、施設基準の変更により、令和6年11月分の診療報酬の算定から2年間の契約となっております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

あと丸々2年間あるということで、少しでも改善できればいいなと思っています。

鋸南きさらぎ会との情報共有として、会議みたいなものはどのぐらいのペースでやられているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

きさらぎ会との会議の回数ということでお答えいたします。きさらぎ会との会議につきましては、定期的には年2回、鋸南病院連絡会議を開催しております。また入院や外来患者数、あと資金繰り計画などは毎月報告を受け、状況を確認しております。施設基準の変更や施設の維持管理に係る報告などは、随時院長をはじめ、事務長、看護師長、相談員の方と打ち合わせをしております。

**○議長（青木悦子）**

笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

以前からお聞きしている一般職員も入ったプロジェクトチームの会議は、その後しばらく行われていないという答弁が今までありましたが、その後行われているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

プロジェクト会議につきましては、以前お答えしてから、その後はまだ開催しておりません。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

地域包括ケア病床へ転換したということで、ちょっと色々な働いてらっしゃる方の状況も変わっているかと思うので、ぜひ、町は働いている方の声も聞いて欲しいので、またプロジェクトチームの会議をやっていただきたいなと思っています。ただちょっと今また感染症が、インフルエンザなどが増えているので、なかなか難しいかと思うんですけども、リモートでも色んな方法があると思うので。検討していただきたいです。

在宅介護を続けていく上ですね、地域包括ケア病床はレスパイト利用の役割がとて多いです、レスパイトっていうのは、介護をする側が、休む時間を取るってということで、今現在で、レスパイト利用の方はいらっしゃるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

レスパイト利用の患者さんについてお答えいたします。現在、入院患者さん1名おられます。また、今後の入院に向けた調整を行っている方も1名いると聞いております。

**○議長（青木悦子）**

笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

まだ開設して1ヶ月ちょっとで、利用されている方がいるということで、ちょっと安心しました。

地域包括支援センター、町で、予防プランを引き受けているってことですが、今まで引き受けた予防プランは何件あるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

町で引き受けた予防プランにつきましては、12月末現在、10件担当しております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

10件引き受けられたということで、そのことについて、利用者さんの側から、例えばケアマネを指定して、本当は希望されていたけれども、町の方でってなって、何か反応、他の人にやって欲しかったとか、そういう反応っていうのはあったんでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

お答えいたします。利用者の方からは、知り合いの民間事業所のケアマネージャーに依頼したかったというようなご意見がございました。しかしながら、介護保険の申請時に前もって、要支援の認定であれば、私ども町の地域包括支援センターが担当する旨を十分説明しておりますので、問題はないと捉えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

もしかしたら、そういう声があるかなと思って質問したんですけれども、でも、説明して理解していただけているようなので、今後も引き続き、続けていっていただけたらと思います。

町の職員で、今現在、ケアマネの有資格者は何名で、実際に、このケアマネ業務ができる方っていうのは何名いらっしゃるんでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

お答えいたします。職員のケアマネージャーの資格の所有者は4名です。そのうち2名が地域包括支援センターに配属されております。加えて、保健師は、介護予防のケアマネジメント業務に従事することができますことから、合わせて3名が業務に従事しております。

**○議長（青木悦子）**

笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

緊急支援的な考えで、一時的でも事業所を支援する考えはありませんか、ということ町に聞きたいんですが、いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

お答えいたします。介護分野の診療報酬の改定は3年に1度と、短期間で行われることもあり、国では既に次の改定に向けた準備が進んでおります。

現時点においては町としては、一時的に独自の支援を行う事は考えておりません。

**○議長（青木悦子）**

笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

町も財政が厳しい中で、支援、支援って私すぐ言っているんですけども、今まだギリギリ踏ん張っている状態の事業所っていうのは、たくさんあると思うんです。加算を取って、なるべく経営が維持できるように工夫しているって声も聞きます。国による処遇改善加算というのは、職員の処分に關する費用に全額充てなければならないため、光熱費や訪問介護のガソリン代などには使えなくなっています。

施設入所に頼らない、その人が、その人らしく住み慣れた我が家で過ごすっていう在宅介護のためには、訪問介護やデイサービスなどの通所サービスはとても重要になってきます。ぜひ町として緊急支援的な考えで、支援して欲しいなっていう思いがあるので、ご検討ください。

それでは2件目の再質問をします。防災対策監による防災講話は、今までで何回ぐらい行われていますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

規模や対象人は様々でございますが、住民対象の講話はおおむね年4、5回程度実施しております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

私の方も、秋に、秋山議員が声をかけてくださって、石橋防災対策監と一緒に、吉浜区の方で防災講話をした際に、やっぱり参加された町民の方は、これはもっと多くの人に聞いてもらって、各地区で話し合わなきゃいけないねってことで、今後地区だけでの話し合いもすることになっています。ぜひ他の、なるべくその地域に即した防災についての話ができるので、年4、5回でも結構やっていると思うんですけども、もっともっと多くの場所で開かれるように、私も声をかけていきますけど、町の方からも広報していただければと思います。

スフィア基準が求めるトイレ20人当たり1基以上の確保や、女性トイレの数を男性用のトイレの3倍確保するという基準は、鋸南町の避難所では満たしているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

内閣府が2016年に公表しました避難所におけるトイレの確保管理のガイドラインにおきまして、避難が長期化する場合につきましては、20人当たり1基以上のトイレ

の確保や、国際的な人道支援の基準でありますスフィア基準では、女性と男性のトイレの比率を3対1の目標とされております。

本町のトイレの状況でございますが、施設が使用可能であれば、水洗用の水の確保と浄化槽用の電気の確保ができれば使用できる他、各施設に設置されているもの以外にも、可搬型の機材を35台保有しておりますので、基準的には人口の2から3割ぐらい程度の数は確保できていると考えている次第でございます。

男女比につきましてはそのときの避難者の数によって、状況によりまして、違うと思いますので、その辺は、状況によって判断されるものと考えている次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

地域防災計画の見直し修正について、予算を伴うものだという答弁でしたが、大体いくらかかるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

直近では令和3年度に改定を行っておりますが、その際の委託料につきましては、令和2年度からの2ヶ年事業で実施しております、2,365万円がかかっております。近年の人件費等の高騰などにより、次回の改定に当たっては、2,600万程度かかるのではないかと試算しているところでございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

地域防災計画の策定委員のメンバー構成は、ちょっと変えていくつもりだということとは防災対策監からちらっと聞いたんですけれども、どのようになる予定なのか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

鋸南町防災会議の委員につきましては、鋸南町防災会議条例第3条に定められておまして、会長は町長とし、委員は次に掲げる者をもって充てるということとなっております。充てるものにつきましては、県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者4名、千葉県警察の警察官のうちから町長が任命する者が1名、町長がその部内の職員のうちから指名する者が3名、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者が4名、その他町長が必要と認める者5名、あと教育長と消防団長、館山消防署鋸南分署長となっております。

前回の令和3年度の改定時の防災会議の委員につきましては、条例で職を定めている町長、教育長、消防団長、館山消防署鋸南分署長の他、地域振興事務所、土木事務所、

健康福祉センター、南部漁港事務所などの県の関係機関の代表者が4名、町長がその部内の職員のうちから指名する者として、副町長、建設水道課長、保健福祉課長の3名、消防関係が2名、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するものとしましては、東京電力さん、N T T、J R、赤十字奉仕団の4名の方、その他町長が必要とするものにつきましては、安房農協、区長会、社会福祉協議会、建設業界、陸上自衛隊など各組織から1名ずつ、計5名の方に参加いただきまして、委員全体では21名でございました。

次期改定もですね、この条例に基づきまして、構成メンバーを同じ方向で調整して参りたいと考えている次第でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

条例で定められているのはよくわかっているんですけども、町長が必要と定めたものっていうのがあるので、ぜひ子どもの意見とか、その委員の策定メンバーとしてでもなくていいんですけど、子どもの意見聴取とか、あとは地域それぞれの山間部、近い方だと町中っていうふうに、それぞれの地域の人の意見を集約できるような形で取り入れていただけたらなと思っています。

もし耐震シェルターを作る場合は、リフォーム補助の対象にはなるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

リフォーム補助の対象工事について判定する内規のシートがございます。そこではですね、耐震効果が確実に上がるものについてはマルと定めておりますので、今おっしゃいました件は、リフォーム補助の対象となります。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

防災安心メールとか、あと町の公式LINEの登録者数は増えているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田修一）**

防災安心メールの登録者数は、12月1日現在で2,140名、公式LINEにつきましては、10月末の段階でございますが、1,684名でございました。それぞれ今年の4月段階で、防災安心メールの方につきましては2,087名、公式LINEについては1,556名でしたので、4月に比較しまして、安心メールの方は53名、2.5%の増、公式LINEにつきましては128名、8.2%の増加となっております。

引き続きいろいろな媒体を活用しまして、必要な情報を提供できるよう努力して参りたい次第でございます。



**○議長（青木悦子）**

笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

増えているということなので、私もなるべく発信していくようにしますが、広報、また一緒に頑張っていきたいと思います。

学校の空調についてなのですが、学校体育館の断熱性能について、今後、調査の予定はあるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（安田隆博）**

町長答弁の中でも若干触れておりますけれども、大型扇風機、あとスポットクーラー、遮熱カーテン、これら柔軟な対応を含めてですね、検討が必要と考えております。

現時点で判断材料がありませんので、引き続き、今後、専門家へのヒアリングなど、調査を行っていく考えでございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

今現在の空調で大型扇風機など使われていると思うんですけれども、体育館の温度管理っていうのはどうなっているのでしょうか。例えば、夏は何度以上で使用しないとか、冬は何度以上を保つのかなどのチェックはしているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（安田隆博）**

体育館のみならず生徒の健康と安全を守るためにですね、温度管理、健康管理には気を配っております。特に夏は暑さ指数計を用いて、暑さ厳しき折は激しい運動を控えたり、場合によっては、全面的に運動を中止したりするなど、校内でのガイドラインを設け対処をしております。また運動中の水分補給、休憩などを設けるなどいたしまして、温度管理以外の熱中症対策にも配慮をしております。また冬にあつては、特に基準はございません。体育館の体育の授業などにおきましては、急激な体温低下の防止のため、ウォームアップ運動を十分に行ったり、あまりにも寒ければですね、大型ストーブなどを使用いたしまして、寒冷での授業環境に配慮しているという状況でございます。

今後も生徒児童のですね、健康と安全を守るために、適切な温度管理及び健康管理に心がけて参りたいというふうに考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○6番（笹生あすか）**

すごく子供たちのことを考えてやってくれているんだというのが伝わってくるんですけども、あの夏は夏休みといえども、学童の子供たちが体育館を利用したりもしま

すし、移住定住促進にも繋がってくると思うんですね。体育館がちゃんと空調があるっていうのは。なので、これから国が補助金を出すような動きもあるので、ぜひ町の負担がそこまでなくてもできるっていう段階になるかもしれないんですけども、前向きに検討していただきたいと思います。以上で私からの質問は終わります。

**○議長（青木悦子）**

以上で笹生あすか議員の質問を終了します。笹生あすか議員は議席にお戻りください。

**◎散会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日１９日は議案調査のため休会とし、最終日の１２月２０日は午前１０時から会議を開きますので、定刻５分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後 ２ 時 ５ ２ 分 ……………

令和6年第7回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年12月20日 午前10時開議

|       |        |                                                               |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第1号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について）                  |
| 日程第2  | 議案第2号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について）                 |
| 日程第3  | 議案第3号  | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                          |
| 日程第4  | 議案第4号  | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第5  | 議案第5号  | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第6  | 議案第6号  | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第7  | 議案第7号  | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第8  | 議案第8号  | 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に<br>関する協議について |
| 日程第9  | 議案第9号  | 南房総広域水道企業団規約の変更に<br>関する協議について                                 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                              |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和6年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について                                     |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和6年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について                               |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について                                 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について                                   |

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（１１名）

|     |    |    |    |     |    |     |    |
|-----|----|----|----|-----|----|-----|----|
| １番  | 東  | 愛乃 | 議員 | ２番  | 篠宮 | 真樹  | 議員 |
| ３番  | 中村 | 基  | 議員 | ４番  | 柴本 | 健二  | 議員 |
| ５番  | 秋山 | 柳三 | 議員 | ６番  | 笹生 | あすか | 議員 |
| ７番  | 早川 | 正也 | 議員 | ９番  | 大塚 | 昇   | 議員 |
| １０番 | 青木 | 悦子 | 議員 | １１番 | 緒方 | 猛   | 議員 |
| １２番 | 鈴木 | 辰也 | 議員 |     |    |     |    |

欠席議員（１名）

８番 竹田 和明 議員

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|        |       |           |        |
|--------|-------|-----------|--------|
| 町 長    | 白石 治和 | 副 町 長     | 内田 正司  |
| 教 育 長  | 富永 安男 | 総務企画課長    | 吉田 修一  |
| 税務住民課長 | 菊間 寛之 | 保健福祉課長    | 対馬 尚子  |
| 地域振興課長 | 重田 正行 | 教 育 課 長   | 安田 隆博  |
| 建設水道課長 | 齋藤 正樹 | 会 計 管 理 者 | 笹生 いつ子 |
| 総務管理室長 | 今井 勝啓 | 監 査 委 員   | 増田 光俊  |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

|         |       |     |       |
|---------|-------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 加藤 芳博 | 書 記 | 曾田 敦子 |
|---------|-------|-----|-------|

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

議員各位にはご苦労様です。

定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただ今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、8番竹田和明議員から欠席届が出ております。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第1、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度鋸南町一般会計補正予算第3号についてを議題といたします。

総務企画課長より、議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 吉田修一 登壇〕

#### ○総務企画課長（吉田修一）

議案第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

専決処分のご承認をお願いするのは、令和6年度鋸南町一般会計補正予算第3号についてでございます。

10月9日に衆議院が解散され、10月27日に衆議院選挙が執行されることから、選挙の執行に係る予算866万6千円を、去る10月9日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法179条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは歳出から説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。2款、総務費、4項、3目、衆議院議員選挙費でございますが、1節、報酬、67万8千円は投票管理者18人、投票立会人36人、開票管理者1人、開票立会人10人分、3節、職員手当等374万7千円は、当日投票事務で65人、開票事務で42人の他、期日前投票で延べ55人分の手当、10節、需用費中、消耗品費、108万2千円はポスター掲示板49ヶ所分及び選挙用事務用品の費用でございます。11節、役務費中、郵便料、

35万円は、入場券等の発送費用、12節、委託料中、期日前投票システム選挙運用支援業務58万3千円は、基幹情報システムと連携した期日前投票システムが円滑にまた適切に執行するための運用支援業務を委託するものでございます。

続きまして6ページをお願いいたします。歳入でございますが、今補正予算に係る財源は、15款、国庫支出金、3項、2目、衆議院議員選挙委託金866万6千円を充当させていただいたものでございます。

9ページをお願いいたします。給与費明細書でございますが、特別職分につきましては、投票管理者等の報酬として65人分、67万8千円、10ページの一般職につきましては、選挙事務の時間外手当374万7千円を補正したものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第2、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度鋸南病院事業会計補正予算第2号についてを議題といたします。

保健福祉課長より、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔総務企画課長 対馬尚子 登壇〕

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

議案第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第2号についてでございます。

地方公営企業法第33条の2項において、条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならないとされております。これを受けまして、鋸南町鋸南病院の設置等に関する条例第4条において、予算で定めなければならない資産の取得

及び処分は、予定価格が1千万円以上の不動産又は動産の買入又は譲渡と規定をしております。

今年度、鋸南病院に一般撮影読取装置の購入の予定をしておりますが、当初予算におきまして、予算の議決をいただいているところでございます。しかしながら、予定価格が1千万円を超えるものでありましたので、併せて重要な財産の取得として、その旨の議決もいただいております。

このことにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、10月28日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第3号から第7号の上程、説明**

**○議長（青木悦子）**

日程第3、議案第3号から日程第7、議案第7号は関連する議案でございますので、一括議題とし、一括して説明を受けた後、議案ごとに質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

議案第3号から議案第7号を一括議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 吉田修一 登壇〕

## ○総務企画課長（吉田修一）

一括上程をいただきました議案第3号から第7号についてご説明いたします。

今回の改正の趣旨は、本年10月8日に千葉県人事委員会から勧告がなされた一般職の月例給の引き上げ並びに期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を、100分の10、月数に改めると0.1月引き上げるものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付き職員についても勧告がなされたことから、改正を行うものでございます。

それでは改正の基本となります一般職からご説明させていただければと思います。

議案第6号をお願いいたします。議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本改正条例は施行日が異なることから2条構成となっております。新旧対照表第1条関係をお願いいたします。第1条の改正点は、2点ございまして、1点目としまして、本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正しようとするものでございまして、改正条例の施行は、交付の日とし、令和6年12月1日から適用するものでございます。

条例第23条第2項において、期末手当の支給割合を現行100分の122.5から100分の127.5に改正しようとするものでございます。第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を現行100分の68.75から100分の71.25に改正しようとするものでございます。

条例第24条、第2項、第1号において、勤務手当の支給割合を現行100分の102.5から100分の107.5に改正しようとするものでございます。第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を現行100分の48.75から100分の51.25に改正しようとするものでございます。

2ページをお願いいたします。第1条改正の2点目は、別表第1、一般行政職給料表でございますが、今回の勧告では初任給を大学卒で2万3,800円、高校卒で2万3,600円を引き上げ、初任給及び若年層に重点を置いた月例給の引き上げを行うため、給料表の額を改正しようとするものでございまして、令和6年4月1日からの適用となります。なお、給料表は千葉県に準じ、改定率は3.3%でございます。7ページ以降につきましては、医療職の給料表となりますが、同様の改正でございます。

次に第2条関係につきましても2点ご説明いたします。給料表の次にございます第2条関係の新旧対照表をお開き願います。

1点目は令和7年以降の6月及び12月支給の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正、地域手当の新設、扶養手当及び管理職特別勤務手当に所要の改正をしようとするものでございまして、改正条例の施行日は令和7年4月1日としております。

条例第4条第2項において、新設いたします地域手当を加えております。

条例第11条第2項において、配偶者にかかる扶養手当の廃止に伴い、第1号の配偶者を削除し、第2号を第1号として、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げし、2ページをお願いします。その支給額を第1号の子に係る扶養親族について1人につき1万円から1万3千円に変更し、それ以外の第2号から第5号までの扶養親族について



は、現行の6, 500円のまま、号の繰り上げにより改正案の記載のとおり、改めようとするものでございます。

第12条の2の2項において、地域手当の支給額を給料、管理職手当及び扶養手当の月額合算額の100分の2にしようとするものでございます。

3ページをお願いいたします。第21条第2項において、勤務1時間当たりの給与額について、給料の月額の後に新設いたします地域手当について、加えようとするものでございます。

第22条の2、第2項において、管理職員特別勤務手当を災害や緊急事態に対応するため、正規の勤務時間について、午前0時から午前5時を午後10時から翌日の午前5時に改めようとするものでございます。

第23条第2項において、第1条改正で改めます期末手当の支給割合100分の127.5を100分の125に改正しようとするものでございます。第3項では、第1条改正で改めます定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の71.25を100分の70に改正しようとするものでございます。4ページをお願いいたします。4項及び5項については、新設いたします地域手当を追加するものでございます。

条例第24条、第2項、第1号においては、第1条改正で改めます勤勉手当の支給割合100分の107.5を100分の105に改正しようとするものでございます。第2号では、第1条改正で改めます定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合100分の51.25を100分の50に改正しようとするものでございます。第3項及び第24条の2の休職者の給与第2項から第4項まで、6ページをお願いいたします。第25条の管理職手当の支給方法において、新設いたします地域手当を追加するものでございます。

第1条改正及び第2条改正により、令和6年度では現行より12月支給分で100分の10を引き上げ、令和7年度以降では、6月、12月それぞれの支給割合を改正し、年間で100分の10を引き上げるものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員においては、令和6年度では、現行より12月支給分で100分の5を引き上げ、令和7年度以降では、6月、12月それぞれの支給割合を改正しまして、年間で100分の5を引き上げるものでございます。

7ページをお願いいたします。第2条改正の2点目は、別表第1、一般行政職給料表でございますが、若手、中堅の優秀者層が早期に昇格した場合のメリットの拡大を図るとともに、民間人材を採用する際の給与額を引き上げる目的で、3級から7級、各級の初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引き上げようとするものでございます。12ページ以降は、医療職の給料表となりますが、同様の改正でございます。この後の2条構成による議案につきましては、同様の理由で2条構成としており、改正条例の施行日や第1条改正は公布の日、第2条改正は7年4月1日でございます。

議案第3号に戻っていただきまして、議案第3号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の訂正についてご説明いたします。新旧対照表第1条関

係をお願いいたします。条例第7条第1項では、給料表の月額を号給に応じて改正するもので、令和6年4月1日から適用しようとするものでございます。

第8条第2項では、一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等を規定している条例第8条第2項において、特定任期付職員の本年12月に支給する期末手当の支給割合を現行100分の170から100分の175に改正しようとするものでございます。

次に、第2条関係でございますが、条例第8条2項において、第1条改正で改めます期末手当の支給割合100分の175から100分の172.5に改正しようとするものでございます。令和6年度では現行より12月支給分で100分の5を引き上げ、令和7年度以降につきましては、6月、12月それぞれの支給割合を改正しまして、年間で100分の5を引き上げるものでございます。

次に、議案第4号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。新旧対照表第1条関係をお願いいたします。第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合に関しては、一般職の支給割合の引き上げに伴い、同様の改正を行おうとするものでございます。条例8条第2号において、期末手当は現行100分の122.5から100分の127.5に、一枚めくっていただきまして、条例第8条第2の2号において、勤勉手当は現行100分の102.5から100分の107.5に改正しようとするものでございます。令和6年12月1日から適用しようとするものでございます。

次ページをお願いいたします。第2条関係でございますが、第1条改正で改めます期末手当及び勤勉手当の支給割合を、条例第8条第2号において、期末手当は100分の127.5を100分の125に、条例8条の2、第2号においては、勤勉手当は100分の107.5を100分の105に改正しようとするものでございます。第2条改正につきましては、令和7年4月1日でございます。

次に、議案第5号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。新旧対照表第1条関係をお願いいたします。条例第3条において、特別職の期末手当の支給割合に関しては、一般職の職員の7級を例に、読み替え規定としておりますが、一般職の支給割合の引き上げに伴い、同様の改正を行おうとするものでございます。現行100分の225から6月支給は現行とおり、12月支給につきましては、100分の235に改正しようとするものでございます。令和6年12月1日から適用するものでございます。一枚めくっていただきまして、第2条関係でございますが、条例第3条において、第1条改正で改めます期末手当の支給割合6月支給の100分の225、12月支給の100分の235を100分の230に改正しようとするものでございます。

次に、議案第7号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。条例第16条において、期末手当について整理し、後段の読み替え規定を削除しております。第2号会計年度任用職員の給与については、一般職給料表1級及び2級に準じておりますが、一

般職の給料表の改正に伴いまして、別表第１、会計年度任用職員給料表のとおり、改正しようとするものでございます。令和６年４月１日から適用するものでございます。

以上で、議案第３号から第７号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

質疑、討論、採決は、議案の順序に従い、議案ごとに行います。

**◎議案第３号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

議案第３号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第４号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

議案第４号、第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 5 号の質疑、討論、採決

##### ○議長（青木悦子）

議案第 5 号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

##### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

##### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 6 号の質疑、討論、採決

##### ○議長（青木悦子）

議案第 6 号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

##### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

##### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 7 号の質疑、討論、採決

**○議長（青木悦子）**

議案第7号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第8、議案第8号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の変更に関する協議についてを議題といたします。

総務企画課長より、議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 吉田修一 登壇〕

**○総務企画課長（吉田修一）**

議案第8号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の変更に関する協議についてご説明いたします。

本件につきましては、千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正することにつきまして、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。はじめに、別表第1、組合同約第2条、組合を組織する地方公共団体を規定しておりますが、布施学校組合から令和7年3月31日をもって解散することから、当該団体を削除するための改正でございます。

次に、別表第2、組合同約第3条第1項、組合の共同処理する事務に関しましては、別表第1、組合同約第2条と同様に、共同処理する事務の団体から削除するための改正でございます。表中の第3条、第1項、第1号に掲げる事務は、常勤職員に対する退職手当の支給、表の下段から次ページ上段にかけまして、第3条、第1項、第3号に掲げる事務、議会の議員、その他非常勤職員の公務災害補償等、第3条、第1項、第4号に掲げる事務としましては、学校医等の公務災害補償、表の下段、第3条、第1項、第11号に掲げる事務は、公平委員会に関する事務について、共同処理する団体を定めてお

りますが、布施学校組合を削除するものでございます。なお、この規約は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第9、議案第9号、南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

建設水道課長より、議案の説明を求めます。失礼いたしました。総務企画課長。

〔総務企画課長 吉田修一 登壇〕

**○総務企画課長（吉田修一）**

議案第9号、南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議についてご説明いたします。

本件につきましては、南房総広域水道企業団と九十九里地域水道企業団の2つの水道用水供給事業体と県営水道の統合に伴い、県企業局が事務を承継し、それぞれの企業団は解散となることから、南房総広域水道企業団規約の一部を改正するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議をするに当たり、同法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。企業団規約に第5章、解散を新設し、解散に伴う事務承継等として、第14条、解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法については、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定めるを加えるものでございます。なお、この規約は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第10、議案第10号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

総務企画課長より、議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 吉田修一 登壇〕

**○総務企画課長（吉田修一）**

議案第10号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明いたします。

人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条3項の規定によりまして、議会の意見を聴くため、推薦議案を提出するものでございます。

推薦しよとする方は、住所、鋸南町竜島1095番地、氏名、鈴木富士夫、生年月日、昭和31年7月14日、任期は令和7年4月1日から3年でございます。なお、資料としまして、公職歴等をお手元に配布してございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案のとおり推薦することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

**◎議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第 1 1、議案第 1 1 号、令和 6 年度鋸南町一般会計補正予算第 4 号についてを議題といたします。

総務企画課長より、議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 吉田修一 登壇〕

**○総務企画課長（吉田修一）**

議案第 1 1 号、令和 6 年度鋸南町一般会計補正予算第 4 号についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。今補正予算は、歳入歳出それぞれ 8, 7 2 5 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 7 億 7, 1 9 6 万円にしようとするものでございます。

歳出からご説明いたします。はじめに、人件費でございますが、給与費明細書にてご説明いたしますので、2 0 ページをお願いいたします。人件費関係は、主に、千葉県人事委員会の勧告に伴いまして、全体で 1, 8 2 2 万円の増額補正をお願いするものでございます。

まず、特別職に関する明細書でございますが、表の下段、比較の区分のうち、長等のところ、4 列目、期末手当の欄ですが、2 3 万 1 千円の増でございます。特別職 3 名の期末手当の支給割合を 0. 1 月増額することによるものであります。また、その他の特別職 2 名は、消防団員数が見込みより 2 名増となったため、報酬の増額をするものでございます。

2 1 ページをお願いいたします。一般職に関する明細書となりますが、一番上の

（1）総括の表をお願いします。区分の比較では、職員数は、一般職及び会計年度任用職員、それぞれ、退職による 2 名減で、報酬 8 8 万 7 千円は、会計年度任用職員の給与改定と人員の増減により、給料 9 2 6 万 3 千円は、一般職の給与改定と退職者による増減によるもの。職員手当 6 3 4 万円は、それぞれの期末勤勉手当の支給率改正と、その他手当の増減によるものでございます。なお、人件費につきましては、関係する各費目に計上しておりますが、説明の方は割愛させていただきたいと思っております。



10ページをお願いいたします。2款、総務費、1項、3目、財産管理費、10節、需用費36万4千円は、保田総合センター2階入口の扉が経年劣化により開かなくなってしまったため、修繕に係る費用の不足する額の予算を計上するものでございます。

2項、徴税費、1目、税務総務費、7節、宿泊税検討委員会謝礼13万7千円及び、8節、旅費中、普通旅費8千円は、宿泊税導入の可否についての検討に当たって、広い視点から議論を行う必要がございますので、民間の有識者を交えた検討会を開催するための予算を計上したものでございます。

12ページをお願いいたします。3款、民生費、1項、2目、保健福祉総務費、11節、役務費4万5千円、その下、17節、備品購入費153万円は、訪問業務等に使用していました公用車が、令和6年10月に廃車になったため、新たに公用車を1台購入しようとするものでございます。

8目、障害者自立支援給付費、19節、障害福祉サービス費2,900万円は、年度末までに不足を生じる見込みから増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。22節、障害者医療費国庫負担金返還金202万1千円は、令和5年度分事業費の精算に伴う国庫負担金の返還金でございます。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、19節、子ども医療費扶助230万2千円の増額は、医療費が増加傾向にあるため、年度末までに不足が生じる見込みから増額するものでございます。

その下、22節、償還金利子及び割引料31万8千円以降、3款、民生費及び4款、衛生費における各費目に計上の22節中の返還金につきましても、精算による国庫又は県費の返還金であります。

15ページをお願いします。4款、衛生費、3項、1目、水道費、18節、水道会計補助金16万円は、10月から児童手当制度が拡充されたことによりまして、支給対象額が増となることから、増額するものでございます。

16ページをお願いいたします。5款、農林水産業費、1項、3目、農業振興費、7節、報償費106万4千円、18節、負担金補助及び交付金66万6千円は、新型コロナウイルス感染症により、活動に影響を受けた地域おこし協力隊員の任期特例の適用を受け、令和6年11月末までの任期だったものを、1年間延長することとなったため、令和6年度残り4か月分を増額するものでございます。

下段の、6款、商工費、1項、2目、商工業振興費、10節、需用費152万4千円は、商店街街路灯などの電気料金が、物価高騰の影響を受け、増加していることから、不足を生じる見込みのため、増額するものでございます。

17ページをお願いいたします。7款、土木費、2項、1目、道路橋梁総務費、10節、需用費19万2千円は、先ほどの商工費の需用費と同様に、道路照明の電気料金が、物価高騰の影響を受け、増加していることから、不足を生じる見込みのため、増額しようとするものでございます。

18ページをお願いいたします。8款、消防費、1項、1目、非常備消防費、1節、報酬8万8千円は、冒頭に、給与費明細書にてご説明いたしました、消防団員2名分の増額分でございます。

19ページをお願いいたします。9款、教育費、7項、1目、学校給食センター費、14節、工事請負費2,068万円は、給食センターのボイラ本体について、設置から15年が経過し、老朽化によりまして交換工事を行おうとするものでございます。

続きまして、歳入ですが、9ページをお願いいたします。15款、国庫支出金、1項、1目、民生費国庫負担金、3節、障害福祉費負担金1,450万円及び、16款、県支出金、1項、1目、民生費県負担金、3節、障害福祉費負担金725万円は、歳出にてご説明いたしました、障害福祉サービス費の事業費増加に伴う国、県分の増額補正でございまして、負担割合につきましては、国が2分の1、県は4分の1でございます。

19款、繰入金、2項、1目、1節、財政調整基金繰入金6,482万円は、歳入歳出の不足額を繰り入れるものでございまして、今補正後の財政調整基金残高は、18億9,396万6千円となる見込みでございます。

21款、諸収入、3項、4目、1節、過年度収入は、国、県負担金及び交付金の過年度精算分に伴う補正でございます。

戻りまして、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございますが、今補正予算に計上をいたしました給食センターボイラ本体交換事業につきまして、年度内に事業が終了しない見込みから、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

6ページ、第3表、債務負担行為補正は、今年度中に契約の準備や隊員採用に向けた準備などを行うため、9事業の追加をお願いするものでございまして、期間及び限度額は記載のとおりでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい。12番、鈴木辰也議員。

#### ○12番（鈴木辰也）

12ページの3款、民生費、1項、4目、老人福祉センター費152万の増額補正は、全協の時にですね、令和7年1月から3月までの3ヶ月間、老人福祉センターを試験的に、平日利用時間3時間延長するための増額補正という説明がありました。

これはどのような理由で、1月から3月までの3ヶ月間の期間なのか、そして、またこの1月から3月という時期を試験運用する期間に選んだ理由はどういうことなのか、そして、この3ヶ月間の試験期間の終了後、検証して、今後の時間延長の在り方を検討

すると思いますけれども、この検討する時のですね、延長時間を今後する、しないの判断基準というのは、町の方で持っているのかどうか伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

ご質問の１点目からお答えいたします。まず、どのような理由で時間延長を１月から３月まで選んだかということですが、町長答弁でもお答えいたしましたが、笑楽の湯の方で実施したアンケートにも時間延長の要望がありました。その他、６月の全員協議会等でも、いろいろご意見をいただいたところでありますので、早いうちに実施したいと考えておりました。

２点目の、１月から３月を選んだ理由につきましては、１月から３月は花観光等で外部の方もいらっしゃるということ、それから年間を通して、１月から３月は、エネルギー等光熱費の一番多い時期と見込まれますので、経費の負担を考えて、この時期を計画いたしました。

それから、最後の検証の際の時間延長をやっていくのか、やらないのかという判断基準でございますが、今のところは、明確には判断基準を設けておりません。今回の実施した結果を持ちまして、慎重に検討して参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

はい。１２番、鈴木辰也議員。

**○１２番（鈴木辰也）**

私はですね、この３ヶ月間の試験運用の期間でですね、今後の延長するかしないかを、慎重に判断するということですが、それはなかなか、私は難しいんじゃないかなというふうに思っています。できればですね、やはりね、年間を通して試験運用をやって、それで１年間通して、どれだけの需要があるのか、私はそこでしっかりと検討して、判断をしていただきたいというふうに思います。そして、まだ、判断基準はないということですが、デマンドの時もそうでしたけれど、やはり、費用対効果がどれだけであればやれるのか、人数がどれだけ来てくれれば、来場者があれば延長していくのかという判断基準がなければですね、検討するだけで、なかなか延長するしないの判断は難しいと思います。ですから、私は、この判断をするにはですね、まず、判断基準をしっかり町の方が持っていて、１年間延長を通してやって、試験期間を１年間としてやっていただいて、それから判断していただきたいと思いますけれども。今回の予算は来年の１月から３月までです。その後ですね、４月からの９ヶ月ですか、１年という。それについて、町の方で予算を組んでやっていくという考えがあるのかどうか、伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、保健福祉課長。

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

ご貴重な意見ありがとうございます。当初予算に向けましては、今のところは計上する予定はございません。限られた財源でもありますし、現場の方の従事する職員の人数もございますので、ご理解いただければと思います。

**○議長（青木悦子）**

3回目です。よろしいですか。

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

はい。12番、鈴木辰也議員。

**○12番（鈴木辰也）**

私は、この令和6年度鋸南町一般会計補正予算第4号に反対の立場から討論します。

12ページ、3款、民生費、1項、4目、老人福祉センター費152万円の増額補正については、令和7年1月から3月までの3ヶ月間、試験的に老人福祉センターの、平日利用時間3時間延長するための増額補正との説明で、時間延長の判断をするのに、なぜ1月から3月の期間なのか、また、なぜ3ヶ月なのか。また、時間延長を継続的に行うかどうかの判断基準も明確ではなく、今の町の説明では疑問が残ります。また、令和7年4月から12月まで継続して、時間延長をする考えがあるのか質疑をしましたが、時間延長をする考えはないとの答弁でした。

時間延長を試験的に行うのは、判断基準を明確にしてから行うのが良いと、私は考えております。そして、時間延長をするかしないかの判断は、1月から3月の3ヶ月間の判断ではなく、やはり1年間を通して時間延長を行ってみて、判断すべきではないでしょうか。

この時間延長に係る予算については、判断基準を明確にし、1年間行う予算として、3月議会での補正予算での提出か、当初予算での提出を求め、私は今回の補正予算には反対をいたします。

**○議長（青木悦子）**

他に討論はございますか。

5番、秋山柳三議員。

**○5番（秋山柳三）**

私は賛成の立場で意見を言わせていただきます。

この問題につきましては、以前より多くの議員からの提案事項でして、察するに、かなりの数の町民の声と捉えています。

一例になりますが、実は昨日ある老人会に参加しまして、最後に時間をいただきまして、意見を聴きましたところ、その中の大半の方が、笑楽の湯の利用者または利用した

ことがあるということでした。現在の営業時間については、終了時間が早すぎるという意見も多く、時間延長に関しては、大いに賛成であるという声も多数聴かれました。

一般的な常識に考えましても、風呂は一日の仕事が終わり、汗を流して疲れを癒し、英気を養い、明日に備えるという、いわば憩い場的な要素があると思います。

そのような考えから、夜の時間帯延長は大いに賛成する次第であります。以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

他に討論はございますか。

3番、中村基議員。

**○3番（中村基）**

私は、条件付き賛成という立場で申し上げます。

本案件は、3款、4目、老人福祉センター費の時間延長について。本案件が浮上します前に、私は私的にそのニーズの収集を試みました。その結果、1ヶ月間で14件、つまり2日に1人、この数字がでました。これが多いか少ないかということは判断に苦みますけれども、このデータは、あくまでも来場した人に対して行ったもので、潜在的なニーズはどれだけあるのかということは、まだ掴めておりません。従って、この3時間延長をすることによって、実際のニーズを掴むということには、異議があると思います。一方ですね、今、鈴木議員の方からいろいろとご指摘がありました。その件も大きな課題として残ります。実施期間が、これから短い間に行うということは、職員の採用の問題、そして利用者への周知の問題、等々、諸課題がまだあるかと思います。しかしながら、期間においては、一旦実施して、これを3ヶ月間、これを1年やりますと、一つの既成事実になりますので、3ヶ月やってみて、速やかな判断を行うという考え方は、私は適切かと思います。

従いまして、いろいろ悩みましたけれども、この件に関しましてはですね、賛成という立場で行いたいと思います。予算執行に当たりましてはですね、十分な準備をして、決して急ぐことはなく、確実に成果が取れますように、実行していただければと思います。頑張ってください。

**○議長（青木悦子）**

はい。それでは討論を引き続き、9番、大塚昇議員。

**○9番（大塚昇）**

私も賛成の立場で討論させていただきます。

常々思っている事なんですが、鋸南町に過ぎたるものが3つあると思っています。

1つはBG、海洋センターの施設。冬場でも水泳ができる設備で、若い人から我々より上の人まで泳いでいます。2つ目は、中央公民館の使いやすい図書館あるいは安い部屋の使い方。3つ目は、佐久間の笑楽の湯だと思っています。

今回、補正でやろうといった心意気に賛成していますので、賛成の立場で述べさせていただきます。以上です。

**○議長（青木悦子）**

他に討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

では、討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

**○議長（青木悦子）**

ここで休憩を取りたいと思います。再開は１１時１５分といたします。

…………… 休憩 ・ 午前１１時０５分 ……………

…………… 再開 ・ 午前１１時１５分 ……………

**○議長（青木悦子）**

それでは休憩を解いて、再開いたします。

**◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第１２、議案第１２号、令和６年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第２号についてを議題といたします。

税務住民課長より、議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔総務企画課長 菊間寛之 登壇〕

**○税務住民課長（菊間寛之）**

議案第１２号、令和６年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第２号についてご説明いたします。

１ページをお願いいたします。本補正予算は、歳入歳出それぞれ９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ１０億４，９００万１千円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、７ページをお願いいたします。１款、総務費、１項、１目、一般管理費及び４項、１目、趣旨普及費は、資格確認書の発行に係る国民健康保険システムの改修等に係る経費が、国庫補助の対象となったことから、財源内訳を補正するものでございます。

７款、諸支出金、１項、３目、償還金９千円の増額は、令和５年度出産育児一時金臨時補助金の確定に伴う償還金が生じたことから、補正をお願いするものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたしますので６ページをお願いいたします。

2 款、国庫支出金、1 項、1 目、社会保障税番号制度システム整備費補助金 4 3 万 5 千円の増額は、歳出でご説明いたしました、国民健康保険システムの改修等に対する補助金で、交付率は 1 0 分の 1 0 でございます。

5 款、繰入金、1 項、1 目、一般会計繰入金 4 3 万 5 千円の減額は、国庫補助金の予算計上に伴い、組み替えるものでございます。

7 款、諸収入、2 項、3 目、一般被保険者返納金 9 千円の増額は、過年度分の給付費に対する医療機関からの返納金でございます。

以上で、議案第 1 2 号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第 1 3、議案第 1 3 号、令和 6 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第 2 号についてを議題といたします。

保健福祉課長より、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 対馬尚子 登壇〕

**○保健福祉課長（対馬尚子）**

令和 6 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。令和 6 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第 2 号でございますが、歳入歳出それぞれ 1 8 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 6 億 9 7 0 万 8 千円にしようとするものでございます。

今回の補正は、千葉県人事委員会の勧告等に伴う人件費の減額補正の予算措置をお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。7ページをお願いいたします。第4款、基金積立金5万1千円につきましては、歳入歳出調整後の余剰額を介護給付費準備基金積立金に積立てをするものでございまして、今補正後の基金残高は、5,733万8千円となる見込みであります。

第6款、地域支援事業費、第2項、第1目、一般介護予防事業費10万3千円の増額及び第3項、包括的支援事業・任意事業費、第1目、総合相談事業費45万5千円の減額並びに第2目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費11万6千円の増額につきましては、人事委員会勧告等に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

次に歳入をご説明いたします。お戻りいただき、6ページをお願いいたします。第3款、国庫支出金、第2項、第2目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業及び第3目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外ですが、歳出第6款、地域支援事業費における人件費の補正により、それぞれ2万5千円の増額と13万1千円の減額をお願いするものです。

第4款、支払基金交付金、第1項、第2目、地域支援事業支援交付金は、歳出第6款地域支援事業費における人件費の補正により2万7千円の増額をお願いするものです。

第5款、県支出金、第2項、第1目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業及び第2目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外ですが、同じく歳出の第6款の地域支援事業費における人件費の補正により、それぞれ1万2千円の増額と6万5千円の減額をお願いするものです。

第6款、繰入金、第1項、第2目、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業及び第3目、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外ですが、歳出第6款の地域支援事業費における人件費の補正により、1万2千円の増額と6万5千円の減額をお願いするものであります。

8ページから14ページまでは介護保険特別会計における職員の給与費明細書となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。



〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第 14、議案第 14 号、令和 6 年度鋸南町水道事業会計補正予算第 2 号についてを議題といたします。

建設水道課長より、議案の説明を求めます。建設水道課長。

〔建設水道課長 齊藤正樹 登壇〕

### ○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第 14 号、令和 6 年度鋸南町水道事業会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。

本補正予算は、主に、本年 10 月からの児童手当制度拡充による他会計補助金等の収入増額、千葉県人事委員会勧告に基づく職員給与費の改定と、児童手当制度拡充による人件費や、緊急漏水対応の増加に伴い、不足が見込まれる燃料費等の支出増額、あわせて令和 7 年度に予定する水質検査委託に係る債務負担行為の設定が主なものでございます。

予算書の 2 ページをお願いいたします。実施計画によりご説明いたします。収益的収入及び支出のうち収入におきまして、1 款、水道事業収益を 17 万円増額し、5 億 1,358 万 4 千円にしようとするものです。内訳といたしましては、2 項、営業外収益、4 目、他会計補助金は、一般会計より制度拡充に伴う児童手当分として、16 万円の増額、6 目、雑収益では、事故対応に伴う保険会社からの補償金 1 万円の増額をお願いするものでございます。

次に支出におきまして、1 款、水道事業費を 195 万 7 千円増額し、4 億 9,667 万 1 千円にしようとするものです。内訳といたしましては、職員給与費改定等により、1 項、営業費用、1 目、原水及び浄水費 71 万 8 千円、2 目、配水及び給水費 55 万 4 千円、4 目、総係費 58 万 7 千円をそれぞれ増額、また、2 目、配水及び給水費では、上半期に緊急漏水対応が多かったことで、重機等の使用時間がかさみ、燃料費の不足が見込まれることから、7 万 3 千円の増額、4 目、総係費では、システムの回線使用料として、通信運搬費 2 万 5 千円の増額をお願いするものでございます。

その下、資本的収入及び支出におきましては、補正予算をお願いする項目はございません。

3 ページをお願いいたします。令和 6 年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和 6 年度末における資金残高は、最下段にありますように、5 億 9,354 万 6 千円となる見込みでございます。

4 ページ及び 5 ページは、給与費明細書でございます。6 ページをお願いいたします。令和 7 年度に予定いたします浄水施設の水質検査委託にかかる費用 374 万 6 千円

は、本年度中に競争入札を実施するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

7 ページは、令和 5 年度鋸南町水道事業損益計算書、8 ページから 10 ページは、令和 5 年度鋸南町水道事業貸借対照表、11 ページから 13 ページは、令和 6 年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照をお願いいたします。

以上で、議案第 14 号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申しあげます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎閉会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

これにて今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって令和 6 年第 7 回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 前 11 時 31 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

令和7年7月11日

議 会 議 長      青 木 悦 子

署 名 議 員      笹 生 あすか

署 名 議 員      緒 方      猛